

5 附属資料

5-1 みんなで取り組む防災活動促進条例（平成22年10月15日岩手県条例第49号）

本県は、これまで台風や地震、津波をはじめ、甚大な被害をもたらす災害に幾度となく見舞われてきたが、将来においても、巨大地震や大津波による広域的な被害が懸念される。

本県における防災の体制は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画により確立し、行政が主体となって対策を推進してきたが、他方で、住民のなかには「防災は行政の役割」という意識が醸成され、災害に対する備えや行動等に課題がある。また、急速な高齢化の進展により、災害時に周囲からの支援を必要とする高齢者等が増加しつつある。

このような現状を踏まえ、将来の災害に適切に対処するためには、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、災害時の高齢者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、自助、共助に基づく防災活動を公助が支援していくことが不可欠である。過去の教訓を次代に継承し、「自分の命を守りたい」、「家族を守りたい」、「地域を守りたい」という主体的な自助や共助が発揮される社会の実現に向け、県を挙げて防災に取り組んでいくことが、私たちに課せられている課題である。

ここに私たちは、県民相互の協力の下、防災活動に取り組み、将来に向かって、安心して生活することができる災害に強い地域社会を築いていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、災害から県民の生命及び財産を守るための防災の対策について、基本理念を定め、県民、自主防災組織等、事業者及び県の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、県民、自主防災組織等及び事業者による防災活動並びに県の支援等の基本となる事項を定めることにより、県民、自主防災組織等及び事業者の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- （2） 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
- （3） 自主防災組織等 自主防災組織（法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。）その他地域において防災を目的として活動を行う組織をいう。
- （4） 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。

（基本理念）

第3条 防災の対策は、県民が自らを災害から守る自助、地域において県民、自主防災組織等及び事業者（以下「県民等」という。）が助け合う共助並びに県及び市町村が行う公助を基本としなければならない。

- 2 防災の対策は、自助の意識を高揚しつつ、共助を尊重する社会的気運を醸成しながら、県民等、市町村及び県が相互に連携し、及び協力して実施されなければならない。

（県民の責務）

第4条 県民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自助の主体とし

て災害の発生に備える意識を高め、自ら防災活動を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織等及び事業者の責務)

第5条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として防災活動を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として自ら災害の発生に備えるための手段を講ずるとともに、地域における防災活動に参加するよう努めるものとする。

(県の責務)

第6条 県は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するとともに、県民等が行う防災活動の支援を行うものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(災害への備え)

第8条 県民は、防災に関する知識の習得のため、防災に関する講演会、研修会等に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、地域における防災訓練及び自主防災組織等の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 県民は、災害が発生した場合において必要とする生活物資並びに災害及び防災に関する必要な情報を収集するための機器を備えておくよう努めるものとする。

4 県民は、所有し、又は居住する建築物の倒壊を防止するため、必要に応じて耐震診断を行い、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難の経路、方法及び場所並びに家族との連絡の方法を確認しておくよう努めるものとする。

第9条 自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、支援体制の整備に努めるものとする。

第10条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における事業の継続又は早期の復旧のための計画（以下「事業継続計画」という。）を作成しておくよう努めるものとする。

(災害時の行動)

第11条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自主的な避難、市町村長の避難の勧告又は指示に従った行動その他適切な行動をとるよう努めるものとする。

第12条 自主防災組織等及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、互いに連携しながら、地域における情報の収集及び伝達、避難の誘導、消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めるものとする。

(県民等の防災活動への支援)

第13条 県は、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を支援するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 防災に関する正しい知識の習得のための教育を行うこと。
- (2) 防災活動に携わるボランティアの育成を図ること。
- (3) 地域における防災活動のリーダーの育成を図ること。

- (4) 事業者の事業継続計画の作成に関する助言を行うこと。
- (5) 県民等の防災活動に関する普及啓発及び表彰を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県民等の自発的な防災活動に資する援助を行うこと。

(避難行動要支援者の支援体制の整備に係る支援)

第 14 条 県は、第 9 条に規定する支援体制の整備が円滑に行われるよう、市町村が作成する避難行動要支援者の避難の支援に関する計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。

(実施状況の公表)

第 15 条 知事は、毎年度、前 2 条に規定する施策の実施状況について、県民が利用しやすい方法により公表するものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 県は、県民等の防災活動への支援に係る施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条の規定は、平成 23 年度に実施する施策から適用する。

附 則 (平成 26 年 3 月 28 日条例第 16 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

5-2 岩手県防災会議条例（昭和 37 年岩手県条例第 34 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 15 条第 8 項の規定に基づき、岩手県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員及び専門委員）

第 2 条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ 15 人以内、4 人以内、30 人以内及び 9 人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）

第 3 条 防災会議に、幹事 71 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第 4 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する職員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

（庶務）

第 5 条 防災会議の庶務は、総務部において処理する。

（補則）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 40 年 3 月 26 日条例第 6 号）

この条例は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 10 月 13 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 5 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成 8 年 11 月 11 日までの間に市町村長及び消防機関の長のうちから任

命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員（岩手県防災会議条例第2条第2項ただし書に規定する補欠委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成8年11月11日までとする。

附 則（平成15年7月14日条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成16年11月11日までの間に指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員（岩手県防災会議条例第2条第2項ただし書に規定する補欠委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成16年11月11日までとする。

附 則（平成24年10月18日条例第62号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月16日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月10日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成26年11月10日までの間に指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員（岩手県防災会議条例第2条第2項ただし書に規定する補欠委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成26年11月10日までとする。

附 則（平成27年3月11日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成28年11月10日までの間に指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員及び自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員（岩手県防災会議条例第2条第2項ただし書に規定する補欠委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成28年11月10日までとする。

5-3 岩手県災害対策本部条例（昭和 37 年岩手県条例第 40 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき、岩手県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員その他の職員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（補則）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 18 日条例第 63 号）

この条例は、公布の日から施行する。

5-4 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

(昭和 37 年岩手県条例第 47 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 2 項の規定により、同法第 71 条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）に係る損害補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害補償の種類)

第 2 条 前条の損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償の 6 種とする。

(補償基礎額)

第 3 条 損害補償（療養補償を除く。）は、補償基礎額を基準として行う。

2 前項に規定する補償基礎額は、次のとおりとする。

- (1) 従事者のうち、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって病気の発生が確定した日を基準として、同法第 12 条の規定により算定した平均賃金の額。
- (2) 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、標準収入額を基準として知事が定める額とする。

(療養補償)

第 4 条 従事者が負傷し、又は病気にかかった場合においては、療養補償として、必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

(休業補償)

第 5 条 従事者が負傷し、又は病気にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業補償として、その業務に服することができない期間 1 日につき、補償基礎額の 100 分の 60 に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けすることができる期間中は休業補償を行わない。ただし、その業務上の収入が休業補償の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害補償)

第 6 条 従事者の負傷又は病気になおった場合において、別表に定める程度の身体障害が存するときは、

障害補償として、その障害の等級に応じ、補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

- 2 別表に定める程度の身体障害が2以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。
- 3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者に最も有利なものによる。
 - (1) 第13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より1級上位の等級
 - (2) 第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より2級上位の等級
 - (3) 第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より3級上位の等級
- 4 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の額を合算した額を超えてはならない。
- 5 すでに身体障害のある従事者が、負傷又は病気によって、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の額を差し引いた額をもって、障害補償の額とする。

(遺族補償)

第7条 従事者が死亡した場合においては、遺族補償として、その者の遺族に対して、補償基礎額の1,000倍に相当する金額を支給する。

第8条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫及び祖父母で、従事者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、従事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 3 従事者が遺言又は知事に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。
 - 4 遺族補償を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によって等分して行う。

(葬祭補償)

第9条 従事者が死亡した場合においては、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給する。

(打切補償)

第10条 第4条の規定によって療養補償を受ける者が、療養補償の開始後3年を経過しても負傷又は病気がなおらない場合においては、打切補償として、補償基礎額の1,200倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行ったときは、その後は損害補償は行わない。

(補償の制限)

第11条 損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、損害補償を行わない。

2 損害補償の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、損害補償を行わない。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養に継続して、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養としてされたものとみなす。

別表(第6条関係)

等級	倍数	身 体 障 害
1 級	1,340	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能が失われたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をそれぞれ肘関節以上で失ったもの 6 両上肢が用をなさなくなったもの 7 両下肢をそれぞれ膝関節以上で失ったもの 8 両下肢が用をなさなくなったもの
2 級	1,190	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下に減じたもの 2 両眼の視力がそれぞれ0.02以下に減じたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢をそれぞれ手関節以上で失ったもの 6 両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの
3 級	1,050	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下に減じたもの 2 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能が失われたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

等級	倍数	身 体 障 害
		4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の全ての指を失ったもの
4 級	920	1 両眼の視力がそれぞれ 0.06 以下に減じたもの 2 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が全く失われたもの 4 1 上肢を肘関節以上で失ったもの 5 1 下肢を膝関節以上で失ったもの 6 両手の全ての指が用をなさなくなったもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
5 級	790	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下に減じたもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1 上肢を手関節以上で失ったもの 5 1 下肢を足関節以上で失ったもの 6 1 上肢が用をなさなくなったもの 7 1 下肢が用をなさなくなったもの 8 両足の全ての指を失ったもの
6 級	670	1 両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの 2 咀嚼（そしゃく）又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 4 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1 上肢の 3 大関節のうちのいずれか 2 関節が用をなさなくなったもの 7 1 下肢の 3 大関節のうちのいずれか 2 関節が用をなさなくなったもの 8 片手の全ての指を失ったもの又はおや指をあわせ片手の 4 本の指を失ったもの
7 級	560	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.6 以下に減じたもの 2 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 3 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することがで

等級	倍数	身 体 障 害
		きないもの 6 おや指をあわせ片手の3本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の4本の指を失ったもの 7 片手の全ての指が用をなさなくなったもの又はおや指をあわせ片手の4本の指が用をなさなくなったもの 8 片足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の全ての指が用をなさなくなったもの 12 外貌が著しく醜くなったもの 13 両側の睾（こう）丸を失ったもの
8級	450	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下に減じたもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 おや指をあわせ片手の2本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の3本の指を失ったもの 4 おや指をあわせ片手の3本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の4本の指が用をなさなくなったもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節のうちのいずれか1関節が用をなさなくなったもの 7 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節が用をなさなくなったもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 片足の全ての指を失ったもの
9級	350	1 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの 2 1眼の視力が0.06以下に減じたもの 3 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄（さく）又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 8 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 9 一方の耳の聴力が全く失われたもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

等級	倍数	身 体 障 害
		12 片手のおや指を失ったもの又はおや指以外の片手の2本の指を失ったもの 13 おや指をあわせ片手の2本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の3本の指が用をなさなくなったもの 14 第1足指をあわせ片足の2本以上の指を失ったもの 15 片足の全ての指が用をなさなくなったもの 16 外貌が相当程度醜くなったもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの
10 級	270	1 1眼の視力が0.1以下に減じたもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼（そしゃく）又は言語の機能に障害を残すもの 4 14本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 7 片手のおや指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の2本の指が用をなさなくなったもの 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 片足の第1足指又は他の4本の指を失ったもの 10 1上肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に著しい障害を残すもの
11 級	200	1 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 第1足指をあわせ片足の2本以上の指が用をなさなくなったもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
12 級	140	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの

等級	倍数	身 体 障 害
		3 7本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの 4 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に障害を残すもの 8 長管状骨に変形を残すもの 9 片手のこ指を失ったもの 10 片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなったもの 11 片足の第2足指を失ったもの、第2足指をあわせ片足の2本の指を失ったもの又は片足の第3足指以下の3本の指を失ったもの 12 片足の第1足指又は他の4本の指が用をなさなくなったもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌が醜くなったもの
13級	90	1 1眼の視力が0.6以下に減じたもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄（さく）又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの 5 5本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 片手のこ指が用をなさなくなったもの 8 片手のおや指の指骨の一部を失ったもの 9 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10 片足の第3足指以下の1本又は2本の指を失ったもの 11 片足の第2足指が用をなさなくなったもの、第2足指をあわせ片足の2本の指が用をなさなくなったもの又は片足の第3足指以下の3本の指が用をなさなくなったもの
14級	50	1 1眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの 2 3本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの 3 一方の耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 4 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜い痕を残すもの 5 下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜い痕を残すもの 6 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失ったもの 7 片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 片足の第3足指以下の1本又は2本の指が用をなさなくなったもの 9 局部に神経症状を残すもの

備 考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 手の指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手の指が用をなさなくなったものとは、指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足の指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足の指が用をなさなくなったものとは、第1足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第1足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

5-5 岩手県防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手県防災会議条例（昭和37年岩手県条例第34号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、岩手県防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第2条 防災会議の招集は、会長が会議開催の五日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 防災会議は会長（会長に事故があるときはその指名する委員）及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること。

(2) 岩手県地域防災計画の軽微な修正に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。ただし、会議を開催することが困難と認めるときは、委員への通知をもって報告に代えることができる。

(部会)

第4条 部会の招集は、部会長が会長の承認を得て行うものとする。

2 会長は、防災会議において部会に付議すべき事項と決定したものについては、速やかに部会に付議するものとする。

3 部会長は、付議された事項の調査審議を終わったときは、速やかにその結果を、会長に報告するものとする。

4 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

(幹事会議)

第5条 会長は、防災会議の運営について必要があるときは、幹事会議を開催することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員（委員の属する機関の職員のうちから幹事が任命されていない委員に限る）及び専門委員を出席させることができる。

3 部会長は、部会の運営について必要があるときは、会長の承認を得て、部会に属する委員の属する機関の職員のうちから任命された幹事の会議を開催することができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、昭和38年3月22日から施行する。

附則

この規程は、昭和49年9月7日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 3 月 28 日から施行する。

5-6 小災害見舞金交付内規

(目的)

第1条 この内規は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害で、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）が適用されない小災害の発生に際して当該災害により住家の滅失した世帯に見舞金を支給した市町村及びり災住民の救助を行った市町村に対して小災害見舞金を交付し、り災住民の援護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 全壊世帯 住家が全壊し、全焼し、又は流失した世帯をいう。
- (2) 半壊世帯 住家が半壊し、半焼する等著しく損傷した世帯をいう。
- (3) 床上浸水世帯 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯をいう。
- (4) 住家が滅失した世帯 全壊世帯、半壊世帯及び床上浸水世帯をいう。
- (5) 小災害 災害により住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表に掲げる数に該当するもの（法第2条に規定する政令で定める程度の災害（以下「法適用災害」という。）を除く。）をいう。
- (6) 被災率 市町村ごとに、災害により住家が滅失した世帯の数を当該市町村の人口に応じそれぞれ災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）別表第一に定める世帯の数で除して得た数（小数点第2位以下切捨て）をいう。

(世帯の数の算定)

第3条 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊世帯は2世帯をもって、床上浸水世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した世帯の1世帯として算定するものとする。

(小災害見舞金の種類)

第4条 小災害見舞金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) り災見舞金
- (2) 救助見舞金

(小災害見舞金の交付)

第5条 り災見舞金は、小災害によって住家が滅失した世帯に対して見舞金を支給した市町村に交付する。

2 救助見舞金は、り災住民の救助を行った市町村に交付する。

(小災害見舞金の額)

第6条 り災見舞金の額は、当該市町村における住家が滅失した世帯ごとに災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）第6条別表第1の3の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額（6人を超える世帯にあっては、6人世帯の金額を限度とする。）に当該市町村の被災率を乗じて得た金額（1,000円未満は切り上げるものとする。）の合計額とする。ただし、実際に市町村が住宅が滅失した世帯に支給した見舞金の総額を超えないものとする。

2 救助見舞金の額は、当該市町村が行った救助のうち、法適用災害に係る法第23条に規定する救助の種類（法第23条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について法第2条に規定する救助の例によって算出した額に当該市町村の被災率を乗じて得た金額（1,000円

未満は切上げるものとする。) とする。

(同一災害による見舞金の交付)

第7条 小災害又は法適用災害の発生した市町村以外の市町村において、当該災害とほぼ同時に発生した同一原因による災害によって住家が滅失した世帯に対して当該市町村が見舞金を支給した場合及び当該市町村が災住民の救助を行った場合には、当該市町村の災状況を勘案し、特に必要と認めるものについて、前条の例により算定した小災害見舞金を交付することができる。

附則

1 この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附則

1 この内規は、平成18年9月19日から施行する。

別表

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数	
人口	5,000人未満	15世帯以上	30世帯未満
人口	5,000人以上 15,000人未満	20世帯以上	40世帯未満
人口	15,000人以上 30,000人未満	25世帯以上	50世帯未満
人口	30,000人以上 50,000人未満	30世帯以上	60世帯未満
人口	50,000人以上 100,000人未満	40世帯以上	80世帯未満
人口	100,000人以上 300,000人未満	50世帯以上	100世帯未満
人口	300,000人以上	75世帯以上	150世帯未満

「小災害見舞金交付内規」の一部改正について

〔 平成 15 年 3 月 31 日付地福第 1080 号
保健福祉部長から各地方振興局長あて 〕

災害救助法が適用される災害（以下「法適用災害」という。）以外であって、一定規模以上の被害をもたらした災害（小災害）が発生した場合には、昭和 41 年 10 月 27 日施行の標記内規により見舞金を交付しているところですが、このたびその一部を別紙のとおり改正し、平成 15 年 4 月 1 日から施行することとしましたので通知します。

なお、改正の要点及び留意事項は下記のとおりです。

記

- 1 改正前の内規（以下「旧内規」という。）では、小災害により住家の滅失した世帯に対して、県が直接「り災者見舞金」を交付していたが、これを住家の滅失した世帯に見舞金を支給した市町村に「り災見舞金」として交付することとしたこと。
- 2 市町村に対するり災見舞金の額は、個々の住家の滅失した世帯ごとに旧内規によるり災者見舞金と同様の算定方式により算定した額の合計額とし、実際に市町村が当該世帯に支給した見舞金の総額を超えないものとする。この場合の市町村の見舞金の総額には、床下浸水の被害にあった世帯に対して支給した額を含まないものであること。
- 3 上記 1 のとおりり災見舞金を市町村に交付することとしたことから、旧内規による「市町村見舞金」については名称を「救助見舞金」に改めたが、交付の対象及び額の算定方式等は従前のおりであること。
- 4 旧内規では、小災害（法適用災害を含む。）の発生した市町村に接続する市町村（以下「接続市町村」という。）において、当該小災害の同一災害により被害が生じた場合には見舞金を交付することとし、また、接続市町村以外の市町村において、同一災害により被害が生じた場合にはその被災状況を勘案して特に必要と認めるものについて見舞金を交付することができることとしていたが、同一災害により被害が生じた場合には、接続市町村であるか否かを問わず、その被災状況を勘案して特に必要と認める市町村に対して見舞金を交付することができる規定に改めたこと。従って、従前と異なり、接続市町村であっても、被災状況によっては見舞金が支給されない場合があること。
- 5 旧内規では、同一災害による見舞金の額の算定に当たり、小災害の発生した市町村の被災率を適用していたが、同一災害による当該市町村の被災率を適用することとしたこと。このことに伴い、被災率の定義を改めて規定したこと。

小災害見舞金交付内規の施行について（42.2.1付42社第73号）

厚生部長通牒

災害救助法第2条の規定によって救助の行なわれる災害（以下「法適用災害」という。）以外の災害が発生した場合には、従前「小災害によるり災者に対する見舞金交付基準」（以下「旧内規」という。）によって見舞金を交付することとされていましたが、市町村におけるり災住民の救助を迅速かつ適切に行なわせるため、今般旧内規を全面的に改正して、標題の内規（以下「小災害内規」という。）が別添のとおり定められ、昭和41年10月13日に発生した災害から適用されることとなりました。

小災害内規の改正の要点は、別記第1のとおりであり、その留意事項は別記第2のとおりですから、ご知のうえ、関係事務は別記第3によって処理されたく、命によって通知します。

別記

第1 改正の要点

- 1 旧内規は、り災住民に対する見舞金（弔慰金を含む。）のみを定めていたが、これを改め、り災住民に交付するり災者見舞金及び弔慰金と、災害救助を行なった市町村に対して交付する市町村見舞金の3本立てとし、これを「小災害見舞金」と総称したこと。
- 2 この内規の適用対象市町村を決定するための基準及び見舞金の交付対象に新たに床上浸水世帯を加えたこと。
- 3 法適用災害以外の災害で一定基準に達したものを「小災害」と呼称し、定義規定を設けてその範囲を明確にしたこと。
- 4 見舞金の額を改善したこと。
- 5 り災者見舞金の額は、従前単に被害別に定めていたものを季別、被害別、世帯構成人員別に定めたこと。
- 6 市町村見舞金の額は、法適用災害の救助の例によって算定した救助費用の額に被災率を乗じて得た額としたこと。

第2 留意事項

- 1 この制度は、内部的なものであり、市町村その他関係者に広く知らせる必要はないが、その運用にあたっては、市町村長の十分な協力を得て行なう必要があること。

2 第2条関係

住家が滅失した世帯の算定は、次の算式のとおり行なうものであること。

$$\text{全壊世帯} + (\text{半壊世帯} \times 1/2) + (\text{床上浸水世帯} \times 1/3)$$

3 第3条関係

り災者見舞金の額は、法適用災害の場合の「被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与」（以下「生活必需品の給与等」という。）に係る法適用災害の場合の救助費用の限度額を基準としているため、市町村が生活必需品の給与等を行なった場合には、この救助事業は市町村見舞金算定の基礎と、されないものであること。

4 第6条関係

- (1) 被災率の算定は、次の算式のとおり行なうものであること。

$$\text{滅失世帯数} \div \text{基準世帯数}$$

- (2) 市町村見舞金の額の算定の基礎となる救助の種類は、次に掲げるとおりであること。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
 - イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ウ 災害にかかった者の救出
 - エ 災害にかかった住宅の応急修理
 - オ 学用品の給与
 - カ 埋葬
 - キ 死体の捜索及び処理
 - ク 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい影響を及ぼしているものの除去
- (3) 「法第 2 条に規定する救助の例によって算定した額」とは、災害救助法を適用したものと仮定して算定した救助費用の額をいうものであること。

すなわち、実施した救助が法適用災害の場合の救助の程度、方法及び期間の限度をこえる場合はその限度でおさえ、限度を下廻る場合は当該実績とすること。

第 3 事務処理要領

- 1 この制度の運用にあたっては、小災害内規及びこの通知に掲げるもののほか、その細目は、法適用災害の例に準じて措置すること。
- 2 福祉事務所長（「地方振興局保健福祉環境部長」と読み替えること。以下同様。）は、管内の町村及び付表に掲げる区分に応じる市において小災害に該当し、または該当するおそれのある災害が発生した場合には、すみやかに次の事項を厚生部長（「保健福祉部長」と読み替えること。以下同様。）あて報告すること。
 - (1) 災害発生の日時及び場所
 - (2) 災害の原因及び被害の概況
 - (3) 被害状況調（別紙様式第 1）
 - (4) すでにとった措置及びとろうとする措置
 - (5) その他必要事項
- 3 前項の報告を受けた厚生部長は、小災害内規の適用の有無を所管福祉事務所長あて通知するものとする。
- 4 小災害内規の適用があった場合は、福祉事務所長は被災市町村の行なった救助事業を調査のうえ、すみやかに小災害救助事業実施状況調査（様式第 2 号）を厚生部長あて提出すること。
- 5 第 2 項の報告及び前項の調書の作成にあたっては、関係市町村長の協力を求めるとともに、実地に調査する等の方法により、正確に実態をは握し、迅速に処理されたいこと。
- 6 厚生部長は、第 4 項の調書に基づいて、見舞金を決定し、り災住民または市町村に対して交付するものとする。
- 7 この見舞金については、事業費補助と異り、精算または実績報告を要しないものであること。

付 表

小災害見舞金関係事務所管事務所

市	所 管 福 祉 事 務 所
盛 岡 市	岩 手 紫 波 福 祉 事 務 所 (盛岡地方振興局保健福祉環境部)
釜 石 市	上 閉 伊 " " (釜 石 " ")
宮 古 市	下 閉 伊 " " (宮 古 " ")
一 関 市	西 磐 井 " " (一 関 " ")
大 船 渡 市	気 仙 " " (大船渡 " ")
水 沢 市	胆 沢 " " (水 沢 " ")
花 巻 市	稗 貫 " " (花 巻 " ")
北 上 市	和 賀 " " (北 上 " ")
久 慈 市	九 戸 " " (久 慈 " ")
遠 野 市	上 閉 伊 " " (遠 野 " ")
陸 前 高 田 市	気 仙 " " (大船渡 " ")
江 刺 市	胆 沢 " " (水 沢 " ")
二 戸 市	二 戸 " " (二 戸 " ")

小災害見舞金交付内規の改正について

(52. 6. 7 付厚第 309 号)

福祉部長通知

災害救助法第 2 条の規定によって救助の行われる災害（以下「法適用災害」という。）以外の災害が発生した場合には、昭和 41 年 10 月 27 日施行の標記内規により見舞金を交付していたが、関係法令との関連、適用範囲及び交付基準等について、所要の整備を行う必要が生じたため、その一部を別添内規のとおり改正し、昭和 52 年 5 月 16 日に発生した災害から適用することとしたので通知します。

なお、改正の要点及び留意事項は、次のとおりであるので了知のうえ事務処理にあたっては、遺漏のないよう配慮されたいこと。

おって、従前の内規及び施行通知は、岩手県地域防災計画（岩手県防災会議編の 3545 ページ以下）に集録されているので参照されたいこと。

記

- 1 改正前の内規では、見舞金の種類をり災者見舞金、弔慰金及び市町村見舞金としていたが、これをり災者見舞金及び市町村見舞金とし、弔慰金については、「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律」（昭和48年法律第82号）により支給することになっているため、これを削除したこと。従って、市町村における災害弔慰金の支給に関する条例等の整備について指導のうえ、その支給について遺漏のないよう留意されたいこと。
- 2 り災者見舞金の算出方法については、別表第2を削除し、「災害救助法施行細則」（昭和35年岩手県規則第59号）第6条別表1の3の（3）に掲げる額に被災率を乗じて得た額とし、1,000円未満は切り上げることにしたこと。
なお、施行細則別表に掲げる額が年度途中で改正され、4月に遡及適用されても、本内規においては遡及適用はしないものであること。
- 3 改正前の内規では、小災害発生市町村及びその接続市町村を見舞金の交付対象としていたが、今回の改正により、接続市町村以外の市町村でもほぼ同時に発生した同一原因による災害があった場合、その被災率、被害額等が接続市町村と比して同等以上のものと認められるときは、見舞金を交付できることにしたこと。
なお、法適用災害発生市町村に接続する市町村等に対する見舞金の交付については、被災率0.9を限度として行うものであること。
- 4 目的については、関係法令との関連において位置づけを明確にし、また定義については、用語の意義の表現形式を整理したこと。

5-7 岩手県災害対策本部規程

(平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号)

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 本部 (第3条-第9条)
- 第3章 広域支部 (第10条-第14条)
- 第4章 地方支部 (第15条-第21条)
- 第5章 現地災害対策本部 (第22条)
- 第6章 本部支援室 (第23条)
- 第7章 削除
- 第8章 調査班及び現地作業班 (第25条・第26条)
- 第9章 配備体制 (第27条-第32条)
- 第10章 災害情報 (第33条)
- 第11章 雑則 (第34条-第36条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県災害対策本部条例(昭和37年岩手県条例第40号。以下「条例」という。)第5条の規定により、岩手県災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織等)

第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 部並びに室、課、所、調査監(以下「課等」という。)及び機関
- (2) 広域支部
- (3) 地方支部及び班
- (4) 現地災害対策本部
- (5) 本部支援室
- (6) 調査班及び現地作業班

2 本部の事務所は、原則として岩手県庁内に置く。

第2章 本部

(災害対策副本部長及び災害対策本部員)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事及び総務部長をもって充てる。

2 災害対策副本部長(以下「本部長」という。)に事故があるときにその職務を代理する順位は、次のとおりとする。

- 第1順位 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第5条第2号に掲げる総務部の事務を監督する副知事
- 第2順位 第1順位に掲げる者以外の副知事
- 第3順位 総務部長

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局長(総務部長を除く。)、総務部副部長、総合防災室長並びに東京事務所長

(2) 医療局長

(3) 企業局長

(4) 教育長

(5) 警察本部長

4 知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、県の職員のうちから本部員を指名することができる。

5 本部のその他の職員には、県の職員をもって充てる。

(本部員会議)

第4条 本部長は、災害応急対策の総合的な方針決定並びに各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行うため、必要に応じて、本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、審議事項の内容に応じ、副本部長のほか一部の本部員の出席により会議を開催し、並びに副本部長及び本部員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることがある。

(部)

第5条 本部に、別表第1に掲げる部を置く。

2 部に、部長及び次長を置き、部長にあつては別表第1の中欄に掲げる職にある者を、次長にあつては同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 次長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(課等及び機関)

第6条 部に、別表第2に掲げる課等及び別表第3に掲げる機関を置く。

2 課等に課等の長、機関に機関の長を置き、課等の長にあつては別表第2の課等の長に充てる職の欄に掲げる職にある者を、機関の長にあつては別表第3の機関の長に充てる職の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 課等及び機関に職員を置き、課等にあつては別表第2の課等の長に充てる職の欄に掲げる者の部下の職員、機関にあつては別表第3の機関の長に充てる職の欄に掲げる者の部下の職員をもって充てる。

4 課等の長及び機関の長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課等又は機関の事務を掌理する。

(課等及び機関の主な担当業務)

第7条 課等及び機関の主な担当業務は、次のとおりとする。

(1) 別表第2にあつては課等の欄、別表第3にあつては機関の欄に掲げる区分に応じ、これらに対応するそれぞれの表の主な担当業務の欄に掲げる事務

(2) その他本部長が特に命じること。

(本部連絡員)

第8条 本部に、本部連絡員を置き、各部長が当該部内の職員のうちから指名する。

2 本部連絡員は、本部長の命令の伝達、各部間及び部内の連絡調整並びに情報収集の事務を担当する。

3 本部支援室長は、必要に応じて本部連絡員その他の職員を招集し、連絡調整会議を開催する。

(部の運営)

第9条 この訓令に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は、当該部の部長が定める。

第3章 広域支部

(広域支部)

第10条 地方における広域的な災害対策の的確かつ迅速な実施を図るため、別表第4に掲げる広域支部を置く。

第11条 広域支部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 所管区域内の調整に関する事。
- (2) その他本部長が特に命じること。

第12条 広域支部に、広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及びその他の職員を置く。

2 広域支部長は、広域振興局長をもって充てる。

3 副広域支部長は、広域支部長が広域支部委員のうちから適当と認める者を指名する。

4 広域支部委員は、別表第4に掲げる構成地方支部の長及び広域支部長が構成地方支部の支部委員のうちから指名する者をもって充てる。

(広域支部委員会議)

第13条 広域支部長は、広域的な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、広域支部委員会議を招集する。

2 広域支部委員会議は、広域支部長、副広域支部長及び広域支部委員をもって構成する。

3 広域支部長は、審議事項の内容に応じ、副広域支部長のほか、一部の広域支部委員の出席により会議を開催し、並びに副広域支部長及び広域支部委員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。

(広域支部の運営)

第14条 この訓令に定めるもののほか、広域支部の運営について必要な事項は、本部長が定める基準に従い、広域支部長が定める。

第4章 地方支部

(地方支部)

第15条 地方における災害対策の的確かつ迅速な実施を図るため、別表第5に掲げる地方支部を置く。

第16条 地方支部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関する事。
- (2) 災害応急対策の実施に関する事。
- (3) 所管区域内の市町村その他の関係機関との連絡に関する事。
- (4) その他本部長が特に命じること。

第17条 地方支部に、支部長、副支部長、支部委員及びその他の職員を置く。

2 支部長は、広域振興局副局長（以下「副局長」という。県南広域振興局にあっては、広域振興局長があらかじめ指名する副局長）及び広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあっては、総務部総務センター所長）をもって充てる。

3 副支部長は、支部長が支部委員のうちから適当と認める者を指名する。

4 支部委員は、別表第5の左欄に掲げる地方支部及び同表の中欄に掲げる所管区域の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる構成機関又は組織の長をもって充てる。ただし、広域振興局にあっては、広域振興局の部長をもって充てる。

(支部委員会議)

第 18 条 支部長は、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、支部委員会議を招集する。

2 支部委員会議は、支部長、副支部長及び支部委員をもって構成する。

3 支部長は、審議事項の内容に応じ、副支部長のほか一部の支部委員の出席により会議を開催し、並びに副支部長及び支部委員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。

(班)

第 19 条 地方支部に、別表第 6 に掲げる班を置く。

2 班に、班長を置き、別表第 6 の左欄に掲げる班の区分に応じてそれぞれ同表の中欄に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、特別の事情がある場合においては、同表右欄に掲げる構成機関又は組織の長が協議して適当と認める者に班長を行わせることができる。

3 班に、副班長及び班員を置き、副班長にあつては別表第 6 の右欄に掲げる班の構成機関又は組織の中から班長が指名し、班員にあつては、同表の右欄に掲げる班の構成機関又は組織の職員をもって充てる。

(支部連絡員)

第 20 条 地方支部に、支部連絡員を置き、各班長が当該班内の職員のうちから指名する。

2 支部連絡員は、支部長の命令の伝達、各班間の連絡、調整及び情報収集の事務を担当する。

(現地連絡員)

第 20 条の 2 地方支部に、現地連絡員を置き、支部長が地方支部の職員のうちから 2 人以上を指名する。

2 本部長、広域支部長又は支部長は、災害により被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）からの情報収集が困難であると認めたときは、当該被災市町村に現地連絡員 2 人以上を派遣する。

3 現地連絡員は、被災市町村における災害情報の収集及び被災市町村から本部、広域支部及び地方支部への情報の伝達を担当する。

(地方支部の運営)

第 21 条 この訓令に定めるもののほか、地方支部の運営について必要な事項は、本部長が定める基準に従い、支部長が定める。

第 5 章 現地災害対策本部

第 22 条 本部長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

2 現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
- (2) 所管区域内の地方支部、現地作業班等を指揮監督し、災害応急対策を実施すること。
- (3) 所管区域内の市町村その他の関係機関との連絡に関すること。
- (4) その他本部長が特に命ずること。

3 現地本部は、現地本部長、現地本部員及びその他の職員をもって構成する。

4 現地本部長は、広域支部長をもって充てる。

5 現地本部員は、現地本部長が災害地を所管する広域支部の職員のうちから指名する。

第 6 章 本部支援室

第 23 条 本部における各部の総合調整、防災関係機関との連絡調整等を行い、本部長を補佐し、本部の機能を円滑にするため、本部支援室を置く。

- 2 本部支援室に本部支援室長、副室長、班長、副班長及び班員を置く。
- 3 本部支援室長は、総務部長をもって充てる。
- 4 副室長は、総合防災室長をもって充てる。
- 5 総務部長は、班長、副班長及び班員を、総務部にあつてはあらかじめ総務部の職員のうちから、総務部以外の部にあつては別表第1の左欄に掲げる部の長と協議して当該部の職員のうちから指名する。
- 6 本部支援室の構成及び主な担当業務は、別表第7のとおりとする。

第7章 削除

第24条 削除

第8章 調査班及び現地作業班

(調査班)

第25条 本部長は、必要があると認めるときは、調査班を設け、災害地に派遣する。

- 2 調査班は、災害の現場における被害の状況、被災市町村の行政機能、被災市町村が必要とする支援内容等を調査し、本部長に報告する。
- 3 調査班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、本部支援室長が関係部長と協議してそれぞれ指名する。

(現地作業班)

第26条 本部長は、災害地における応急対策活動上必要があると認めるときは、医療班、感染症予防班その他の現地作業班を設け、災害地に派遣する。

- 2 現地作業班は、災害地における救護の実施、感染症予防の指導その他の応急対策の実施又は指導に当たる。
- 3 現地作業班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、所管部長がそれぞれ指名する。

第9章 配備体制

(配備体制)

第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区 分		配備基準	配備職員の範囲
(1)	本部	ア 次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (ア) 気象警報 (イ) 高潮警報 (ウ) 波浪警報 (エ) 洪水警報 (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報） (カ) 水防警報（知事が指定した河川に係るものに限る。）	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員
指定職員配備体制(以下「指定職員配備体制」という。)	イ 次に掲げる警報のいずれかが発表された場合 (ア) 気象特別警報		

	<p>(イ) 高潮特別警報</p> <p>(ウ) 波浪特別警報</p> <p>ウ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認められたとき。</p> <p>エ 津波警報が発表された場合</p> <p>オ 県内に震度5強の地震が発生した場合</p> <p>カ 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 八幡平に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク 原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第3号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第4号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下同じ。）から原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態をいう。以下同じ。）の発生に関する通報があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策（原災法第2条第5号の規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）を講じる必要があると認められたとき。</p> <p>ケ 原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故（原災法第2条第2号に規定する事業所外運搬に係る事故をいう。以下同じ。）による特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象のことをいう。以下同じ。）又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認められたとき。</p> <p>コ その他本部長が特に必要と認められた場合</p>	
<p>広域 支部 及び 地方</p>	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p>	<p>アからコマまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部</p>

	<p>支部</p> <p>(ア) 気象警報</p> <p>(イ) 高潮警報</p> <p>(ウ) 波浪警報</p> <p>(エ) 洪水警報</p> <p>(オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報）</p> <p>(カ) 水防警報（知事が指定した河川に係るものに限る。）</p> <p>イ 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表された場合</p> <p>(ア) 気象特別警報</p> <p>(イ) 高潮特別警報</p> <p>(ウ) 波浪特別警報</p> <p>ウ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p> <p>エ 津波警報が発表された場合（沿岸の広域支部及び地方支部に限る。）</p> <p>オ 所管区域内の市町村に震度5強の地震が発生した場合</p> <p>カ 所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p> <p>ケ 原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の発令をしたとき。</p> <p>コ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものの</p>
--	--	---

<p>(2) 主査以上配備(2号)体制(以下「主査以上配備体制」という。)</p>	<p>本部</p>	<p>ア 次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>(ア) 気象警報</p> <p>(イ) 高潮警報</p> <p>(ウ) 波浪警報</p> <p>(エ) 洪水警報</p> <p>(オ) 気象特別警報</p> <p>(カ) 高潮特別警報</p> <p>(キ) 波浪特別警報</p> <p>(ク) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報(洪水警報)</p> <p>(ケ) 水防警報(知事が指定した河川に係るものに限る。)</p> <p>イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>ウ 津波警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>エ 県内に震度6弱の地震が発生した場合</p> <p>オ 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>カ 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言(原災法第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。)に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県に隣接する県の区域が含まれる場合において、本部長が主査以上配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>キ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員</p>
	<p>広域支部及び地方支部</p>	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</p> <p>(ア) 気象警報</p>	<p>アからキまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副</p>

		<p>(イ) 高潮警報</p> <p>(ウ) 波浪警報</p> <p>(エ) 洪水警報</p> <p>(オ) 気象特別警報</p> <p>(カ) 高潮特別警報</p> <p>(キ) 波浪特別警報</p> <p>(ク) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報）</p> <p>(ケ) 水防警報（知事が指定した河川に係るものに限る。）</p> <p>イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</p> <p>ウ 津波警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき（沿岸の広域支部及び地方支部に限る。）。</p> <p>エ 所管区域内の市町村に震度6弱の地震が発生した場合</p> <p>オ 所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>カ 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県に隣接する県の区域が含まれる場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</p> <p>キ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものの並びに地方支部の主査相当職以上の全職員</p>
<p>(3) 全職員配備(3号)体制（以下「全職員配備体制」という。）</p>	<p>本部</p>	<p>ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>イ 大津波警報が発表された場合</p> <p>ウ 県内に震度6強又は震度7の地震が発生した場合</p> <p>エ 原子力緊急事態宣言がなされた場合において当該原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県の区域が含まれる場合又は本県の区域が含まれることが想定されるとき。</p> <p>オ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>全職員</p>

広域 支部 及び 地方 支部	ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 イ 大津波警報が発表された場合 ウ 所管区域内の市町村に震度6強又は震度7の地震が発生した場合 エ 原子力緊急事態宣言がなされた場合において当該原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県の区域が含まれる場合又は本県の区域が含まれることが想定される時。 オ その他本部長が特に必要と認めた場合	アからオまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の全職員
----------------------------	---	---

- 2 各部長、広域支部長及び支部長は、前項の表に定める配備職員の範囲のみでは、夜間、休日等の勤務時間外において、指定職員配備体制又は主査以上配備体制に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、同表に定める配備職員の範囲と異なる範囲の職員を配備職員に指名することができる。

(活動要領)

第28条 指定職員配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長及び支部長は、次の措置を講じる。

- ア 情報の収集、報告及び伝達並びに応急措置を行うこと。
- イ 予測される災害に対処し、必要と認められる物資、車両、機材等を点検整備し、直ちに使用できるよう準備を整えること。
- ウ 予測される災害に対処し、必要と認める予防措置を検討し、被害を最小限に止めるために必要な計画を検討すること。
- エ 状況の推移に応じて、次の配備体制に応じ得る体制を整えること。

- (2) 広域支部長は、情報の収集を行い、管内の状況把握に努め、必要な措置を講じる。

- (3) 本部長、広域支部長及び支部長は、状況に応じ本部員会議、広域支部委員会又は支部委員会を開催し、状況に対応する措置を検討する。

- 2 主査以上配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長及び支部長は、前項第1号に掲げる措置を行うほか、災害応急対策を実施する。
- (2) 広域支部長は、前項第2号に掲げる活動のほか、地方支部長から応援の要請があった場合及び地方支部と連絡が取れない場合で必要と認めるときは、応援体制を整える。広域支部だけでは対応できない場合は、災害対策本部総務部長（以下「総務部長」という。）に報告し、指示を受ける。
- (3) 本部に本部室を、地方支部に支部室を設ける。
- (4) 本部長は本部員会議を、支部長は支部委員会を直ちに開催し、状況に対応する措置を講じる。
- (5) 総務部長は、被害状況を取りまとめ、本部長の指示により、関係省庁への報告等の措置を講じる。

- 3 全職員配備体制においては、前項各号に掲げる活動のほか、本部の全ての組織及び機能を挙げて、災害応急対策を実施する。

(緊急初動要員)

第 28 条の 2 第 27 条第 1 項に規定する配備基準のうち、主査以上配備体制又は全職員配備体制における初動体制の確立を図るため、本部及び地方支部に緊急初動要員を置く。

- 2 緊急初動要員は、本部又は地方支部の体制が整うまでの間、別表第 9 の主な担当業務の欄に掲げる業務を行う。
- 3 緊急初動要員の人員数及び配備場所は、それぞれ別表第 9 に定めるところによる。
- 4 緊急初動要員は、本部にあつては各部局長及び教育長が指名し、地方支部にあつては副局長が指名し、又は広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあつては、総務部総務センター所長）が別表第 5 の構成機関又は組織の欄に掲げる構成機関又は組織の長（広域振興局にあつては、広域振興局の部長）と協議して指名する。

(配備指令)

第 29 条 本部長は、第 27 条第 1 項に規定する配備基準に従い、各部長、広域支部長及び支部長に対して、配備体制の指令を発する。ただし、本部長は、災害の状況により、特定の部、広域支部又は地方支部に対して同項に規定する区分と異なる配備体制の指令を発することがある。

- 2 各部長及び支部長は、前項の配備体制の指令を受けた場合は、速やかに、所属の職員に指令する。
- 3 前項の指令を受けた職員は、各部長及び支部長の定めるところにより、当該職員が在勤する公署（以下「在勤公署」という。）に参集し、又は自宅等で待機する。

(自主参集)

第 30 条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、第 27 条第 1 項に規定する配備基準に該当する災害の発生又は気象警報等が発表されたことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに、在勤公署に参集する。

第 31 条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、在勤公署に参集できないやむを得ない事情があるときには、前条の規定にかかわらず、在勤公署の長に連絡の上、本庁又は最寄りの地方支部に参集することができる。

- 2 前項の場合において、当該職員は、参集先の公署の長に対して到着の報告を行い、直ちに、その指示に従い、必要な業務に従事する。
- 3 前項の規定による到着の報告を受けた公署の長は、その参集状況を取りまとめ、速やかに、関係部長又は支部長に報告する。
- 4 参集先の公署の長は、その後の事情により、第 2 項に規定する職員を当該職員の在勤公署に移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属する公署の長と調整の上、当該職員の移動を命じる。

(応援職員の配置)

第 32 条 各部長、広域支部長及び支部長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する課等、地方支部又は班がある場合は、部内の他の課等、所管区域内の他の地方支部若しくは地方支部内の他の班から応援職員を配置し、又は本部支援室長（支部長にあつては、広域支部長）に対し応援職員の派遣を要請する。

- 2 本部支援室長又は広域支部長は、前項の規定による派遣要請を受けた場合又は連絡が取れない場合で必要と認めるときは、速やかに、応援職員の派遣の措置を講じる。
- 3 広域支部長は、前項の規定による派遣の措置を講じた場合には、速やかに本部支援室長に報告する。
- 4 本部支援室長は、応援職員の派遣に当たっては、必要に応じ、岩手県議会事務局、本部を構成する

組織以外の県の執行機関及び岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定する広域振興局以外の出先機関（地方支部の構成機関を除く。）の協力を求めることができる。

第10章 災害情報

（災害情報の報告等）

第33条 支部長は、災害に関する情報を、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる内容ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告先に報告する。

種類	内容	報告先
初期情報報告	災害の発生直後に当該災害概要を報告するとともに、災害応急対策の内容及びその進捗状況について、逐次、報告するもの	本部支援室長
	災害の規模又は災害の状況が判明するまでの間に、災害の種類別に報告するもの	当該情報に係る事務を分掌する課等の長
被害額等報告	被害額等が判明したときに、災害の種類別に報告するもの	当該情報に係る事務を分掌する課等の長
その他の報告	前2項の報告の内容以外の必要な事項について報告するもの	本部支援室長

- 2 本部支援室長は、支部長から受けた災害情報に関係課等の長に通知する。
- 3 関係課等の長は、支部長から受けた災害情報を所属の部長に報告し、かつ、本部支援室長に通知する。
- 4 各部長は、収集した災害情報のうち主要なものについては、次の措置を講じる。
 - (1) 関係広域支部長及び関係支部長又は関係市町村災害対策本部長に対する通知
 - (2) 本部員会議への付議
 - (3) 防災関係機関の長に対する通知

第11章 雑則

（指定地方行政機関等との連絡調整等）

第34条 本部長は、災害応急対策を実施するため、又は市町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、岩手県地域防災計画に定める指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「指定地方行政機関等」という。）が災害時において処理すべき事務又は業務に関して、指定地方行政機関等との連絡調整、又は指定地方行政機関等に対する応急措置の実施の要請を行う。

（標識）

第35条 本部の職員が災害応急対策事務に従事するとき、又は災害応急対策業務に自動車を使用するときは、法令等に別に定めがあるものを除き、別図の規格による腕章又は標識旗を着用する。

（補則）

第36条 この訓令に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成8年6月25日から施行する。
- 2 岩手県災害対策本部活動要領（昭和41年岩手県災害対策本部長訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年10月7日から施行する。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年9月9日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年6月6日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年9月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 23 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
秘書広報部	秘書広報室長	秘書広報室副室長
総務部	総務部副部長	総務室管理課長
政策地域部	政策地域部長	政策地域部副部長（政策推進室長を兼ねる者に限る。）
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	文化スポーツ部副部長
環境生活部	環境生活部長	環境生活部副部長 環境担当技監
保健福祉部	保健福祉部長	保健福祉部副部長 医務担当技監
商工労働観光部	商工労働観光部長	商工労働観光部副部長
農林水産部	農林水産部長	農林水産部副部長 農政担当技監 農村整備担当技監 林務担当技監 水産担当技監 漁港担当技監
県土整備部	県土整備部長	県土整備部副部長 道路都市担当技監 河川港湾担当技監
復興部	復興局長	復興局副局長
出納部	出納局長	出納局副局長
東京連絡部	東京事務所長	東京事務所総務行政部長
医療部	医療局長	医療局次長
企業部	企業局長	企業局次長 企業局技師長
教育部	教育長	教育次長（教育企画室長を兼ねる者に限る。）
公安部	警察本部長	警備部長

別表第2 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課 等	課等の長に充てる職	主な担当業務
秘書 広報 部	秘書課	秘書課総括課長	部内各課等の統括に関する事。 本部長及び副本部長（副知事に限る。）（以下「本部長等」という。）の秘書に関する事。 本部長等の被災地域の視察に関する事。 大臣等主要来県者の接受に関する事。
	広聴広報課	広聴広報課総括課長	災害に関する広聴の実施に関する事（県政提言電話、ファクシミリ及び電子メールによるものに限る。）。 県民室及び県庁総合案内の運営に関する事。
	調査監	総括調査監	他課等に対する応援に関する事。
総務 部	総務室	総務室長	部内各課等の統括に関する事。 文書の收受及び発送に関する事。 災害応急対策に必要な法令の解釈及び運用の支援に関する事。
	人事課	人事課総括課長	被災市町村その他の関係機関並びに本部内各部、広域支部及び地方支部に対する職員の派遣の調整及び応援に関する事。 職員の被害調査に関する事。 別表第7に定める統括班の主な担当業務のうち、本部の組織編成の支援に関する事。
	財政課	財政課総括課長	予算に関する事。 県議会に関する事。
	行政経営推進課	行政経営推進課総括課長	他課等に対する応援に関する事。
	税務課	税務課総括課長	県税の減免等に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
	管財課	管財課総括課長	県庁舎、地区合同庁舎及び公舎の被害調査及び応急対策に関する事。 県有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 本部用自動車及びその自動車燃料に関する事。 電話の応急仮設及び管理運営に関する事。 災害対応に係る県庁舎の利用に関する事。
	総合防災室	総合防災室長	職員の非常招集及び配置に関する事。 危険物の保安に関する事。 高圧ガス及び火薬類施設の被害調査及び応急対策に関する事。

			<p>プロパンガスの調達及びあっせんに関すること。</p> <p>岩手県消防学校及び岩手県立総合防災センターに関すること。</p> <p>他部課等の主管に属さないこと。</p>
	総務事務センター	総務事務センター所長	他課等に対する応援に関すること。
政策 地域 部	政策推進室	政策推進室長	<p>部内各課等の統括に関すること。</p> <p>国に対する要望活動に関すること（特定分野の提言及び要望を除く。）。</p> <p>国及び他の都道府県から派遣される人員の受入れに関すること。</p> <p>復興計画の策定に関すること。</p>
	市町村課	市町村課総括課長	<p>被災市町村の行政機能の発揮に係る支援の統括に関すること。</p> <p>被災市町村の被災による行政機能への影響に係る情報収集に関すること。</p> <p>被災市町村の行政機能の回復の支援に係る市町村職員の派遣に関すること。</p> <p>被災市町村の行財政運営の助言、勧告等に関すること。</p> <p>被災市町村の応急対策資金のあっせんに関すること。</p> <p>被災市町村の応急対策費用等の調査に関すること。</p>
	調査統計課	調査統計課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	学事振興課	学事振興課総括課長	<p>私立学校の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>公立大学法人岩手県立大学の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
	地域振興室	地域振興室長	いわて体験交流施設に係る被害調査及び応急対策に関すること。
	I L C 推進室	I L C 推進室長	他課等に対する応援に関すること。
	国際室	国際室長	<p>海外からの支援の受入れの連絡調整に関すること。</p> <p>被災した外国人に対する支援に関すること。</p> <p>駐日外国公館からの問合せへの対応に関すること。</p> <p>海外からの視察に関すること。</p>
	交通政策室	交通政策室長	<p>物資の陸上輸送に関すること。</p> <p>広域一時滞在（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の8第1項に規定する広域一時滞在をいう。以下同じ。）の実施に係る輸送手段の確保支援等に関すること。</p>

			鉄道関係の被害調査及び応急対策に関すること。
	三陸防災復興プロジェクト 2019 推進室	三陸防災復興プロジェクト 2019 推進室 長	他課等に対する応援に関すること。
	科学・情報政策室	科学・情報政策室長	大学等研究機関からの支援の申出等の受入れに関すること。 通信関係の被害調査及び応急対策に関すること。
文化 スポ ーツ 部	文化スポーツ企画室	文化スポーツ企画室長	部内各課等の総括に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
	文化振興課	文化振興課総括課長	公立文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
	スポーツ振興課	スポーツ振興課総括課長	公立社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
	ラグビーワールドカップ 2019 推進室	ラグビーワールドカップ 2019 推進室 長	他課等に対する応援に関すること。
環境 生活 部	環境生活企画室	環境生活企画室長	部内各課等の統括に関すること。 災害及び被災者に関する総合窓口の設置に関すること。 被災者その他住民からの問合せ及び苦情の受付に関すること。 電力関係の被害調査、応急対策及び需給状況確認に関すること（企業部業務課の主管に属するものを除く。）。 岩手県環境保健研究センターに関すること。
	環境保全課	環境保全課総括課長	鉱山（坑廃水処理事業を行っている休廃止鉱山に限る。） 関係の被害調査及び応急対策に関すること。 災害により発生した公害に係る応急対策に関すること。 岩手県環境保健研究センター等の環境調査機器の被害調査及び応急対策に関すること。 空間線量率及び降下物の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害（原災法第2条第1号に規定する原子力災害（当該原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）により本県の区域に影響が及ぶ場合等をいう。以下同じ。）の場合に限る。）。

		他課等に対する応援に関する事。
資源循環推進課	資源循環推進課総括課長	衛生施設（ごみ処理施設及びし尿処理施設に限る。）の被害調査及び応急対策に関する事。 廃棄物収集運搬用機材及びし尿処理用資機材の調達並びにあっせんに関する事。 災害廃棄物及び災害により生じた障害物の除去及び処理（以下「廃棄物・障害物対策」という。）に関する事。 災害廃棄物の広域処理体制の調整に関する事。 災害廃棄物の保管場所の確保のための調整に関する事。 その他廃棄物の処理及び清掃に関する事。
自然保護課	自然保護課総括課長	自然公園施設の被害調査及び応急対策に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
県民くらしの安全課	県民くらしの安全課総括課長	食品衛生に関する事。 流通食品（県内で消費者に対し販売の用に供する食品をいう。）及び水道水の放射性物質濃度の測定等に関する事（原子力災害の場合に限る。）。 上水道施設の被害調査及び応急対策並びに災害復旧対策の指導に関する事。 応急給水用資機材の調達及びあっせんに関する事。 水道及び給水車による水の供給並びに井戸の使用に係る指導に関する事。 災害における応援協定に基づく飲料の確保に関する事。 衛生施設（火葬場、墓地、死亡獣畜取扱場及びと畜場に限る。）の被害調査及び応急対策に関する事。 埋葬に関する事。 埋葬用品等の調達及びあっせんに関する事。 避難所等における愛玩動物の取扱いに関する事。 被災地における防犯の意識啓発に関する事。
廃棄物特別対策室	廃棄物特別対策室長	県境不法投棄現場の被害調査及び応急対策に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
若者女性協働推進室	若者女性協働推進室長	被災した女性のための相談に関する事。 性差別的取扱いに関する相談に関する事。 非営利活動を行う団体による支援の受入れの連絡調整に関する事。 いわて県民情報交流センターに係る被害調査及び応急対

			策に関すること。
保健 福祉 部	保健福祉企 画室	保健福祉企画室長	部内各課等の統括に関すること。 避難所（福祉避難所を含む。以下同じ。）及び避難者（在宅の避難者を含む。以下同じ。）の把握及び応急対策の統括に関すること。 避難所の運営等の応援に関すること。 避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統括に関すること。 広域一時滞在の実施に係る避難者の受入れの協議等に関すること。 生活再建等被災者支援の統括に関すること。 被災者に対する支援制度の情報提供の統括に関すること。 義援金に関すること。
	健康国保課	健康国保課総括課長	医薬品及び医療資機材の調達及び輸送に関すること。 被災地における医薬品の受払体制の確保に関すること。 透析医療の確保に関すること。 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等に関すること。 感染症予防用資機材の調達及びあっせんに関すること。
	地域福祉課	地域福祉課総括課長	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に基づく救助（応急仮設住宅の建設及び修理を除く。）に関すること。 人的被害及び住家等被害の調査に関すること。 避難所及び避難者の把握及び応急対策に関すること。 岩手県災害福祉広域支援推進機構に関すること。 岩手県災害派遣福祉チームの派遣及び活動支援に関すること。 被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に関すること。 日本赤十字社の応援を得て行う応急対策に関すること。 生活保護世帯の応急対策に関すること。 災害弔慰金に関すること。 防災ボランティア活動の支援に係る統括及び災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること。
	長寿社会課	長寿社会課総括課長	老人福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 避難所及び避難者の把握及び応急対策に関すること。 在宅の要援護高齢者の把握及び応急対策に関すること。
	障がい保健 福祉課	障がい保健福祉課総 括課長	障害者福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。

		<p>避難所及び避難者の把握及び応急対策に関すること。</p> <p>在宅の障がい者の把握及び応急対策に関すること。</p> <p>地域精神保健医療活動の統括及び調整に関すること。</p> <p>災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の編成、派遣及び活動支援に関すること。</p>
子ども子育て支援課	子ども子育て支援課 総括課長	<p>児童福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>避難所及び避難者の把握及び応急対策に関すること。</p> <p>在宅の妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策に関すること。</p> <p>児童及びひとり親世帯の把握及び応急対策に関すること。</p> <p>災害遺児対策に関すること。</p> <p>母子健康包括支援センターの被害調査及び応急対策に関すること。</p>
医療政策室	医療政策室長	<p>医療の統括に関すること。</p> <p>被災地における医療体制の確立に関すること。</p> <p>災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣及び活動支援に関すること。</p> <p>災害医療コーディネーターの活動に関すること。</p> <p>いわて感染制御支援チーム（ICAT）の派遣及び活動支援に関すること。</p> <p>医療機関及び助産施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>感染症指定医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>感染症予防に関すること。</p> <p>一般社団法人岩手県医師会等に対する遺体の検案に係る応援要請に関すること。</p> <p>身体の避難退域時検査等に関すること（原子力災害の場合に限る。）。</p>
医師支援推進室	医師支援推進室長	<p>他課等に対する応援に関すること。</p>

商工 労働 観光 部	商工企画室	商工企画室長	部内各課等の統括に関する事。 商工労働観光関係の被害調査及び応急対策の統括に関する事。 陸上における物資の調達、輸送及び供給並びにそのあつせんに係る統括に関する事。 被災市町村の物資の要請の受付に関する事。 燃料の確保、調達及びあつせんに関する事（市場への燃料の供給が停滞した場合に限る。）。 災害従事車両並びに防災上重要な施設及び機関に対する優先的な燃料供給の調整に関する事。
	経営支援課	経営支援課総括課長	商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 物資調達の統括に関する事。 被災市町村の需要の把握に関する事。 被災中小企業の金融対策に関する事。
	産業経済交流課	産業経済交流課総括課長	輸送に係る統括に関する事。 物資の陸上輸送に関する事。 物資の集積拠点及び在庫の管理に関する事。
	観光課	観光課総括課長	観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 観光客等の帰宅が困難な者への対応に関する事。 避難者及び支援者の受入れに係る宿泊施設への協力の要請及び移送に関する事。 観光に係る風評被害対策に関する事。
	定住推進・雇用労働室	定住推進・雇用労働室長	被災労働者の福祉対策及び雇用対策に関する事。 職業訓練施設の被害調査及び応急対策に関する事。 労働者及び技術者の確保に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
	ものづくり自動車産業振興室	ものづくり自動車産業振興室長	義援物資の受入れに関する事。 他課等に対する応援に関する事。
農林水産部	農林水産企画室	農林水産企画室長	部内各課等の統括に関する事。 農畜産物、農業施設、農地・農業用施設、林業施設、水産施設、漁港施設等の被害調査及び応急対策の統括に関する事。 県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関する事（原子力災害の場合及び所管事項（岩手県知事部局行政組織規則第12条に規定する農林水産部の分課の分掌事務のことをいう。以下同じ。）に係るものに限る。）。

団体指導課	団体指導課総括課長	農業共済に関すること。 農業金融、林業金融及び水産金融に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
流通課	流通課総括課長	食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせんに関すること。 食料品取扱機関との連絡に関すること。 県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。 他課等に対する応援に関すること。
農業振興課	農業振興課総括課長	経営構造対策事業、山村等振興対策事業等で整備した施設の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
農業普及技術課	農業普及技術課総括課長	農作物の被害の技術対策に関すること。 農業気象に関すること。 肥料の輸送及びあっせんに関すること。 病虫害防除用の資機材の調達及びあっせんに関すること。 病虫害防除に関すること。 県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。 他課等に対する応援に関すること。
農村計画課	農村計画課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
農村建設課	農村建設課総括課長	防災ダムの洪水調節及び応急対策に関すること。 農地・農業用施設、農村生活環境施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設の被害調査及び応急対策に関すること（県土整備部下水環境課の主管に属するものを除く。）。 他課等に対する応援に関すること。
農産園芸課	農産園芸課総括課長	農作物の種苗、蚕桑の輸送及びあっせんに関すること。 農作物の被害に対する応急対策に関すること。 蚕種及び養蚕の被害に対する応急対策に関すること。 県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。 他課等に対する応援に関すること。

畜産課	畜産課総括課長	<p>国庫事業により整備された施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>畜産物の被害の応急対策に関すること。</p> <p>家畜、家きん及び家畜飼料の被害の応急対策に関すること。</p> <p>家畜伝染病予防及び家畜防疫対策に関すること。</p> <p>県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。</p>
林業振興課	林業振興課総括課長	<p>食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>林産及び特用林産施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>林産物（苗木を除く。）の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>国有林関係被害の情報収集に関すること。</p> <p>県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。</p>
森林整備課	森林整備課総括課長	<p>森林火災の予防及び森林火災発生状況の把握に関すること。</p> <p>林業種苗の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>作業道（県有林を除く。）及び苗畑施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>林産物（苗木）の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>国有林及び県有林以外の森林の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
森林保全課	森林保全課総括課長	<p>治山施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>県有林関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>林地荒廃の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>林道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
水産振興課	水産振興課総括課長	<p>水産関係の応急対策に関すること。</p> <p>食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>漁船による海上輸送に関すること。</p>

		<p>漁業災害補償に関すること。</p> <p>海上災害に係る連絡調整及び応急対策に関すること。</p> <p>県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。</p>	
漁港漁村課	漁港漁村課総括課長	<p>漁港施設及び漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>漁場施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>応急対策に係る漁港の利用に関すること。</p> <p>所管道路の車両の移動等に係る措置に関すること。</p> <p>所管道路の車両の移動等に伴う損失の補償に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>	
競馬改革推進室	競馬改革推進室長	他課等に対する応援に関すること。	
県産米戦略室	県産米戦略室長	他課等に対する応援に関すること。	
県土整備部	県土整備企画室	<p>県土整備企画室長</p> <p>部内各課等の統括に関すること。</p> <p>土木関係の被害調査の総括に関すること。</p> <p>廃棄物・障害物対策に係る重機資材等の確保及び運用調整に関すること。</p> <p>空港の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>応急対策に係る空港の利用に関すること。</p>	
	建設技術振興課	<p>建設技術振興課総括課長</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>	
	道路建設課	道路建設課総括課長	道路の被害調査及び応急対策の応援に関すること。
	道路環境課	道路環境課総括課長	<p>道路の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>道路交通規制及び道路情報に関すること。</p> <p>車両の移動等に係る措置に関すること。</p> <p>市町村道の道路管理者に対する車両の移動等に係る措置の指示に関すること。</p> <p>車両の移動等に伴う損失の補償に関すること。</p>
	河川課	河川課総括課長	<p>水防活動に関すること。</p> <p>水防関係の気象情報等の収集及び通報に関すること。</p> <p>河川管理施設及び海岸保全施設（国土交通省の所管に属するものに限る。）の施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>ダム洪水調節に関すること。</p> <p>ダム施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p>

	砂防災課	砂防災課総括課長	<p>砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>国土交通省の所管に属する公共土木施設（港湾及び公園を除く。）の災害被害額の取りまとめ及び応急対策の総括に関すること。</p> <p>土砂災害関係の気象情報等の収集及び発表に関すること。</p> <p>応急対策工事に関する関係部課との連絡調整に関すること。</p> <p>災害復旧工事の技術指導に関すること。</p> <p>土砂災害危険箇所の緊急点検の取りまとめ及び応急対策の総括に関すること。</p>
	都市計画課	都市計画課総括課長	<p>都市施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>被災宅地危険度判定活動に関すること。</p> <p>復興計画（まちづくりに関する部分に限る。）に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
	下水環境課	下水環境課総括課長	<p>下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
	建築住宅課	建築住宅課総括課長	<p>公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。</p> <p>公営住宅の入居のあっせんに関すること。</p> <p>民間賃貸住宅の情報提供に関すること。</p> <p>住宅関係の金融対策に関すること。</p> <p>建築物の応急危険度判定活動に関すること。</p>
	港湾課	港湾課総括課長	<p>港湾の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>応急対策に係る港湾の利用に関すること。</p> <p>所管道路の車両の移動等に係る措置に関すること。</p> <p>所管道路の車両の移動等に伴う損失の補償に関すること。</p>
復興部	復興推進課	復興推進課総括課長	<p>部内各課の統括に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
	まちづくり・産業再生課	まちづくり・産業再生課総括課長	<p>他課等に対する応援に関すること。</p>
	生活再建課	生活再建課総括課長	<p>他課等に対する応援に関すること。</p>

	震災津波伝承課	震災津波伝承課総括課長	他課等に対する応援に関する事。
出納部	出納局総務課	出納局総務課総括課長	他課等に対する応援に関する事。
	出納局会計課	出納局会計課総括課長	応急対策に要する経費の支出に関する事。 災害見舞金及び寄付金の出納保管に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
東京連絡部	東京連絡課	総務行政部長	関係官庁等との連絡に関する事。 首都圏において被災し、帰宅が困難となった県民への情報提供等必要な支援に関する事。
医療部	経営管理課	経営管理課総括課長	部内各課等の統括に関する事。 県立病院における医療に関する事。 県立病院に係るD P A T、D M A T及び医療救護班の活動に関する事。 県立病院施設の被害調査及び応急対策に関する事。
	職員課	職員課総括課長	県立病院における医療に関する事。 県立病院職員の派遣及び派遣の調整に関する事。 県立病院職員の被害調査及び支援に関する事。 他課等及び県立病院に対する応援に関する事。
	医事企画課	医事企画課総括課長	県立病院における医療に関する事。 県立病院における診療機能及びシステムの被害調査並びに支援に関する事。 県立病院における災害救助（医療等）関係事務に関する事。 県立病院における遺体の検案及び処理に関する事。 他課等及び県立病院に対する応援に関する事。
	業務支援課	業務支援課総括課長	県立病院における医療に関する事。 県立病院における医薬品、医療資機材その他の物資の調達及び輸送に関する事。 他課等及び県立病院に対する応援に関する事。
	医師支援推進室	医師支援推進室長	県立病院における医師の派遣及び派遣の調整に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
	企業部	経営総務室	経営総務室長
業務課		業務課総括課長	県営電気事業施設及び県営工業用水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 電力の供給及び確保に関する事。

教育部	教育企画室	教育企画室長	<p>部内各課等の統括に関する事。</p> <p>教育部が所管する被害調査の取りまとめに関する事。</p> <p>被災生徒の奨学生追加採用に関する事。</p> <p>教育広報に関する事。</p> <p>教育に関する見舞金品の取りまとめに関する事。</p> <p>市町村立の小中学校及び幼稚園の施設及び設備の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>県立学校その他の教育機関（以下「県立学校等」という。）の施設及び設備の被害調査及び応急対策に関する事（他室課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>県立学校等に避難所を開設することについての指導に関する事。</p> <p>被災した県立高等学校の生徒に対する授業料減免措置の実施に関する事。</p>
	教職員課	教職員課総括課長	<p>教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の被害調査に関する事。</p> <p>市町村立の小中学校教員の非常招集及び配置についての協力要請に関する事。</p> <p>県立学校等の職員の非常招集及び配置に関する事。</p>
	学校調整課	学校調整課総括課長	<p>市町村立学校及び県立学校の幼児、児童及び生徒の心のサポートに関する事。</p> <p>岩手県立総合教育センターの被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>被災した児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置に関する事。</p> <p>災害救助法に基づく学用品の給与についての協力等に関する事。</p>
	学校教育課	学校教育課総括課長	<p>市町村立学校及び幼稚園の教職員及び児童生徒の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>県立学校等の教職員並びに児童及び生徒の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>被災市町村以外の市町村への被災した児童及び生徒の受入要請等に関する事。</p> <p>被災児童及び生徒に対する応急教育に関する事。</p> <p>被災地の学校運営の指導に関する事。</p>
	保健体育課	保健体育課総括課長	<p>学校給食の実施状況及び実施の見込みに係る調査に関する事。</p> <p>学校における食事の確保が困難な児童及び生徒に対する支援に関する事。</p>

		被災学校における感染症発生状況調査、保健管理及び保健指導に関すること。 給食食材（県立学校の給食に使用する食材のうち、農家等から直接仕入れた農産物等をいう。）の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合に限る。）。
生涯学習文化財課	生涯学習文化財課総括課長	公立社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 公民館等に避難所を開設することについての指導に関すること。 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。
公安部		公安部長の定めるところによる。

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

担当業務	統括する課等	連携が必要な課等
被災者からの相談への対応	環境生活企画室	広聴広報課 若者女性協働推進室
市町村の行政機能回復のための支援	市町村課	人事課 政策推進室
防災ボランティアに係る調整	地域福祉課	若者女性協働推進室
物資の供給	商工企画室	交通政策室 県民くらしの安全課 経営支援課 産業経済交流課 ものづくり自動車産業振興室 流通課 林業振興課 水産振興課 県土整備企画室
廃棄物・障害物対策	資源循環推進課	廃棄物特別対策室 漁港漁村課 県土整備企画室 道路環境課 河川課 港湾課
避難者への支援	保健福祉企画室	地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 子ども子育て支援課 観光課 教育企画室 生涯学習文化財課
医療対策	医療政策室	健康国保課 障がい保健福祉課 県土整備企画室 経営管理課 職員課 医事企画課 業務支援課 医師支援推進室

別表第3（第6条、第7条関係）

本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務

部	機 関	機関の長に充てる職	主な担当業務
---	-----	-----------	--------

総務部	岩手県消防学校	岩手県消防学校長	総合防災室に対する応援に関する事 備蓄防災資機材の貸付けに関する事。
環境生活部	岩手県環境保健研 究センター	岩手県環境保健研 究センター所長	衛生試験検査に関する事。
	岩手県立県民生活 センター	岩手県立県民生活セ ンター所長	消費生活協同組合施設等の被害調査に 関すること。 岩手県生活協同組合連合会との協定に基 づく生活物資の調達に関する事。 生活関連物資の価格及び需給調査に 関すること。
保健福祉部	岩手県精神保健福 祉センター	岩手県精神保健福祉 センター所長	地域精神保健医療活動に関する事。
県土整備部	花巻空港事務所	花巻空港事務所長	空港の被害調査及び応急対策に 関すること。 応急対策に係る空港の利用に 関すること。

別表第4（第10条、第12条関係）

広域支部の名称等

名 称	所管区域	構成地方支部
岩手県災害対策本部盛岡広域支部	盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	盛岡地方支部
岩手県災害対策本部県南広域支部	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡	奥州地方支部 花巻地方支部 一関地方支部
岩手県災害対策本部沿岸広域支部	宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙郡 上閉伊郡 下閉伊郡（普代村を除く。）	釜石地方支部 宮古地方支部 大船渡地方支部
岩手県災害対策本部県北広域支部	久慈市 二戸市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡 二戸郡	久慈地方支部 二戸地方支部

別表第5（第15条、第17条関係）

地方支部の名称等

名 称	所管区域	構成機関又は組織
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	盛岡広域振興局 岩手県中央家畜保健衛生所 北上川上流流域下水道事務所 岩手県立中央病院 盛岡教育事務所 岩手県立盛岡第一高等学校 岩手県立盛岡第二高等学校 岩手県立盛岡第三高等学校 岩手県立盛岡第四高等学校 岩手県立盛岡北高等学校 岩手県立盛岡南高等学校 岩手県立不来方高等学校 岩手県立杜陵高等学校 岩手県立盛岡農業高等学校 岩手県立盛岡工業高等学校 岩手県立盛岡商業高等学校 岩手県立沼宮内高等学校 岩手県立葛巻高等学校 岩手県立平舘高等学校 岩手県立雫石高等学校 岩手県立紫波総合高等学校 岩手県立盛岡視覚支援学校 岩手県立盛岡聴覚支援学校 岩手県立盛岡となん支援学校 岩手県立盛岡青松支援学校 岩手県立盛岡峰南高等支援学校 岩手県立盛岡みたけ支援学校 岩手県立盛岡ひがし支援学校 岩手県盛岡東警察署 岩手県盛岡西警察署 岩手県岩手警察署 岩手県紫波警察署
岩手県災害対策本部奥州地方支部	奥州市 胆沢郡	県南広域振興局経営企画部 県南広域振興局総務部 県南広域振興局県税部 県南広域振興局保健福祉環境部 県南広域振興局農政部 県南広域振興局林務部 県南広域振興局土木部 県南広域振興局奥州審査指導監 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県立胆沢病院 岩手県立江刺病院 県南教育事務所 岩手県立杜陵高等学校奥州校 岩手県立水沢高等学校 岩手県立水沢農業高等学校 岩手県立水沢工業高等学校 岩手県立水沢商業高等学校 岩手県立前沢高等学校 岩手県立金ヶ崎高等学校 岩手県立岩谷堂高等学校 岩手県立前沢明峰支援学校 岩手県奥州警察署
岩手県災害対策本部	花巻市 北上市 遠野市	県南広域振興局総務部花巻総務センター 県南広域振興局県税部花巻県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター 県南広域振興局農政部遠野農林振興センタ

花巻地方支部	和賀郡	一 県南広域振興局農政部北上農村整備センター 県南広域振興局土木部花巻土木センター 県南広域振興局土木部北上土木センター 県南広域振興局土木部遠野土木センター 県南広域振興局花巻審査指導監 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県立中部病院 岩手県立遠野病院 岩手県立東和病院 中部教育事務所 岩手県立花巻北高等学校 岩手県立花巻南高等学校 岩手県立花巻農業高等学校 岩手県立花北青雲高等学校 岩手県立大迫高等学校 岩手県立黒沢尻北高等学校 岩手県立北上翔南高等学校 岩手県立黒沢尻工業高等学校 岩手県立西和賀高等学校 岩手県立遠野高等学校 岩手県立遠野緑峰高等学校 岩手県立花巻清風支援学校 岩手県花巻警察署 岩手県北上警察署 岩手県遠野警察署
岩手県災害対策本部一関地方支部	一関市 西磐井郡	県南広域振興局総務部一関総務センター 県南広域振興局県税部一関県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部一関農林振興センター 県南広域振興局農政部一関農村整備センター 県南広域振興局土木部一関土木センター 県南広域振興局土木部千厩土木センター 県南広域振興局一関審査指導監 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県立磐井病院 岩手県立南光病院 岩手県立千厩病院 岩手県立大東病院 県南教育事務所 岩手県立一関第一高等学校附属中学校 岩手県立一関第一高等学校 岩手県立一関第二高等学校 岩手県立一関工業高等学校 岩手県立花泉高等学校 岩手県立大東高等学校 岩手県立千厩高等学校 岩手県立一関清明支援学校 岩手県一関警察署 岩手県千厩警察署
岩手県災害対策本部釜石地方支部	釜石市 上閉伊郡	沿岸広域振興局経営企画部 沿岸広域振興局保健福祉環境部 沿岸広域振興局農林部 沿岸広域振興局水産部 沿岸広域振興局土木部 沿岸広域振興局釜石審査指導監 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県水産技術センター 岩手県立釜石病院 岩手県立大槌病院 沿岸南部教育事務所 岩手県立釜石高等学校 岩手県立釜石商工高等学校 岩手県立大槌高等学校 岩手県立釜石祥雲支援学校 岩手県釜石警察署
岩手県災害対策本部宮古地方支部	宮古市 下閉伊郡 (普代村を除く。)	沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター 沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター 沿岸広域振興局宮古審査指導監 岩手県中央家畜保健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県立宮古病院 岩手県立山田病院 宮古教育事務所 岩手県立山田高等学校 岩手県立宮古高等学校 岩手県立宮古北高等学校 岩手県立宮古工業高等学校 岩手県立宮古商業高等学校 岩手県立宮古水産高等学校 岩手県立岩泉高等学校 岩手県立宮古恵風支援学校 岩手県宮古警察署 岩手県岩泉警察署
岩手県災害対策本部	大船渡市 陸前高田市 気仙郡	沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター 沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター 沿岸広域振興局土木

大船渡 地方支 部		部大船渡土木センター 沿岸広域振興局大船渡審査指導監 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県立大船渡病院 岩手県立高田病院 沿岸南部教育事務所 岩手県立高田高等学校 岩手県立大船渡高等学校 岩手県立大船渡東高等学校 岩手県立住田高等学校 岩手県立気仙光陵支援学校 岩手県大船渡警察署
岩手県 災害対 策本部 久慈地 方支部	久慈市 下閉伊郡の うち普代村 九戸郡（軽 米町及び九 戸村を除 く。）	県北広域振興局経営企画部 県北広域振興局保健福祉環境部 県北広域振興局農政部 県北広域振興局林務部 県北広域振興局水産部 県北広域振興局土木部 県北広域振興局久慈審査指導監 岩手県県北家畜保健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県立久慈病院 県北教育事務所 岩手県立久慈高等学校 岩手県立久慈東高等学校 岩手県立久慈工業高等学校 岩手県立種市高等学校 岩手県立大野高等学校 岩手県立久慈拓陽支援学校 岩手県久慈警察署
岩手県 災害対 策本部 二戸地 方支部	二戸市 九戸郡のう ち軽米町及 び九戸村 二戸郡	県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター 県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター 県北広域振興局農政部二戸農林振興センター 県北広域振興局土木部二戸土木センター 県北広域振興局二戸審査指導監 岩手県県北家畜保健衛生所 岩手県立二戸病院 岩手県立軽米病院 岩手県立一戸病院 県北教育事務所 岩手県立軽米高等学校 岩手県立伊保内高等学校 岩手県立福岡高等学校 岩手県立福岡工業高等学校 岩手県立一戸高等学校 岩手県二戸警察署

別表第6 (第19条関係)

地方支部に置く班並びに班長及び構成機関又は組織

班	班長に充てる職	構成機関又は組織
総務班	広域振興局経営企画部管理主幹 広域振興局経営企画部地域振興センター 所長 広域振興局総務部長 広域振興局総務部総務センター支出入 札課長	広域振興局経営企画部 広域振興局経営企画部地域振興センタ ー 広域振興局総務部 広域振興局総務部総務センター 広域振興局県税部 広域振興局県税部県税センター 広域振興局審査指導監
福祉環境班	広域振興局保健福祉環境部長 広域振興局保健福祉環境部保健福祉環 境センター所長	広域振興局保健福祉環境部 広域振興局保健福祉環境部保健福祉環 境センター
保健医療班	広域振興局保健福祉環境技監	
農林班	広域振興局農政(林)部長 広域振興局農政(林)部農林振興センタ ー所長	広域振興局農政(林)部 広域振興局農政(林)部農林振興センタ ー 広域振興局農政部農村整備センター 広域振興局林務部
水産班	広域振興局水産部長 広域振興局水産部水産振興センター所 長	広域振興局水産部 広域振興局水産部水産振興センター
土木班	広域振興局土木部長 広域振興局土木部土木センター所長	広域振興局土木部 広域振興局土木部土木センター
県立病院班	県立病院長	県立病院
教育事務所班	教育事務所長	教育事務所
県立学校班	県立学校長	県立学校
警察署班	警察署長	警察署
その他支部長が 必要と認める班	当該班を構成する機関の長	当該班を構成する機関

別表第7 (第23条関係)

本部支援室の構成及び主な担当業務

班名	主な担当業務
統括班	<p>本部支援室全体の統括に関する事。</p> <p>本部員会議の運営に関する補佐に関する事。</p> <p>本部長の方針に基づく各部及び本部支援室各班への具体的な指示に関する事。</p> <p>指定地方行政機関等との連絡調整等を行う総合調整所の設置及び運営に関する事。</p> <p>本部の組織編成に関する事。</p> <p>災害救助法の適用に関する事。</p> <p>市町村からの問合せに関する事。</p> <p>通信回線、通信機器の確保及び設置運用に関する事。</p> <p>Web会議システムの設置及び運用に関する事。</p> <p>ヘリコプターテレビ映像の受信、配信、記録及び整理に関する事。</p> <p>防災関係機関や応援部隊との通信環境の整備に関する事。</p> <p>その他本部支援室長が特に命ずる事。</p>
対策班	<p>応急対応に係る行動計画の策定に関する事。</p> <p>防災関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>自衛隊の災害派遣その他の応援に関する事(部の主管に属するものを除く。)</p> <p>ヘリコプター等の運用統制及び調整に関する事。</p> <p>消防応援活動調整本部の運営に関する事。</p> <p>活動状況図の作成に関する事。</p>
情報班	<p>情報収集及び整理に関する事。</p> <p>情報の評価分析に関する事。</p> <p>災害状況図の作成に関する事。</p> <p>総合クロノロジーの作成及び管理に関する事。</p> <p>国への被害報告に関する事。</p> <p>政府調査団、大臣等の視察における災害状況資料の作成に関する事。</p> <p>本部員会議資料の作成に関する事。</p>
広報班	<p>災害広報の実施に関する事。</p> <p>報道機関等からの問合せに関する事。</p> <p>放送事業者及び新聞事業者に対する放送要請及び報道要請に関する事。</p> <p>政府調査団、大臣等の視察における要望書の作成に関する事。</p> <p>活動記録に関する事。</p>
総務班	<p>本部員会議の開催に係る事務及び記録に関する事。</p> <p>政府調査団等の視察の統括に関する事。</p> <p>緊急通行車両証明書の発行手続きに関する事。</p> <p>災害派遣等従事車両証明書の発行手続きに関する事。</p> <p>その他本部支援室運営に係る事務に関する事。</p>

受援班	人的支援及び物的支援の要請に関する事。 人的支援の申出の受付に関する事。 人的支援に係る各部との調整に関する事。 被災地における支援の需要の把握に関する事。 応援のため派遣される職員の宿泊場所及び駐車場のあっせんに関する事。
-----	--

備考 受援班は、全国の自治体からの応援の受け入れについて、本部長が必要と認めるときに限り設置する。

別表第8 (第27条関係)

指定職員配備体制に当たる課等及び公所

区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる課等及び公所
本部	秘書広報部	秘書課 広聴広報課
	総務部	総務室 管財課 総合防災室
	政策地域部	政策推進室 地域振興室 交通政策室 科学・情報政策室
	文化スポーツ部	文化スポーツ企画室
	環境生活部	環境生活企画室 環境保全課 資源循環推進課 自然保護課 県民くらしの安全課 若者女性協働推進室
	保健福祉部	保健福祉企画室
	商工労働観光部	商工企画室
	農林水産部	農林水産企画室 農村建設課 林業振興課 森林整備課 森林保全課 漁港漁村課
	県土整備部	県土整備企画室 道路環境課 砂防災害課 河川課 都市計画課 下水環境課 建築住宅課 港湾課
	復興部	復興推進課
	医療部	経営管理課
	企業部	経営総務室
	教育部	教育企画室
公安部	公安部長が別に定める課	
地方支部	総務班	広域振興局経営企画部 広域振興局経営企画部地域振興センター 広域振興局総務部 広域振興局総務部総務センター 広域振興局県税部 広域振興局県税部県税センター 広域振興局審査指導監
	福祉環境班	広域振興局保健福祉環境部
	保健医療班	広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター
	農林班	広域振興局農政(林)部 広域振興局農政(林)部農林振興センター 広域振興局農政部農村整備センター 広域振興局林務部
	水産班	広域振興局水産部 広域振興局水産部水産振興センター
	土木班	広域振興局土木部 広域振興局土木部土木センター
	警察署班	公安部長が別に定める部署

別表第9（第28条の2関係）

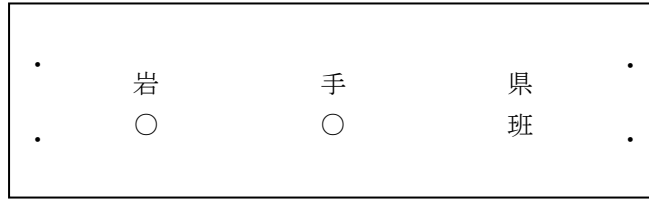
緊急初動要員の人員及び主な担当業務

区 分	人 員	配備場所	主な担当業務
本部各部（総務部を除く。）	2以上	総合防災室及び各所属課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に係る情報収集及び指示に関すること。 2 本部支援室、広域支部、地方支部及び関係機関等との連絡調整に関すること。 3 その他本部長が特に命ずること。
地方支部	10以上	各所属課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び支部長の指令等の伝達に関すること。 2 本部との連絡調整及び報告に関すること。 3 関係機関等との連絡調整に関すること。 4 災害応急対策に係る情報収集及び指示に関すること。 5 県民からの要請の処理に関すること。 6 その他支部長が特に命ずること。

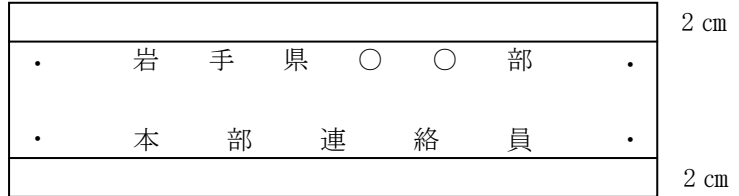
別図 (第 35 条関係)

- | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|-----------------|-------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--------------|------------------------------|
| 1 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">・ 岩 手 県 ・</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">・ 本 部 長 ・</td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> </table> | | ・ 岩 手 県 ・ | ・ 本 部 長 ・ | | 2 cm
2 cm | |
| | | | | | | | |
| ・ 岩 手 県 ・ | | | | | | | |
| ・ 本 部 長 ・ | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 2 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">・ 岩 手 県 ・</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">・ 副 本 部 長 ・</td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> </table> | | ・ 岩 手 県 ・ | ・ 副 本 部 長 ・ | | 2 cm
2 cm | |
| | | | | | | | |
| ・ 岩 手 県 ・ | | | | | | | |
| ・ 副 本 部 長 ・ | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 3 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">・ (岩) (手) (県) ・</td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">・ (○) (○) (部) (長) ・</td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> </table> | | ・ (岩) (手) (県) ・ | | ・ (○) (○) (部) (長) ・ | | 2 cm
//
//
//
// |
| | | | | | | | |
| ・ (岩) (手) (県) ・ | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| ・ (○) (○) (部) (長) ・ | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 4 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">・ (岩) (手) (県) ・</td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">・ (○) (○) (部) (次) (長) ・</td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> </table> | | ・ (岩) (手) (県) ・ | | ・ (○) (○) (部) (次) (長) ・ | | 2 cm
//
//
//
// |
| | | | | | | | |
| ・ (岩) (手) (県) ・ | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| ・ (○) (○) (部) (次) (長) ・ | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 5 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">・ 岩 手 県 ○ ○ 部 ・</td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">・ ○ ○ 課 (室) 長 (○ ○ ○ ○ 監) ・</td></tr> </table> | ・ 岩 手 県 ○ ○ 部 ・ | | ・ ○ ○ 課 (室) 長 (○ ○ ○ ○ 監) ・ | 4 cm
2 cm
4 cm | | |
| ・ 岩 手 県 ○ ○ 部 ・ | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| ・ ○ ○ 課 (室) 長 (○ ○ ○ ○ 監) ・ | | | | | | | |
| 6 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">・ 岩 手 県 ○ ○ 部 ・</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">・ ○ ○ 課 (室) (○ ○ ○ ○ 監) ・</td></tr> </table> | ・ 岩 手 県 ○ ○ 部 ・ | ・ ○ ○ 課 (室) (○ ○ ○ ○ 監) ・ | | | | |
| ・ 岩 手 県 ○ ○ 部 ・ | | | | | | | |
| ・ ○ ○ 課 (室) (○ ○ ○ ○ 監) ・ | | | | | | | |
| 7 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">・ 岩 手 県 ・</td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">・ ○ ○ 班 長 ・</td></tr> </table> | ・ 岩 手 県 ・ | | ・ ○ ○ 班 長 ・ | 4 cm
2 cm
4 cm | | |
| ・ 岩 手 県 ・ | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| ・ ○ ○ 班 長 ・ | | | | | | | |

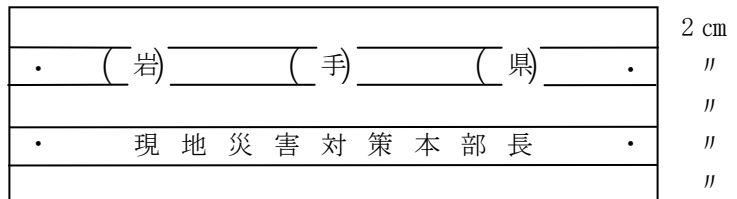
8 調査班 現地作業班員腕章



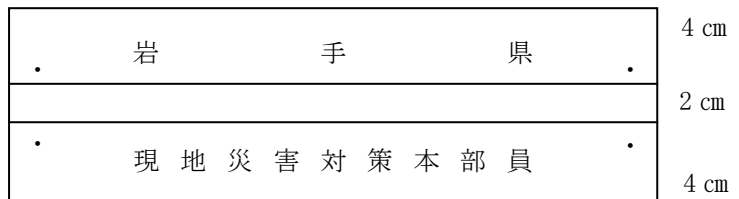
9 本部連絡員腕章



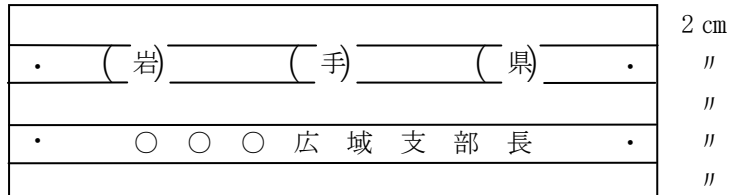
10 現地災害対策本部長腕章



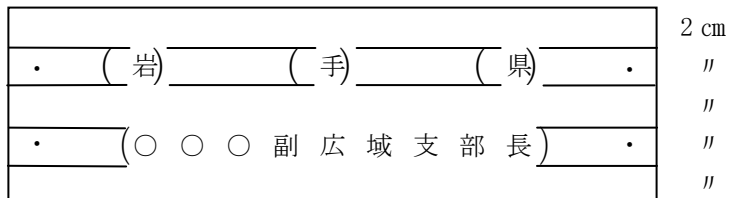
11 現地災害対策本部員腕章



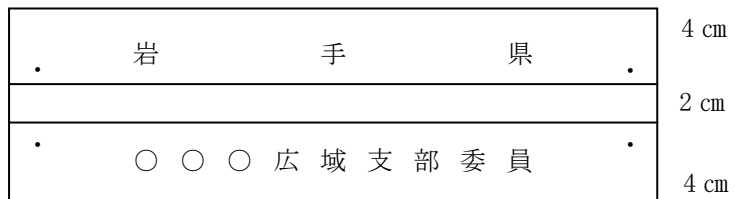
12 広域支部長腕章



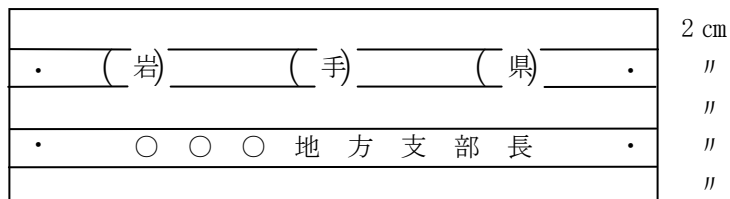
13 副広域支部長腕章



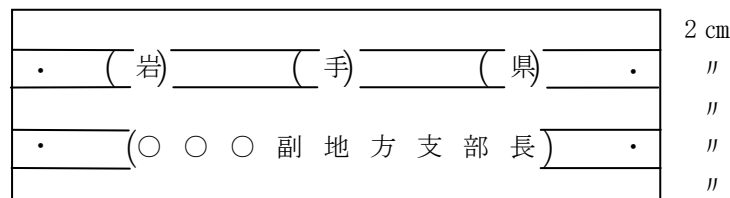
14 広域支部委員腕章



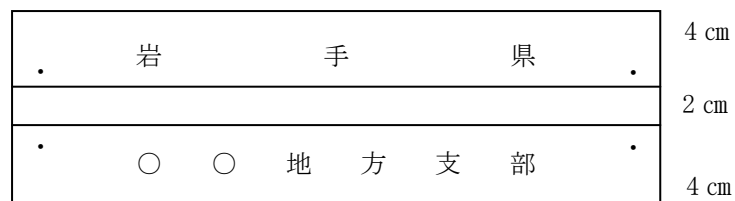
15 支部長腕章



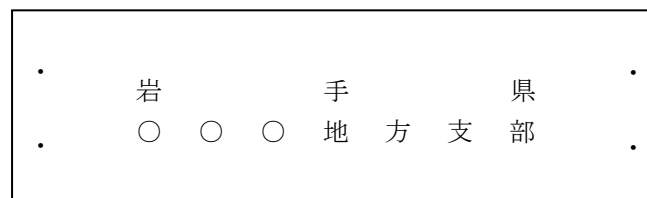
16 副支部長腕章



17 支部委員班長腕章



18 班員腕章

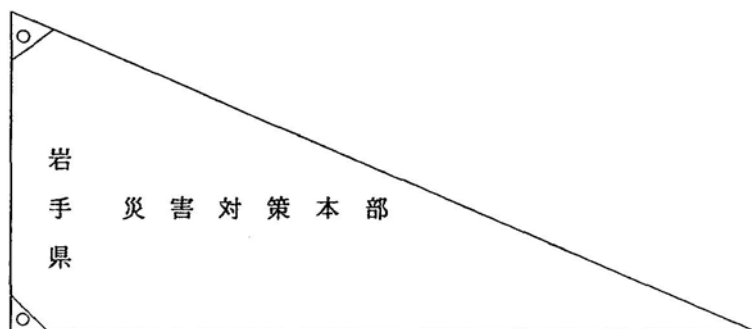


19 支部連絡員腕章



備考1 腕章の大きさは幅10センチメートル長さ40センチメートルとする。

2 1～8及び10～18の腕章は黄地に赤線及び赤字を縫い付け、9の腕章は黄地に青線及び青字を縫い付け、19の腕章は黄地に青字を縫い付けるものとする。



備考 標示旗は黄地に赤色の字を染抜くものとする。

5-8 岩手県災害警戒本部設置要領

〔制 定 昭和 57 年 4 月 15 日〕

〔最終改正 平成 31 年 4 月 1 日〕

(目的)

第1 この要領は、気象警報の発表、地震の発生等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達等を迅速かつ円滑に行うため、岩手県災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）及び岩手県災害特別警戒本部（以下「災害特別警戒本部」という。）（以下「災害警戒本部等」と総称する。）の設置に関し必要な事項を定める。

(設置基準)

第2 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表された場合
- (2) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合
- (3) 大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、総合防災室長が必要と認めた場合
- (4) 県内に震度 4 又は震度 5 弱の地震が発生した場合
- (5) 原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 2 条第 3 号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第 4 号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下同じ。）から原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定）に示された警戒事態に該当する事象等（以下「警戒事象」という。）の発生に関する通報があった場合
- (6) その他総合防災室長が特に必要と認めた場合

2 災害特別警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 前項第 1 号から第 5 号に掲げる設置基準において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。
- (2) 津波注意報が発表された場合
- (3) 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル 3 が発表された場合
- (4) 八幡平に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合
- (5) 原子力事業者から原災法第 10 条第 1 項に規定する事象（以下「特定事象」という。）の発生に関する通報があった場合
- (6) 原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から県内での事業所外運搬事故（原災法第 2 条第 2 号に規定する事業所外運搬に係る事故をいう。以下同じ。）の発生に関する通報があった場合
- (7) その他総務部長が特に必要と認めた場合

(所掌事項)

第3 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び関係機関への伝達に関すること。
 - (2) 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達に関すること。
 - (3) 各地域の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。
 - (4) 市町村等の対応状況の把握に関すること。
 - (5) 警戒事象の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達に関すること。
 - (6) その他情報の収集等に関し必要な事項
- 2 災害特別警戒本部の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 前項第1号から第4号に掲げる所掌事務
 - (2) 応急措置の実施に関すること。
 - (3) 警戒事象及び特定事象の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達に関すること。
 - (4) 県内での事業所外運搬事故の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達に関すること。
 - (5) その他情報の収集等に関し必要な事項
- (組織)

第4 災害警戒本部等は、本部長、副本部長及び本部職員をもって構成する。

2 災害警戒本部における本部長は総合防災室長を、副本部長は防災危機管理監を、本部職員は総務部職員をもって充てる。

3 災害特別警戒本部における本部長は総務部長を、副本部長は総合防災室長を、本部職員は総務部職員及び各部局等職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第5 本部長は、部務を総括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 災害警戒本部等の会議は、必要に応じて、本部長が招集する。

(事務所)

第7 災害警戒本部等の事務所は、総合防災室に置く。

(地方支部)

第8 地方における災害警戒活動を効果的に実施するため、別表に掲げる地方支部を置く。

2 災害警戒本部体制における地方支部の設置基準及び設置の対象は、次の表のとおりとする。

設置基準	設置の対象
気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表された場合	当該気象警報等の対象区域を管轄する地方支部
北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合	当該洪水予報の対象流域を管轄する地方支部
大規模な火災、爆発等による災害が発生した場合で総合防災室長が必要と認めた場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部

県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合	当該震度を観測した市町村を管轄する地方支部
原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
その他総合防災室長が特に必要と認めた場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部

3 災害特別警戒本部体制における地方支部の設置基準及び設置の対象は、次の表のとおりとする。

設置基準	設置の対象
気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表された場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	当該気象警報等の対象区域を管轄する地方支部
北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	当該洪水予報の対象流域を管轄する地方支部
大規模な火災、爆発等による災害が発生した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
津波注意報が発表された場合	釜石地方支部、宮古地方支部、大船渡地方支部、久慈地方支部
県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	当該震度を観測した市町村を管轄する地方支部
岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部
八幡平に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部
原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
原子力事業者から特定事象の発生に関する通報があった場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から県内での事業所外運搬事故の発生に関する通報があった場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部

その他総務部長が特に必要と認めた場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
--------------------	---------------------

- 4 災害警戒本部体制における地方支部の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 管内市町村の気象等に関する状況及び被害発生状況の把握に関すること。
 - (2) 河川の水位の状況に関すること。
 - (3) 管内市町村等の対応状況の把握に関すること。
 - (4) その他災害警戒本部との連絡及び災害警戒本部から指示された事項の処理に関すること。
- 5 災害特別警戒本部体制における地方支部の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 前項第1号から第3号に掲げる事項
 - (2) 応急措置の実施に関すること。
 - (3) その他災害特別警戒本部との連絡及び災害特別警戒本部から指示された事項の処理に関すること。
- 6 地方支部は、地方支部長、地方副支部長、地方支部職員及び現地連絡員をもって構成し、それぞれ次の表の右欄に掲げる職員をもって充てる。ただし、地方副支部長にあっては、特別の事情がある場合においては、地方支部長が適当と認める者に地方副支部長を行わせることができる。

地方支部の職員	地方支部の職員に充てる職員
地方支部長	広域振興局副局長（県南広域振興局にあっては、局長があらかじめ指名する副局長）、広域振興局経営企画部長及び総務部総務センター所長
地方副支部長	広域振興局経営企画部管理主幹、広域振興局経営企画部地域振興センター所長、広域振興局総務部長及び広域振興局総務部総務センター支出入札課長
地方支部職員	地方支部長が指名する職員
現地連絡員	地方支部長が指名する職員

- 7 第5から第7までの規定は、地方支部に準用する。この場合において、「本部長」とあるのは「地方支部長」と、「副本部長」とあるのは「地方副支部長」と、「災害警戒本部等」とあるのは「地方支部」と、「総合防災室」とあるのは「経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター又は総務部若しくは総務部総務センター」と読み替える。
- 8 地方支部長は、第2項又は第3項の基準により地方支部を設置したときは、その旨を直ちに本部長に報告する。
- 9 地方支部長は、気象警報等の解除、被害情報の確認等により、地方支部の存続の必要がないと認めるときは、当該地方支部を廃止する。この場合においては、その旨を直ちに本部長に報告する。
(廃止基準等)
- 第9 災害警戒本部等は、気象警報等が解除された場合等において、本部長が、災害の発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- 2 災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部等を廃止し、岩手県災害対策本部を設置する。
(補則)
- 第10 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

別表（第8関係）

地方支部の名称等

名 称	所管区域	構成機関又は組織
盛岡地方 支部	盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	盛岡広域振興局
奥州地方 支部	奥州市 胆沢郡	県南広域振興局経営企画部 県南広域振興局総務部 県南広域振興局県税部 県南広域振興局保健福祉環境部 県南広域振興局農政部 県南広域振興局林務部 県南広域振興局土木部 県南広域振興局奥州審査指導監
花巻地方 支部	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	県南広域振興局総務部花巻総務センター 県南広域振興局県税部花巻県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター 県南広域振興局農政部遠野農林振興センター 県南広域振興局農政部北上農村整備センター 県南広域振興局土木部花巻土木センター 県南広域振興局土木部北上土木センター 県南広域振興局土木部遠野土木センター 県南広域振興局花巻審査指導監
一関地方 支部	一関市 西磐井郡	県南広域振興局総務部一関総務センター 県南広域振興局県税部一関県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部一関農林振興センター 県南広域振興局農政部一関農村整備センター 県南広域振興局土木部一関土木センター 県南広域振興局土木部千厩土木センター 県南広域振興局一関審査指導監
釜石地方 支部	釜石市 上閉伊郡	沿岸広域振興局経営企画部 沿岸広域振興局保健福祉環境部 沿岸広域振興局農林部 沿岸広域振興局水産部 沿岸広域振興局土木部 沿岸広域振興局釜石審査指導監
宮古地方 支部	宮古市 下閉伊郡 (普代村を除く。)	沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター 沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター 沿岸広域振興局宮古審査指導監
大船渡地方 支部	大船渡市 陸前高田市 気仙郡	沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター 沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター 沿岸広域振興局大船渡審査指導監

久慈地方 支部	久慈市 下閉伊郡の うち普代村 九戸郡（軽 米町及び九	県北広域振興局経営企画部 県北広域振興局保健福祉環境部 県北広域 振興局農政部 県北広域振興局林務部 県北広域振興局水産部 県北広 域振興局土木部 県北広域振興局久慈審査指導監
	戸村を除 く。)	
二戸地方 支部	二戸市 九戸郡のう ち軽米町及 び九戸村 二戸郡	県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター 県北広域振興局保健 福祉環境部二戸保健福祉環境センター 県北広域振興局農政部二戸農林 振興センター 県北広域振興局土木部二戸土木センター 県北広域振興 局二戸審査指導監

5-10 地震被害想定調査（平成9年度実施）

1 想定手法

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県全域を対象に想定地震発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
ア) 想定地震の設定	
イ) 地盤状況の把握	全県 500m メッシュ単位で表示
ウ) 地震動の想定	全県 500m メッシュ単位及び市町村単位で表示
エ) 液状化危険度の想定	
オ) 急傾斜地崩壊危険度の想定	該当箇所及び市町村単位で表示
カ) 建築物被害の想定	全県 500m メッシュ単位及び市町村単位で表示
キ) 火災被害の想定	市町村単位で表示
ク) 人的被害の想定	
ケ) 道路被害の想定	該当路線及び市町村単位で表示
コ) 橋梁被害の想定	該当箇所及び路線で表示

(2) 想定地震の設定

過去の被害地震に関する資料及び活断層関係資料等をもとに、本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型2地震、海溝型2地震について検討を行い、次のとおり定めることとした。

対象地震		内陸直下型地震		海溝型地震	
		【地震1 (A、B)】 北上低地西縁断層群北部地震	【地震2】 北上低地西縁断層群南部地震	【地震3】 1968年十勝沖地震をもとにした地震	【地震4】 岩手県沿岸部の空白域を考慮した地震
断層の原点	パラメータ 北緯 (°)	39.64	39.35	41.80	39.50
	東経 (°)	141.13	140.99	143.04	144.00
	深さ (km)	1.0	1.0	0	0
マグニチュード		M7.4	M7.3	M7.9	M8.0
破壊形式		断層面下端から同心円状に破壊 (1A) 南側から破壊 (1B) 北側から破壊	断層面下端南側から円心円状に破壊	断層面上端中央から円心円状に破壊	断層面上端中央から円心円状に破壊

(3) 地盤状況の把握

地盤状況の把握は、基準地域メッシュごとの表層地質や地形データが整えられている「国土数値情報（国土地理院）」をもとに、地震動の想定に必要な微地形分類及び液状化の想定に必要な微地形分類を行った。

(4) 地震動の想定

地震動の想定は、岩盤（基盤）での地震動の強さを評価し、これに表層地盤の増幅特性を掛け合わせるにより行った。

① 基盤における地震動の評価

震源断層を一定の大きさの小領域に分割し、破壊開始点から次々に破壊が進行するにつれて、各小領域から到達する地震動の強さを足し合わせるにより評価した。

② 表層地盤の増幅の評価と地表における地震動

表層地盤の増幅の評価については、地震動評価のための微地形区分ごとに平均 S 波速度を設定して増幅度を算定し、既に算定されている基盤加速度と掛け合わせるにより、地震動の想定に必要な地表加速度及び液状化の想定に必要な地表速度を算定した。また震度については、地表最大加速度との経験式から求められた。

(5) 液状化危険度の想定

液状化危険度の想定は、微地形分類区分と液状化評価の関係及び液状化評価と液状化可能性の関係を判定基準として用いることにより、すでに把握されている液状化の想定に必要な微地形分類とすでに算定されている液状化の想定に必要な地表速度から液状化危険度を評価した。

(6) 急傾斜地崩壊危険度の想定

急傾斜地崩壊危険度の想定は、県内の急傾斜地崩壊危険箇所について、形状や地形地質等を考慮して判定した各斜面がもつ平常時の危険度に、地震時に加わる地震力（震度）を加味し、被害危険度を相対的に評価した。

(7) 建築物被害の想定

建築物被害の想定は、住宅統計や国勢調査等の公表資料をもとに、建築物の建築年や構造別分布等を推定し、それぞれの構造ごとに、建物に加わる地震力と建物の強度・耐力とを比較し、被害の判定基準に基づき、地震動による被害を算出した。

また、液状化危険度の高い地域については、建物の構造・階数と液状化による被害率の既往の調査結果をもとに、液状化による被害を算出し、地震動による被害と液状化による被害とを比較し、その大きい方を採用した。

(8) 火災被害の想定

火災被害の想定は、建築物被害の想定で得られた建物の被害率をもとに算出した出火危険率に、火災の発生した季節、時間帯といった前提条件を設定して出火点数を算出し、さらに消防活動による消火や風による影響等を考慮して焼失棟数を算出した。

(9) 人的被害の想定

人的被害の想定は、建築物被害の想定で得られた建物の被害棟数及び火災被害の想定で得られた建物の焼失棟数に、時間帯や時代といった前提条件を設定して死者数を算出し、その死者数から経験式をもとに負傷者数を算出した。

また、罹災者数については、大破又は焼失した建物に住む住民数を算出した。

(10) 道路被害の想定

道路被害の想定は、県内の主要な道路（高速道路、国道及び主要地方道）を対象に、地震力（震度ランク）と道路橋示方書にいう地盤種（1～4種）とをもとにした被害率を設定し、路線ごとに被害箇所数を算出した。

(11) 橋梁被害の想定

橋梁被害の想定は、県内の主要な道路（高速道路、国道及び主要地方道）に架かる橋梁のうち、橋長 15m 以上のものを対象に、上部構造の落下に重点を置いた橋梁の耐震性判定のための評価値を用いて各項目ごとに該当する重み係数を求め、それらの積を評価点として、橋梁ごとに危険度を判定した。

2 想定結果

各想定地震ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

想定地震		【地震1】 北上低地西縁断層群北部地震		【地震2】 北上低地西縁 断層群南部地 震	【地震3】 十勝沖地震	【地震4】 三陸沖空白域 地震
		A (南側から破壊)	B (北側から破壊)			
		主な被害想定項目		M=7.4		M=7.3
1 地震動	最大震度	震度6弱		震度6弱	震度5強	震度5強
	最大震度を示した地域	滝沢村～ 花巻市	矢巾町～ 北上市	胆沢町～ 花巻市	種市町～ 岩泉町	岩泉町～ 陸前高田市
2 建築物被害	大破壊	5, 313 棟	1, 559 棟	1, 763 棟	11 棟	183 棟
〔現況棟数：686, 116 棟〕						
3 火災被害	炎上出火	19 点	1 点	4 点	—	—
	延焼出火	13 点	点	1 点	—	—
	消失棟数	164 棟	1 棟	19 棟	—	—
〔現況棟数：686, 116 棟〕						
4 人的被害	死者数	97 人	6 人	11 人	—	—
	〔冬・夕方〕 負傷者数	1, 484 人	230 人	350 人	—	—
	罹災世帯数	3, 607 世帯	1, 084 世帯	1, 137 世帯	7 世帯	103 世帯
	罹災者数	10, 947 人	3, 568 人	3, 745 人	21 人	319 人
〔世帯数：453, 722 世帯〕						
5 急傾斜地崩壊	危険度 大	53 箇所	52 箇所	49 箇所	12 箇所	115 箇所
〔危険箇所：6, 959 箇所〕						
6 道路被害	被害箇所	53 箇所	67 箇所	62 箇所	29 箇所	74 箇所
〔対象路線延長：3, 310km〕						
7 橋梁被害	危険度 大	5 箇所	7 箇所	3 箇所	—	—
〔対象橋梁数：1, 201 箇所〕						

5-11 津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成 15～16 年度実施）

1 津波の被害想定

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県沿岸域を対象に想定津波発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
①浸水予測	津波浸水予測図（全体図、市町村図、地区別図） 全沿岸域を 40m メッシュ単位で表示
②建物被害の想定	全沿岸域を 400m メッシュ単位及び市町村単位で表示
③人的被害の想定	
④道路被害の想定	該当路線及び市町村単位で表示
⑤ライフライン被害の想定	該当箇所及び市町村単位で表示

(2) 想定津波の設定

過去の津波被害に関する資料及び地震調査研究推進本部等の資料をもとに、本県に強い影響を及ぼすおそれのある津波として、次のとおり定めることとした。

パラメータ		明治三陸地震津波 (1896 年)	昭和三陸地震津波 (1933 年)	想定宮城県沖連動地震津波		
				領域 A1	領域 A2	領域 B
断層の 原点	北緯 (°)	40.31	40.16	38.41	38.20	38.95
	東経 (°)	144.40	144.50	142.49	142.39	143.52
	深さ (km)	0	1	26	26	14
気象庁マグニチュード (モーメントマグニチュード)		8 1/2 [*]	8.1	(8.0)		

※理科年表によるマグニチュードである。

(3) 浸水予測

浸水予測については、現況の地形、構造物、土地利用を反映した地形モデルを作成し、波源から沿岸までについては線形長波方程式、沿岸から陸上（遡上）までについては非線形長波方程式を基礎式として、津波の浸水予測計算を行った。

3つの想定津波ごとに、津波防災施設の効果がある場合と効果がない場合について計算を行い、予測された浸水域を、浸水深、津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高なども併せて、市町村ごとに津波浸水予測図として整理した。

(4) 建物被害の想定

建物被害の想定は、都市計画図や森林基本図、家屋に関する概要調査等の資料を参考にして、木造建物と非木造建物の棟数を40mメッシュごとに推定し、過去の調査結果から得られている浸水深と建物の被害区分の関係に基づいて、木造・非木造別の建物被害を算出した。

(5) 人的被害の想定

人的被害の想定は、季節や避難時間などの前提条件を設定した上、過去の災害から得られている建物被害率と人的被害の関係式に、津波避難に関する普及啓発効果や時間帯による補正係数を掛け合わせて、死者数、重傷者数、中等傷者数を算出した。

(6) 道路被害の想定

道路被害の想定は、津波浸水域と道路を重ね合わせ、浸水する道路を抽出した。交差点から交差点までの区間を単位とし、その一部でも浸水すると判定される場合は、漂流物等により使用困難と考え、使用困難となる延長を算定した。

また、緊急輸送道路に着目し、津波で浸水するおそれのある区間を抽出した。

(7) ライフライン被害の想定

ライフライン被害の想定は、上水道、下水道、都市ガス、電力、電話の施設について、管内図、計画平面図、地形図を利用して位置を調査し、拠点施設の位置と浸水域を重ね合わせ、浸水するおそれのあるライフライン拠点施設を抽出した。

2 想定結果

各想定津波ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

被害想定項目		想定津波		
		明治三陸地震津波	昭和三陸地震津波	想定宮城県沖連動地震津波
1 浸水予測	最大遡上高	31.2m (大船渡市綾里白浜)	21.0m (大船渡市綾里白浜)	10.8m (大船渡市吉浜)
	第1波最短到達時間	およそ26分後 (宮古市姉吉)	およそ31分後 (宮古市姉吉)	およそ25分後 (宮古市姉吉、山田町 小谷鳥、釜石市佐須)
2 建物被害	床上(全壊)	約6,700~17,600棟	約1,800~6,800棟	約1,300~4,300棟
	床上(半壊)	約3,800~6,600棟	約1,400~6,300棟	約2,200~5,600棟
	床上(軽微)	約2,900~3,300棟	約1,400~3,900棟	約2,400~3,800棟
	床下浸水	約2,000~2,300棟	約1,700~2,200棟	約1,700~2,200棟
3 人的被害	死者数	約160~1,300名	少数~約200名	約110~1,000名
	重傷者数	約90~800名	少数~約200名	約50~630名
	中等傷者数	約200~2,000名	少数~約400名	約120~1,500名
4 道路被害	使用困難道路延長	約270~370km	約170~370km	約180~270km
	緊急輸送道路浸水地区数	28~31地区	16~28地区	17~21地区
5 ライフライン被害 浸水するライフライン拠点数	上水道浄水場	3~5箇所	0~2箇所	0~1箇所
	上水道ポンプ場	2~3箇所	1~2箇所	1箇所
	下水処理場	19~22箇所	14~17箇所	13~15箇所
	ガス貯蔵施設	1箇所	1箇所	1箇所
	変電所	0箇所	0箇所	0箇所
	電話交換施設	3~10箇所	0~4箇所	2~4箇所

○本調査結果は沿岸全域の被害傾向を把握する観点から作成したものであり、数字は四捨五入により概数で示した。

○避難所要時間、時期、防災構造物の効果の有無などにより予測結果が異なるので、数字に幅を持って記載している。

3 地震災害の被害想定

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県全域を対象に想定宮城県沖連動地震発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
①地震動の想定	全県 500m メッシュ単位で表示
②液状化危険度の想定	
③建物被害の想定	全県 500m メッシュ単位及び市町村単位で表示
④人的被害の想定	市町村単位で表示
⑤道路被害の想定	該当箇所を表示
⑥急傾斜地崩壊の想定	該当箇所及び市町村単位で表示
⑦地震火災の想定	全県 500m メッシュ単位で表示
⑧ライフライン被害の想定	全県 500m メッシュ単位及び市町村単位で表示

(2) 想定地震の設定

地震調査研究推進本部等の資料をもとに検討を行い、次のとおり定めることとした。

パラメータ		想定宮城県沖連動地震津波		
		領域 A1	領域 A2	領域 B
断層の 原点	北緯 (°)	38.41	38.20	38.95
	東経 (°)	142.49	142.39	143.52
	深さ (km)	26	26	14
断層の長さ (km)		36	40	133
断層の幅 (km)		64	36	49
断層の走向 (°)		200	200	205
断層の傾斜 (°)		21	21	12
モーメントマグニチュード		8.0		

(3) 地震動の想定

地震動の想定は、岩盤（基盤）での地震動の強さを評価し、これに表層地盤の増幅特性を掛け合わせるにより行った。

① 基盤における地震動の評価

過去の地震における地震動の大きさを分析して求められた、地震の規模、震源断層から基盤までの距離と地震動の大きさの関係を用いて評価した。

② 表層地盤の増幅の評価と地表における地震動

表層地盤の増幅の評価については、地震動評価のための微地形区分ごとに平均 S 波速度を設定して増幅度を算定し、既に算定されている基盤速度と掛け合わせるにより、地表最大速度を算定した。

また、計測震度については、地表最大速度より経験式から求めた。

(4) 液状化危険度の想定

液状化危険度の想定は、微地形分類区分と液状化評価の関係及び液状化評価と液状化可能性の関係を判定基準として用いることにより、すでに把握されている液状化の想定に必要な微地形分類とすでに算定されている液状化の想定に必要な地表最大速度から液状化危険度を評価した。

(5) 建物被害の想定

建物被害の想定は、住宅統計や家屋に関する概要調書報告等の公表資料をもとに、建築物の建築年や構造別分布等を推定し、それぞれの構造別、建築年代別ごとに、過去の経験から得られている地震動の大きさと被害率の関係から、被害を算出した。

また、液状化危険度の想定結果をもとに、建物の構造・階数と液状化による被害率の既往の調査結果から液状化による被害を算出した。

(6) 人的被害の想定

人的被害の想定は、国勢調査や住宅・土地統計調査等の資料から、各メッシュにおける設定時間帯ごとの人口を推定し、過去の地震災害から導かれた建物被害と死者数、重軽傷者数、要救出者数、避難者数の関係式を用いて、それぞれの被害を算出した。

(7) 道路被害の想定

道路被害の想定は、緊急輸送道路上の施設のうち、防災上の未対策と考えられる施設を対象に、震度と液状化可能性および道路橋示方書の準拠年次から被災危険度ランクを設定し、箇所ごとに示した。

(8) 急傾斜地崩壊の想定

急傾斜地崩壊の想定は、保全人家のある急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、地震時の崩壊要因と考えられる項目の点検結果から崩壊危険度の第一次判定を行い、さらに危険箇所の位置するメッシュで予測された震度から、各危険箇所の崩壊危険度を評価した。

(9) 地震火災の想定

地震火災の想定は、木造建物からの出火を対象に、季節と時間帯を設定し、建物全壊率と出火率および初期消火率の過去の経験式に基づいて出火件数を算出した。

(10) ライフライン被害の想定

ライフライン被害の想定は、上水道、都市ガスを対象として、過去の地震における被災事例より導かれた、地震動の大きさに対する標準的な埋設管の被害率に、管種・管径及び液状化についての補正を行い、市町村別に被害箇所数を算出した。

4 想定結果

想定宮城県沖連動地震の主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

		想定宮城県沖連動地震	
地震動	最大震度	6 弱	
	最大震度を示した地域	大船渡市、陸前高田市、一関市花泉町及び川崎町、藤沢町	
建物被害	木造全壊棟数	251 棟	
	RC 造大破棟数	12 棟	
	S 造全壊棟数	26 棟	
人的被害		夜間	夕刻
	死者数	7 人	10 人
	重傷者数	124 人	103 人
	軽傷者数	2, 589 人	2, 134 人
道路被害	橋梁被災危険度 B	1 箇所	
	橋梁被災危険度 C	24 箇所	
急傾斜地崩壊	崩壊危険度 高	80 箇所	
地震火災		0 件	
ライフライン被害	被害箇所	水道	都市ガス
		546 箇所	21 箇所

市町村避難所運営マニュアル

作成モデル

このモデルは、市町村が地域の実情に合った避難所運営に関するマニュアルを策定する際の参考としていただくために、作成したものです。

平成 26 年 3 月
岩手県保健福祉部保健福祉企画室

目 次

	ページ
第1章 マニュアル作成モデルの目的・構成・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 利用方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章 避難所に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1 避難所の目的と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2 対象とする避難者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3 「避難所」に関する基本的な用語・・・・・・・・・・・・	6
4 避難所運営の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5 避難所の空間配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
6 生活ルールづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第3章 実施すべき業務の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・	16
1 初動期の業務の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
2 展開期の業務の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3 安定期の業務の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
4 撤収期の業務の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
第4章 各活動班の業務・・・・・・・・・・・・・・・・	32
1 総務班の業務〈展開期～撤収期〉・・・・・・・・・・・・	32
2 避難者管理班の業務〈展開期～撤収期〉・・・・・・・・	35
3 情報班の業務〈展開期～撤収期〉・・・・・・・・・・・・	39
4 食料・物資班の業務〈展開期～撤収期〉・・・・・・・・	42
5 施設管理班の業務〈展開期～撤収期〉・・・・・・・・	46
6 保健・衛生班の業務〈展開期～撤収期〉・・・・・・・・	48
7 要配慮者支援班の業務〈展開期～撤収期〉・・・・	55
8 ボランティア班の業務〈展開期～撤収期〉・・・・	57
第5章 事前対策・・・・・・・・・・・・・・・・	59
1 安全な避難のための予備知識（地域住民による事前対策）	59
2 避難所運営のための事前対策（市町村による事前対策）	62

第6章 避難所運営において配慮すべき点	68
1 男女共同参画の視点による配慮	68
2 介護・介助が必要な高齢者への配慮	69
3 障がい者への配慮	71
4 難病、慢性疾患等を持つ方への配慮	74
5 妊産婦・乳幼児への配慮	75
6 子どもへの配慮	76
7 外国人への配慮	77

参考資料集

○ 資料1 避難所運営のチェックリスト	79
○ 資料2 トイレ使用上の注意	80
○ 資料3 ペットの飼育ルール	81
○ 資料4 ボランティア活動に参加される方への注意事項	82

参考様式集

○ 様式 1-1 建物被災状況チェックリスト (木造建築物)	83
○ 様式 1-2 建物被災状況チェックリスト (コンクリート造等建築物)	85
○ 様式 2-1 避難者名簿	87
○ 様式 2-2 在宅避難者名簿	88
○ 様式 3-1 避難者名簿一覧表 (避難所用)	89
○ 様式 3-2 在宅避難者名簿一覧表	90
○ 様式 4-1 避難者数集計表 (避難所用)	91
○ 様式 4-2 避難者数集計表 (在宅避難者用)	92
○ 様式 5 避難所運営記録簿	93
○ 様式 6 避難所状況報告書	94
○ 様式 7 外泊届用紙	95
○ 様式 8 取材者用受付用紙	96
○ 様式 9 郵便物等受取簿	97
○ 様式 10 食料依頼伝票	98
○ 様式 11 物資依頼伝票	99
○ 様式 12 食料・物資受入簿	100
○ 様式 13 食料管理簿	101
○ 様式 14 物資管理簿	102

資料編 5 附属資料

○ 様式 15 避難者の健康状況調査シート	103
○ 様式 16 ペット登録台帳	104
○ 様式 17 避難所における要配慮者名簿	105
○ 様式 18 ボランティア派遣依頼書	106
○ 様式 19 ボランティア活動記録簿	107
○ 様式 20 事務引継書	108
○ 様式 21 主な関係機関連絡先一覧表	109
○ 様式 22 公共施設、避難所一覧表	110
○ 様式 23 鍵保管場所一覧表	111

第1章 マニュアル作成モデルの目的・構成

1 目的

地震・津波、風水害等の大規模災害が発生し、住民が避難を余儀なくされる場合に、市町村は、避難所の運営が円滑に行われるよう、あらかじめ運営基準などを定めておく必要があります。このマニュアル作成モデルは、避難所に関する基本的な考え方、避難所運営組織のあり方や活動内容をまとめたものであり、市町村が地域の実情に合った避難所の運営に関するマニュアルを策定する際の参考としていただくよう作成したものです。このマニュアル作成モデルを参考として、市町村において、地域の実情に合った避難所運営マニュアルが策定され、住民と連携した避難所運営訓練が行われるなど、円滑な避難所運営体制の構築につながることを目的としています。

2 構成

(1) 避難所業務への関わり方に応じた構成

避難所で対処すべき業務は多様です。各種情報の提供、水や食料の提供、衛生管理など、広い範囲にわたります。また、同じ業務でも、責任者の場合や当番となった場合など、立場や関わり方に違いがあります。さらに、業務を実施する人の負担を軽減するために、できるだけ交替で実施することが望まれます。こうした状況を踏まえて、本書では、できるだけわかりやすく避難所運営のあり方をまとめました。

次章以降では、読む人の立場に応じて、5つの章を設け、理解しておくべきことを記載しています。

第2章は、避難所で行われるべき業務の範囲はどこまでなのか（避難所の目的と役割、対象とする避難者、避難所の運営の流れ等）について理解することを目的とし、避難者も含めて、避難所運営に関わる全ての人が共通に理解しておくべきことを記載しています。

第3章は、避難所担当職員（行政担当者）や施設管理者、避難者の代表者など、避難所運営のまとめ役となる方が、避難所で行われるべき業務の全体像を理解することを目的とし、「どの時点で、何をするのか」について、「広く浅く」記載しています。

第4章は、個別の具体的な業務を実施することになった方が、第3章を前提として、「実際に、何をどのように行うのか」について、「細かく」記載しています。

第5章は、事前対策（平常時からの対策）について、第6章は、避難所運営において配慮すべき点について、避難者も含めて、避難所運営に関わる全ての人が共通に理解しておくべきことを記載しています。

巻末には、業務を行う際に必要になると想定される事項についての資料・様式を参考としてまとめています。

(2) 時系列的な構成

このマニュアル作成モデルでは、どのタイミングで、どのような業務を実施すればよいか分かりやすいよう、以下のような時系列的な構成にしています。

初動期（災害発生～24 時間）

展開期（24 時間～3 週間程度）

安定期（3 週間目以降）

撤収期（ライフライン回復時）

※ 時間の目安は、災害の規模（被災の程度、マンパワーの確保状況等）により、変わります。

上記の想定よりも、短期で撤収となる場合や、初動期や展開期が長期化する場合があります。

3 利用方法等

避難所運営に関わる主な組織及び人は、(1)～(9)のとおりです。

このマニュアル作成モデルは、事前に通読することによって、避難所のあり方について理解できるよう、作成しています。実際に、業務で利用する場合には、立場に応じて、必要となる情報を得やすいような構成にしています（図1参照）。

(1) 避難所運営本部

避難所運営の主要な業務を担い、かつ業務実施を決定する機関です。避難者の中から互選された方々（自主防災組織や自治会の代表者・役員の方々）が、避難所担当職員（行政担当者）や施設管理者の協力のもと、自主的に避難所運営を行う組織です。

(2) 避難所担当職員

避難所に参集する行政職員です。

(3) 施設管理者

避難所となる施設（避難所となる学校、公民館など公共施設）の職員です。

(4) 初期避難者（その代表）

避難所の開設時に、応急的に避難所開設・運営を行うために避難者を取りまとめる役を担う方々で、自主防災組織や自治会などの代表者や役員の方々です。本格的な避難所運営の組織（避難所運営本部）が確立した後は、避難所運営本部がその役を引き継ぎます。

(5) 避難所運営本部幹部（本部長・副本部長）

避難所運営本部の業務を総括又はこれを補佐するために選任された方です。

(6) 活動班

避難所運営本部の下部組織で、総務班、避難者管理班などの役割を持つ実施組織で、名簿作成や炊き出しなど避難所運営に係る様々な業務を行います。

避難者の方々が交代や当番で担当することになります。事前に避難所運営について、地域住民が共同で当たることになっている場合には、必ずしも避難者だけでなく、周辺住民が参加する場合もあります。

(7) 班長

避難所運営本部内に設ける活動班ごとに、各班員の互選により選任された業務の実施責任者です。

(8) (居住区) 区長

避難所の部屋ごとに編成されたグループ（居住区）の代表者で、避難所運営本部からの指示を避難者に連絡したり、避難者の意見を避難所運営本部へ提出するために、又は居住区からの当番（共有空間の清掃当番等）など避難所運営への避難者の参加を円滑に行うために、避難者の互選により選任された方です。

(9) 避難者

避難所に避難している者です。

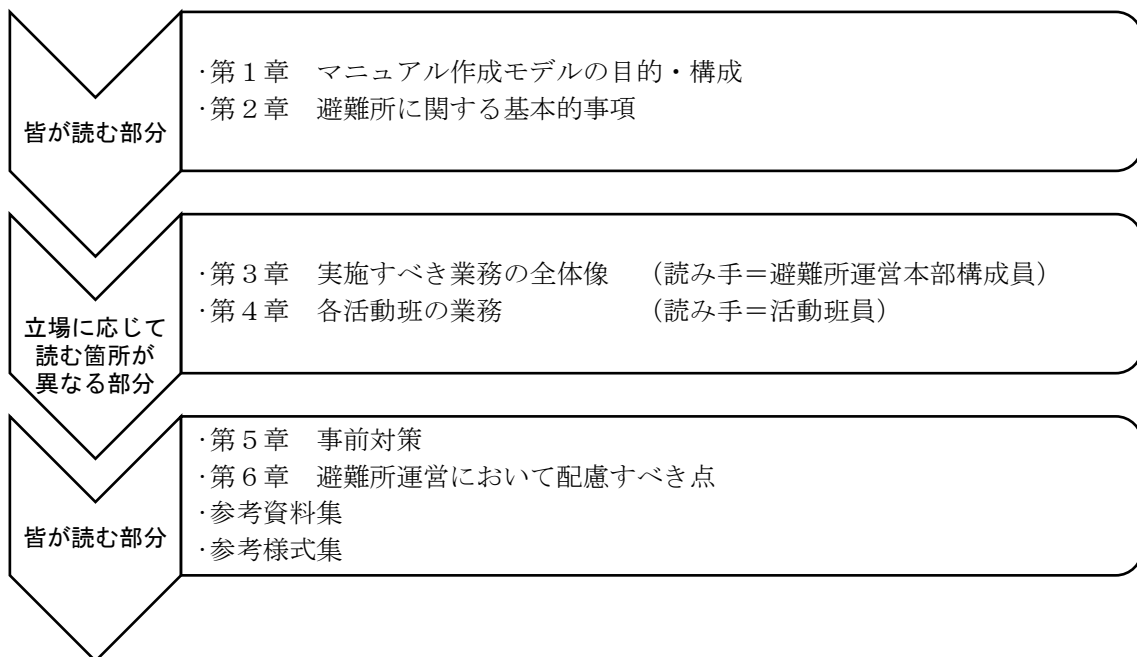


図1 【マニュアル作成モデルの構成】

第2章 避難所に関する基本的事項

1 避難所の目的と役割

(1) 避難所運営に関する基本的な考え方

避難所は、本来、市町村が開設し、運営するものです。しかし、阪神・淡路大震災や東日本大震災津波での経験を省みると、大規模災害時には、行政自身も被災し、また、災害対応業務に追われるため、市町村の職員だけで避難所運営に当たることは非常に困難です。こうしたことから、円滑な避難所運営を行うためには、行政と避難者が力を合わせて対応していくことが必要となります。

なお、避難所は、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神に基づき、自主的な運営を目指すことが重要であることから、行政や施設管理者は、後方支援的に協力するものとします。

(2) 避難所担当職員の配置と役割

避難所開設時には、市町村は直ちに避難所担当職員を派遣し、避難所の運営管理に当たります。大規模災害発生当初には避難所担当職員を確保できない場合があるため、施設管理者や住民（自主防災組織の代表者等）の協力を得て、初動対応を図ります。

避難所担当職員は、関係者の協力を得ながら、主に次のような役割を担います。

〈避難所担当職員の主な役割〉

	初動期	展開期	安定期
①避難者の安全・ 安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設事務 避難所・周辺の被害状況の把握 呼びかけ（安心して指示に従ってほしい旨） 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村災害対策本部からの情報提供（被害状況、対策方針、実施状況、ライフライン復旧等の見込み等） 衛生環境の維持（関係機関と連携） 健康対策（関係機関と連携） 	
②要配慮者（※） を優先しつつ、 公平な対応	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者へ優先的に避難場所割当て 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者への優先的な物資等の提供 要配慮者の福祉避難所への移送 避難所内外へ公平な物資等の提供 	
③避難者情報の 管理、連絡調 整、避難所運営 支援	<ul style="list-style-type: none"> 避難者情報の管理 在宅避難者情報の管理 避難者ニーズの把握と市町村災害対策本部への伝達 市町村災害対策本部、施設管理者、他機関との調整 マスコミ対応 （以上、以降も継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺避難所との物資の過不足調整 ボランティア受入等に関する調整 避難者に組織（避難所運営本部設置）の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所統廃合に関する調整 ボランティア受入等に関する調整 避難者間トラブル等への対応

※要配慮者：要介護高齢者、在宅療養者、障がい者、妊産婦、乳幼児等特別の配慮を要する者

(3) 避難所の目的

このマニュアル作成モデルにおいて、「避難所」は、災害時に、市町村長が避難者に安全と安心の場を提供し、また、避難者自らがお互いに励まし合い、助け合いながら、生活再建に向けて次の一步を踏み出す場を創出することを目的とした施設として位置付けます。

(4) 避難所の役割

避難所が担うべき主な役割は、次のとおりです。

安全・生活等
<p>① 安全の確保 地震発生直後の余震や津波、風水害による家屋倒壊、河川の決壊のおそれがある場合等に、迅速・確実に避難者を受入れ、生命・身体の安全を守ること。</p> <p>② 水・食料・生活物資の提供 避難者に飲料水や非常食、食材の供給、被服・寝具の提供等を行うこと。</p> <p>③ 生活場所の提供 家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難な避難者に、一定期間、生活の場を提供すること。</p>
保健、医療、衛生
<p>① 健康の確保 避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談等の保健医療サービスを提供すること。</p> <p>② トイレなどの衛生的環境の提供 トイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を提供すること。</p>
情報、コミュニティ
<p>① 情報の提供・交換・収集 避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行うこと。 避難者の安否や被災情報、要望等に関する情報を収集し、行政等外部へ発信すること。</p> <p>② コミュニティの維持・形成 避難者同士が助け合いながら生活することで、従前のコミュニティを維持したり、新たにコミュニティを形成すること。</p>

2 対象とする避難者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

- ①住宅が全焼、流出又は半壊等被害を受け、日常起居する住居を失った者
- ②現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

(2) 災害によって現に被害を受ける恐れがある者

- ①避難勧告・指示の対象となる者
- ②避難勧告・指示の対象ではないが、緊急に避難する必要のある者

(3) 在宅での避難生活を余儀なくされた者（在宅避難者）

やむを得ない事情等により避難所に入れない者や自宅の被害は免れたもののライフラインの停止等により生活に支障を来している者（在宅避難者）等を含みます。

(4) 帰宅が困難な者（帰宅困難者）

災害の発生により、帰宅が困難となり、駅や空港等に滞留せざるを得ない者

(5) その他市町村災害対策本部長が認めた者

3 「避難所」に関する基本的な用語

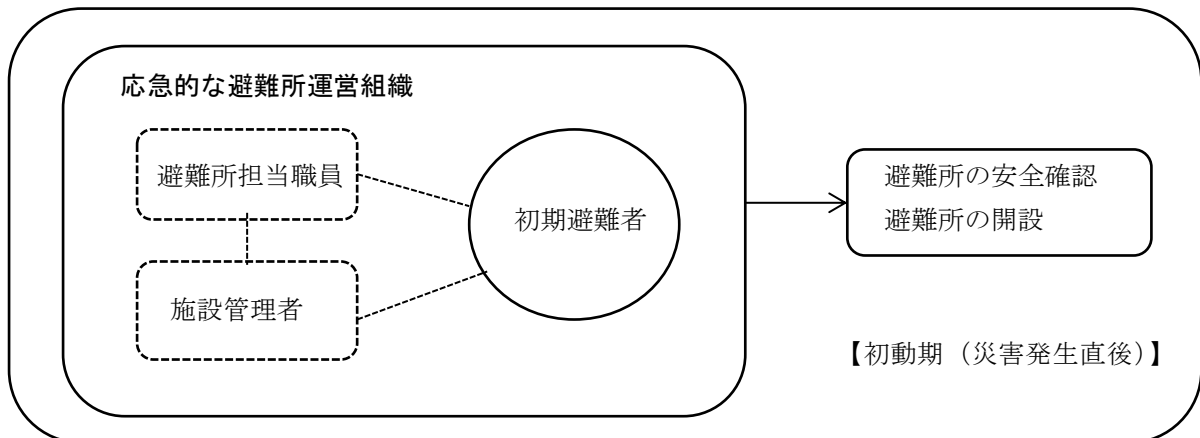
避難所（避難施設）
<p>市町村が指定した学校、公民館等の既存の施設で、災害により被害を受けた者又は被害を受ける恐れのある者を一時的に収容し、保護する場所です。</p> <p>在宅避難者にとっては支援拠点として、観光客や地域内の企業等で働く従業員などにとっては一時的な避難施設としての側面も持ちます。</p>
避難地（避難場所）
<p>市町村が指定した公園や緑地等で、避難者の安全が確保できる広さを持った公共的な空地のことです。施設ではなく避難するスペースという意味で避難場所と呼ばれる場合もあります。また、一次（時）避難地と広域避難地を分けて指定している場合もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次（時）避難地 広域避難地へ避難する前の中継地点で、隣近所の住民が避難する公園や学校のグラウンドなどのことで、避難者が一時的に集合して様子を見たり、集団を形成する場所です。 ・ 広域避難地 公園や緑地などで、一次避難地からの避難者を収容する場所です。

避難準備情報
災害が発生したり、その恐れがある場合に、市町村長が高齢者や障がい者等の特に避難行動に時間を要する者に対して、避難開始の必要があることを知らせる情報です。
避難勧告
災害が発生したり、その恐れがある場合に、市町村長が住民に対し、避難を勧める（促す）ことです。
避難指示
災害が発生したり、その恐れがある場合に、市町村長が住民に対し、避難を指示することで、避難勧告よりも、拘束力が強く、緊急性が高いものです。
警戒区域
災害が差し迫っていて地域の住民を全面的に避難させる必要があるとき、市町村長はその地域を「警戒区域」として指定し、住民の立ち入りを禁止することができます。
避難所運営本部
避難所の運営を自主的に協議し、決定するために、避難者の代表者、避難所担当職員（行政担当者）、施設管理者などで構成する運営組織です。
避難所担当職員（行政担当者）
災害時に避難所に参集する行政職員です。
施設管理者
災害時に避難所となる施設（学校や公民館等）の職員です。
市町村災害対策本部
災害時に市町村長を指揮者として市町村役場に設置され、地域の災害対応全般に当たる組織。避難所の設備や物資、情報等必要なものについて後方支援に当たる組織です。

4 避難所運営の流れ

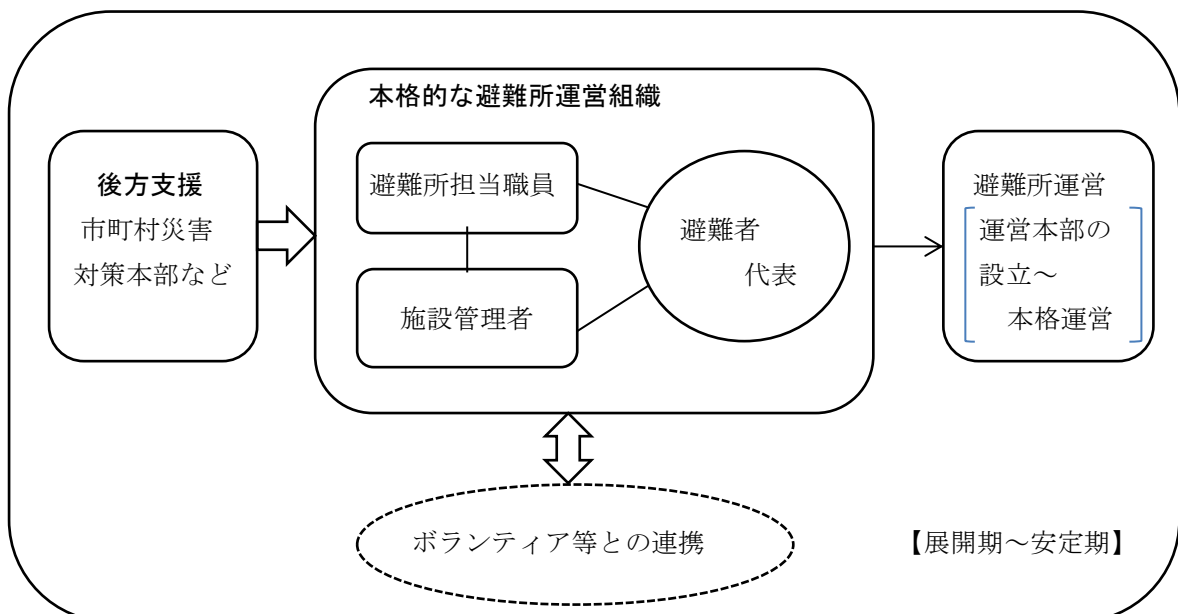
(1) 初動期の避難所

大規模で突発的な災害の場合、さらに休日の夜間や早朝などの場合、避難所に最初に到着するのは、地域住民であることが想定されます。この場合、避難してきた住民は、初期避難者の中から代表を選び、応急的に避難所の開設と運営を行う組織を作ります。この組織のもと、避難所担当職員や施設管理者の不在の場合でも、無秩序な施設への侵入を防ぎ、避難施設の安全確認後に、避難者の施設内への誘導を行います。



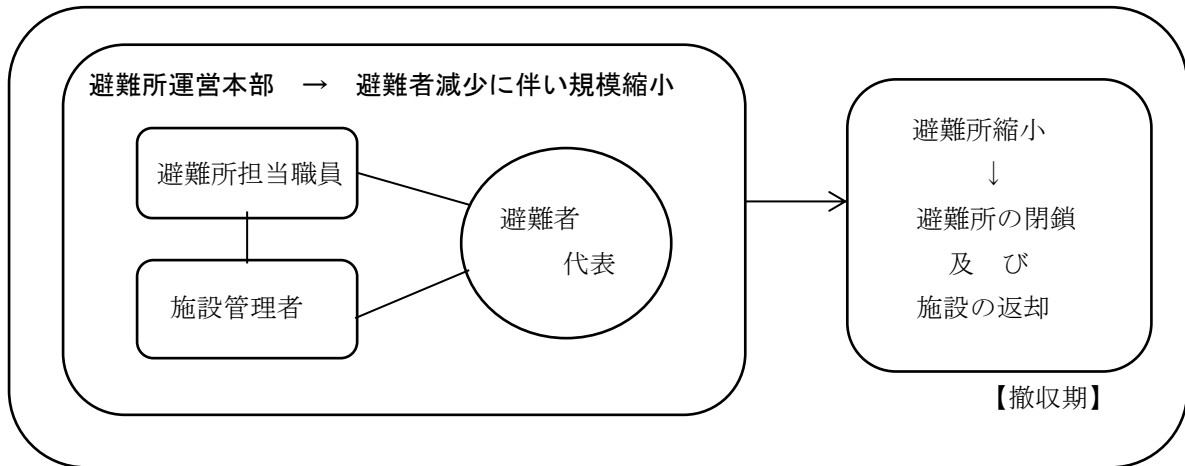
(2) 展開期～安定期の避難所

避難者が主体となり、本格的な避難所運営組織を立ち上げます。避難所担当職員や施設管理者の協力の下、市町村災害対策本部に避難所の状況を報告し、必要な食料、物資等を要請します。大規模な災害で避難生活が長期化した場合、避難者のみならず、地域住民やボランティアなどとの連携も重要になる時期です。



(3) 撤収期の避難所

ライフラインが回復し、応急仮設住宅への入居開始時期になると、避難所は撤収（閉鎖）に向けた準備に入ります。この時期には、退所する避難者の数も増え、運営組織も縮小傾向に向かいます。一方で、避難所には自立が困難な避難者が次第に目立ってくる時期でもあり、運営組織リーダーは地域の世話役として最後まで適切な対処が必要です。



5 避難所の空間配置

避難所で多くの方が共同生活するためには、様々な共有空間が必要となります。共有空間を快適なものとするためには、決められたルールに従って、空間を管理していくことが必要です。

(1) 居住空間の管理

居住空間の区画整理
<ul style="list-style-type: none"> ・居室内の世帯同士の区画境界は、床に敷く敷物で区別するなど、明確にします。 ・各世帯の区画は、必ず1か所、通路に面する形で設定します。
落ち着いてきたらプライバシーを確保
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内の様々なルールが軌道に乗るなど、落ち着いてきたら、段ボールや仕切板を用いて個人の空間を確保します。 ・段ボールやカーテンによる仕切りは、感染性胃腸炎やインフルエンザ対策としても有効とされています。 ・空間の確保にあたっては、要配慮者、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点、プライバシー確保などに配慮しましょう。 ・学校などでは、備え付けの机や椅子などを仕切板に用いることもできます。ただし、その使用については、必ず施設管理者と協議しましょう。 ・授乳コーナー、男女別の更衣室などを設け、特に女性や妊産婦のプライバシーの確保に配慮しましょう。
居室の再編
<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の減少に伴って、居室の移動・居住区の再編などを行います。居室の移動などの実施については、避難所運営本部会議で決定します。 ・居室の移動に伴う混乱を防ぐため、避難者全員にあらかじめ周知徹底を図り、決定から実行まで十分な準備期間をおきます。 ・学校が避難所となっている場合は、学校の教育活動が円滑に行われ、児童生徒が伸び伸びと学校生活を送ることができるようみんなで協力するようにしてください。

(2) 共有空間の管理

避難所には、居住空間の他にも、避難者が共同で使用する様々な空間（共有空間）が必要となります。

共有スペースの設置に際しては、施設管理者と十分に相談のうえ、決定します。

運営本部室
<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は避難所となる施設の一部を避難所運営本部とし、避難所担当職員や施設管理者と連絡を密にとりながら対応策を講じていきます。
情報掲示板
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内の人々に伝えるべき情報を張ります。避難者の目にふれるよう、正面玄関近くへの設置が望まれます。古くなった情報は、その都度外し、見やすくします。
受付
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の正面玄関近くに設けます。来訪者には用向きを確認し、面会場所や立ち入り禁止区域など避難所でのルールを簡単に案内します。 ・特に女性や子供の安全確保の観点から、不審者の侵入を防ぐことが大切です。 ・避難者受付、問い合わせ対応（安否確認対応）、取材対応、郵便物等受付、保健衛生支援対応（救護班、こころのケアチーム等受入れ対応）、要配慮者対応、ボランティア受付など、必要に応じて、対象ごとに、受付窓口を設けることで、効率的な避難所運営につながります。
食料・物資置き場
<ul style="list-style-type: none"> ・食料、物資などを収納、管理するための場所を設けます。 ・食料の管理場所は食品ごとに整理整頓し、保存期限等を確認しやすくしておきます。 ・冷蔵庫が準備されていない場合には、市町村職員へ相談しましょう。
食料・物資の配給所
<ul style="list-style-type: none"> ・食料や物資を配給するための場所を設置します。天候に左右されないために、屋根のある場所、もしくは屋外の場合にはテントを張ることが望ましいでしょう。
調理室
<ul style="list-style-type: none"> ・調理室（給食室）等がある場合、施設管理者と協議し、炊出しや自炊のための調理室として活用を考えましょう。使用できない場合は、屋外に調理場を設置します。
医務室
<ul style="list-style-type: none"> ・救護所が設置されていない避難所では、巡回や応急の医療活動ができるようなスペースを作ります。 ・病人が出た場合に安静を保つため、また、感染症患者の隔離のためのスペース（必ずしも隔離部屋でなくてもよい）も確保するよう努めましょう。
福祉避難室
<ul style="list-style-type: none"> ・要介護高齢者、在宅療養者、障がい者、妊産婦、乳幼児、感染症患者など特別の配慮を要する避難者に対応するため、専用の居室を設けます。 ・日当たりや換気がよく、トイレに近い部屋を選び、床に断熱材を敷くなど、要援護者に配慮します。なお、医務室に近く、静寂の保てる場所が望まれます。

相談室（相談スペース）
<ul style="list-style-type: none"> ・避難者（在宅避難者含む）からの健康、生活支援、就労などに関する相談や、高齢者、在宅療養者、障がい者、乳幼児や妊産婦、外国人など特別の配慮を要する避難者からの相談について、プライバシーに配慮して対応するため、相談室（相談スペース）を設けます。 ・専門的な対応を要する相談については、市町村災害対策本部に専門家等の派遣を要請し、対応します。
授乳室・子どもの遊びスペース
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児を伴って避難している場合、子どもの泣き声などで周囲に迷惑をかけないよう気遣うことが多く、特に母親は大きなストレスを抱えがちです。 ・落ち着いて授乳できる空間や親子で利用できる遊びのスペースを確保しましょう。
更衣室
<ul style="list-style-type: none"> ・更衣のための空間として、男女別に、中をのぞくことができない個室を設けます。
給水場
<ul style="list-style-type: none"> ・給水場を設ける場合、水の運搬の問題や万が一の漏水を考慮し、かつ清潔さを保つために、屋内の1階とすることが望まれます。
洗濯場・洗濯物干し場
<ul style="list-style-type: none"> ・生活用水の確保と排水に適した場所を選び、共同の洗濯場を確保し、洗濯物を干すことができる場所を確保する必要があります。 ・女性等への配慮として、洗濯機や物干し場などの管理と利用ルールを工夫し、その徹底を図りましょう。たとえば、洗濯場については、男女別の洗濯機の設置や男女別に使用時間帯を区分するなどの工夫が考えられます。物干し場については、物干し台にシーツをかけて間仕切りを作るなどの工夫により、女性専用の物干し場の確保に努めるとともに、女性以外の立ち入りを制限するなどの方法が考えられます。
仮設トイレ
<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、屋外に設置します。設置場所は、居住空間から距離をあげ、臭いなどの問題が起こらないように注意しましょう。 ・ただし、高齢者や障がいのある人など、体の不自由な人のいる居室からは、あまり遠くならないようにすることも必要です。 ・なお、女性や児童の防犯や、高齢者の急病など緊急通報のため、仮設トイレ内に防犯ブザーを設置するなどの工夫も必要です。
風呂
<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、屋外に設置します。 ・風呂や仮設トイレなど屋外に設置する設備は、日没後の利用も考慮して通路等に十分な明かりを用意することも必要です。 ・風呂水は、原則として毎日入れ替えることが望ましいとされています（浴槽等のヌメリは細菌を増殖させる温床になります）。 ・できるだけ男女別の風呂を設置することが必要です。別々にできない場合は、女性の入浴時間帯に、当番で見張りをするようにしましょう。

ごみ置き場
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車が近づきやすい位置に、ごみ置き場を設置します。 ・分別収集を原則とし、種類別に集積所を区別します。
喫煙場所
<ul style="list-style-type: none"> ・非喫煙者への影響を考慮し、また、火の元を管理するという意味で、屋内は禁煙です。屋外に灰皿を設けるなどして、喫煙は喫煙場所のみで行うよう避難者に呼びかけます。
駐車場
<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者と相談し、必要最小限のスペースを確保します。また、食料・物資の運搬車や緊急車両の出入りを妨げることのないよう注意します。
ペット飼育場
<ul style="list-style-type: none"> ・ペットがいる場合には、鳴き声や臭いが他の避難者の迷惑にならないよう、ペットを飼育していない避難者と動線が交わらない場所にペット飼育場を確保しましょう。

※ 避難者が減少し、スペースに余裕が生まれてきたら、避難者の要望に応じて、以下のような共有空間を設けることが望めます。

食堂
<ul style="list-style-type: none"> ・衛生面を考え、寝起きする居住空間と食事の空間は分け、食事専用の空間（食堂）を設置するとよいでしょう。
子ども学習室
<ul style="list-style-type: none"> ・昼間は子ども達の遊び場として、夜間は中高生の勉強のために使用します。なお、遊ぶ子どもの声や夜間に漏れる照明などの問題があるので、一般の居室からは少し離れている部屋を選びましょう。
娯楽室・コミュニティスペース
<ul style="list-style-type: none"> ・消灯時間の制限等を外した自由に使用できるスペースを設けてもよいでしょう。なお、1部屋の確保が困難な場合は、廊下の一角に椅子などを置いたり、屋外にテントを張ってテーブルや椅子を置き、コミュニティスペースとしてもよいでしょう。

6 生活ルールづくり

多くの避難者が避難所で共同生活していくためには、様々なルールが必要となります。避難所での共同生活には、以下のような生活ルールが必要です。

生活時間
<ul style="list-style-type: none"> ・規則正しい生活のため、生活時間のルールを決めます。 ・起床時間：○時○分 ・消灯時間：○時○分 ・食事時間：朝食 ○時○分 昼食 ○時○分 夕食 ○時○分 ・運営本部会議：○時○分
生活空間の利用方法
<ul style="list-style-type: none"> ・居住空間は、基本的に屋内とし、室内をほぼ世帯単位で区画を区切って使用し、その区画は世帯のスペースとして使用します。 ・居住空間は土足禁止とし、脱いだ靴は各自が保管します。 ・上履きは、トイレ用のものとそれ以外のものにはっきりと分けます。 ・共有空間は、使用する用途によって屋内外に確保します。 ・来訪者の面会は原則として共有空間や屋外とします。 ・屋内は禁煙とします。 ・ペットは、ペットを飼育していない避難者と動線が交わらない場所に専用の区画又は場所を確保し、原則として、居住空間や屋内の共有空間内には入れません。
食事
<ul style="list-style-type: none"> ・食事は基本的に各世帯単位で配ります。 ・食中毒防止のため、食器は、可能な限り食器用洗剤や次亜塩素酸系消毒剤による流水洗浄が望ましいですが、難しい場合は使い捨ての容器を利用するようにします。 ・調理担当者は、体調不良（腹痛・下痢等）の場合、調理に携わらないようにします。
清掃
<ul style="list-style-type: none"> ・世帯単位で所有するスペースは、原則として世帯毎に責任を持って行います。 ・室内の世帯スペース間の通路など、部屋または居住区単位で共有する部分については、居住区単位で協議のうえ、協力して清掃します。 ・避難所全体で使用する共有部分については、避難所入所者全員が協力し清掃します。 ・清掃時など、1日に1回以上は、避難所全体の換気を行うようにします。 ・トイレは、使用ルールを厳守し、環境美化に協力し、清掃や消毒を行います。
洗濯
<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯は原則、世帯単位で行い、避難所運営本部としての共同作業は行いません。 ・洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、長時間の専有を避けるなど、他人の迷惑にならないようにします。たとえば、洗濯機は必要最小限の運転時間（全自動の場合、標準又はそれ以下の洗濯時間）とし、使用する際は運転時間を把握し、洗濯物を放置しないようにします。

ごみ処理
<ul style="list-style-type: none"> ・世帯毎に発生するごみは、原則として各世帯が、共有のごみ捨て場に捨てます。 ・共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人が責任を持って捨てます。 ・ごみは、必ず分別して捨てます。 ・汚物・吐物等処理した場合のごみは、内容物が漏れ出さないよう密閉します。
感染症対策
<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の中に、腹痛や下痢・嘔吐、発熱、咳、発疹等の症状がないかを毎日把握し、感染症等の疑いがある場合は、速やかに市町村災害対策本部で設置している医療救護班、保健活動班等に相談・受診するようにしましょう。 ・感染症予防のため、食事の前やトイレの後は、必ず流水での手洗い、アルコール消毒剤の手指への擦り込みを行い、うがいや歯磨き、入浴に努めるようにします。 ・このほか、必要に応じ飲料水、トイレ、床面、屋外も消毒しますが、必要な消毒剤については、市町村災害対策本部に調達を依頼することができます。 <p>◇手指消毒：アルコール消毒剤、逆性石けん等</p> <p>◇各種消毒 (食器洗浄、飲料水消毒、トイレや床面等の消毒)： 次亜塩素酸系消毒剤（商品名：ハイター、ブリーチ等）</p> <p>◇屋外消毒：消石灰</p>
プライバシーの保護
<ul style="list-style-type: none"> ・世帯単位の世帯スペースは、一般の「家」同様、その避難者の占有する場所と考え、みだりに立ち入ったり、のぞいたりしないようにします。 ・居住空間も原則として、そこに居住する人たちの占有する場所と考え、それ以外の人はみだりに立ち入ったり、のぞいたりしないようにします。 ・居室内での個人用テレビ・ラジオは、周囲の迷惑になるので、原則として禁止します。使用する場合には、イヤホンを使用するなどの気配りをしましょう。 ・携帯電話での通話については、所定の場所でのみ可能とし、居室では、マナーモードに設定し、通話は禁止とします。
火災防止
<ul style="list-style-type: none"> ・屋内は、原則として禁煙とします。 ・喫煙は定められたスペースで行い、火の元には十分に注意を払います。 ・室内で火器（ガスコンロ・ストーブなど）を使用する場合にも、使用箇所と使用時間などのルールを設定し、ルールに従って使用します。

※ その他新しい生活ルールが必要となった場合、また、ルールの変更が必要となった場合には、適宜、避難所運営本部会議で検討します。

第3章 実施すべき業務の全体像

1 初動期の業務の全体像

(1) 初動期とは

初動期とは、災害発生直後の混乱した状態の中で避難所を開設し、避難者の生命の安全確保を行うと同時に、安定した避難所運営に向けた準備を行う期間です。

このマニュアル作成モデルでは、災害発生直後～概ね 24 時間までの時期としていますが、災害の規模（被災の程度、マンパワーの確保状況等）によって変わります。

(2) 業務の実施体制 — 応急的な避難所準備組織

避難所開設の要否は、原則として市町村長が判断し、避難所の開設は、市町村の避難所担当職員が、施設管理者の協力を得て行います。

しかし、休日や夜間に突発的な災害が発生した場合には、避難所担当職員や施設管理者が、避難所への到着に時間を要し、計画どおりに避難所が開設できないことも予想されます。このため、予め避難所付近の住民（自主防災組織の代表者等）が避難所となる施設の鍵を保管し、万が一の場合には、住民自らが応急的に避難所を開設します。

避難所の開設については、次のケースが考えられます。

ア 災害発生のおそれがあるとき（風水害等で避難勧告・指示があるとき）

- ・市町村は、災害が発生したときに安全が確保できる避難所を選定し、避難所担当職員を避難所に派遣して、避難所を開設します。

イ 平日・日中（市町村職員の勤務時間内）に突発的な災害が発生したとき

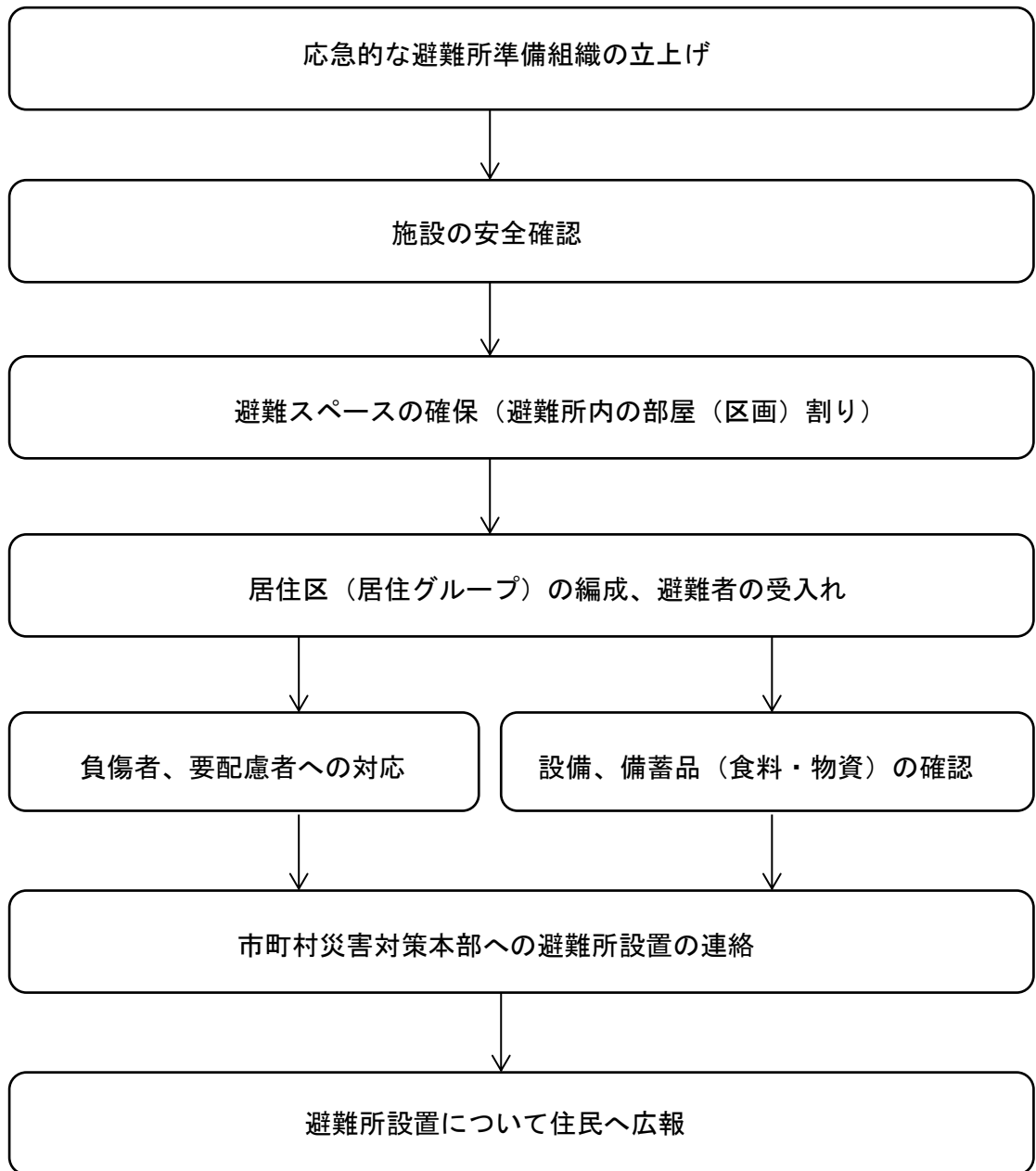
- ・市町村は、施設管理者等に応急的に避難所開設を要請するとともに、直ちに避難所担当職員を避難所に派遣します。

ウ 早朝・夜間・休日（市町村職員の勤務時間外）に突発的な災害が発生したとき

- ・市町村は、避難所担当職員を避難所に派遣し、施設管理者と協議して避難所を開設します。
- ・施設管理者又は自主防災組織代表者等が、応急的に避難所を開設することができます。

(3) 初動期の業務実施の全体の流れ

初動期には、次のような業務の流れが想定されます。



(4) 初期避難者、避難所担当職員、施設管理者の業務

施設の開錠・開門

- ・避難所の開設は市町村長がその要否を判断し、原則として、市町村の避難所担当職員が施設管理者の協力を得て行います。
- ・避難所担当職員、施設管理者がともに不在で、かつ、緊急の場合には、自主防災組織等が管理している鍵で開錠・開門し、避難所に集まった自主防災組織等のメンバーを中心に、避難所の開設準備にとりかかります。

応急的な避難所準備組織の立上げ・避難所開設の準備

- ・避難所（施設）の点検を速やかに実施し、避難者を取りまとめ、円滑に避難所を開設するため、応急的な避難所準備組織を立ち上げます。
- ・避難所開設の準備として、応急的な避難所準備組織のリーダー（本部長1名、副本部長2名）を選出し、そのリーダーのもと、避難者が協力して、施設の安全確認、避難スペースの確保（避難所内の区域設定）を行います。
- ・応急的な避難所準備組織のリーダーとしては、次のような人物が考えられます。
 - ①自主防災組織の役員（会長、副会長、防災委員など）
 - ②その他、避難住民の意見により推薦された人
- ・避難所は、避難者の生活再建という最終目標を視野に入れ、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神により、自主的な運営を目指すことが重要であることから、リーダーは、避難住民の中から選出することが望ましいですが、すぐに決まらない時は、市町村職員が一時的にその任にあたり、対応します。
- ・本格的な避難所運営組織が形成されるまでは、上記の選出された人物が陣頭指揮をとり、避難所運営にあたります。災害発生直後から当面の間、避難所運営は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替で対応できる体制に配慮します。

施設の安全確認

- ・避難所の被害状況と危険度を確認した上で、避難所は開設される必要があります。
- ・住民が自主的に避難するのは、施設敷地内（例：校庭）にとどめます。
- ・建物内への立ち入りは、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定を行うなど、安全を十分確認し、また、必要な安全措置をとるまで待ちます。
- ・目視して、明らかに危険が認められる箇所については、避難者が近づかないように、その周辺を直ちに立入禁止とします。
- ・周辺の二次災害のおそれ（火災、土砂災害等の危険性）がないことを確認します。

避難スペースの確保（避難所内の部屋(区画)割り）

- ・安全点検が済んだ部屋（施設）から、避難スペースを決めていきます。
- ・避難スペースは、利用目的やその範囲などが誰にでもわかるよう言葉や表示方法を工夫して、明示します。

〈スペースの決め方の例〉

①居住空間

屋内で広いスペースが確保できる場所から居住空間を決めていきます。

（例） 体育館 → 講堂・ホール → 教室

②避難所の管理・運営に必要な空間

避難所の管理に必要な場所や避難者の共有空間（共通利用スペース）とする場所については、居住空間とはしません。規模が大きな避難所の場合、管理・運営に必要な空間の割合が、大きくなります。

〈避難所の管理・運営のため、避難者の受入れを避ける部屋の例〉

校長室・館長室など施設管理者の部屋、職員室・事務室、保健室・医務室、給食室・調理室、放送室・会議室、物資保管場所など施設を管理する上で重要な部屋

〈避難者の共有空間（共通利用スペース）として占有を避ける場所の例〉

玄関、廊下、階段、トイレ、水場の周辺等、皆が共用する設備周辺

③立入禁止のスペース

理科室など、危険な薬品や施設がある部屋は立入を禁止します。

④状況に応じて設ける必要があるスペース

遺体の収容がある場合、安置所を居住空間と別に設けます。

ペットを連れた被災者のある場合、ペットを飼育していない避難者と動線が交わらない場所に飼育場所を設けます。

居住区(居住グループ)の編成

- ・世帯を基本単位に居住区を編成します。世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住区の中に編成します。その他にも、従前住んでいた地区を考慮して、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。
- ・居住区の区長（リーダー）の目の行き届く範囲を考慮すると、1つの居住区の人数は、最大で40人程度と考えられます。必要に応じて、居住区を細かく分けます。
- ・観光地や商業地域では、地域住民以外にも避難所に避難して来る可能性があります。これらの避難者は、長期にわたって避難所に留まらないと考えられるため、地域の避難者とは分けて、居住区を編成します。

避難者の受入れ

- ・避難者を登録する受付を設置し、「避難者名簿【様式2-1】」を作成します。
- ・避難所での各種サービスは、避難者数を基礎とするので、名簿への記入は、必ず周知し、避難者に協力を求めます。
- ・「避難者名簿」は、避難所への入所希望者、在宅避難者を問わず、世帯単位で、世帯ごとに一枚記入し提出してもらいます。
- ・犬、猫などの動物類を指定された場所以外で飼育することは禁止します。
万が一のトラブルやアレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、「ペット登録台帳」に登録したのち、所定のペット飼育場所を伝えます。
- ・居住空間へ避難者を誘導します。施設の広いスペースから避難者を収容します。
- ・支援を要する高齢者、障がい者、妊産婦等は、家族単位で、優先して空調施設等のある部屋へ収容します。

負傷者・要配慮者への対応

- ・避難者に負傷者や要配慮者がいるかどうかを確認します。要配慮者については、P67～P76を参照してください。
- ・負傷者がいる場合には、その負傷状況を確認し、治療の必要性（緊急度）が高い負傷者については、市町村災害対策本部に連絡します。
- ・避難所内で対応可能な場合は、保健室等で適切な処置を行います。避難者の中に、医師、看護師、保健師など、医療関係者がいる場合、協力を依頼します。
- ・要配慮者については、福祉避難所で対応する必要がある場合、市町村災害対策本部に連絡します。
- ・要配慮者が必要とする食料（食物アレルギー対応食品等）や物資（ストマ用装具等）のニーズを把握し、市町村災害対策本部へ確保を要請します。

設備、備蓄品（食料・物資）の確認

- ・避難所運営に必要な設備を確認します。
水道・ガス・電気・電話等のライフライン、テレビ・ラジオ等の情報収集機能、施設内放送、トイレ・シャワー等の設備の確認をします。
- ・備蓄品（食料・物資）の確認をします。
- ・備蓄品の配付に備え、避難者名簿から必要な数を把握します。
- ・設備の機能不備や備蓄品の不足等を把握し、市町村災害対策本部へ要請を行う準備をします。

市町村災害対策本部への連絡

- ・避難所の開設と状況について、市町村災害対策本部に報告します。
- ・市町村災害対策本部への連絡は、原則として避難所担当職員が行います。避難所担当職員が不在の場合や、緊急の場合は、避難所準備組織のリーダー（避難者の代表者）が行います。
- ・この報告により、避難所が市町村災害対策本部からの後方支援を受けるきっかけとなるので、可能な限り速やかに市町村災害対策本部に連絡を入れます。
- ・避難所からの報告は、市町村災害対策本部の貴重な情報源となるので、可能な限り周辺の状況も記入し報告します。

〈報告内容の例〉

- ①避難所開設の報告
- ②被害状況によっては、応急危険度判定士の支援要請等
- ③通信手段、ライフライン状況等の報告
- ④避難者の概算人数（避難者名簿より把握している人数）の報告
- ⑤負傷者等の報告と救護支援要請等
- ⑥備蓄品等の配布状況及び過不足状況の報告
- ⑦各派遣職員の参集状況の報告
- ⑧その他の報告

広 報

- ・避難所からの広報は、避難所の存在を地域に周知すると同時に、在宅避難者に対しても避難所を中心とした支援の開始を周知するための大切な手段です。
- ・避難所が開設されたことを、避難者や避難所の周辺に広報します。受付までの道順なども、張り紙や看板などで示します。
- ・広報には、施設の屋外スピーカーなどの放送設備を利用します。

2 展開期の業務の全体像

(1) 展開期とは

展開期は、避難者が避難所のルールに従って、一応の生活の安定を確立する時期であり、本格的な避難所運営組織を設置し、避難者自らが自力再建への足場を獲得するための支援を行う期間です。

このマニュアル作成モデルでは、災害発生から 24 時間目～概ね 3 週間程度の期間としていますが、災害の規模（被災の程度、マンパワーの確保状況等）によって変わります。

(2) 業務の実施体制 — 本格的な避難所運営組織（避難所運営本部の設置）

避難所の状況が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営組織である「避難所運営本部」を設置します。

展開期の避難所運営は、避難者の共助・協働の精神と自力再建の原則に基づき、避難者（住民）を主体とする、避難所運営本部が担うものとします。

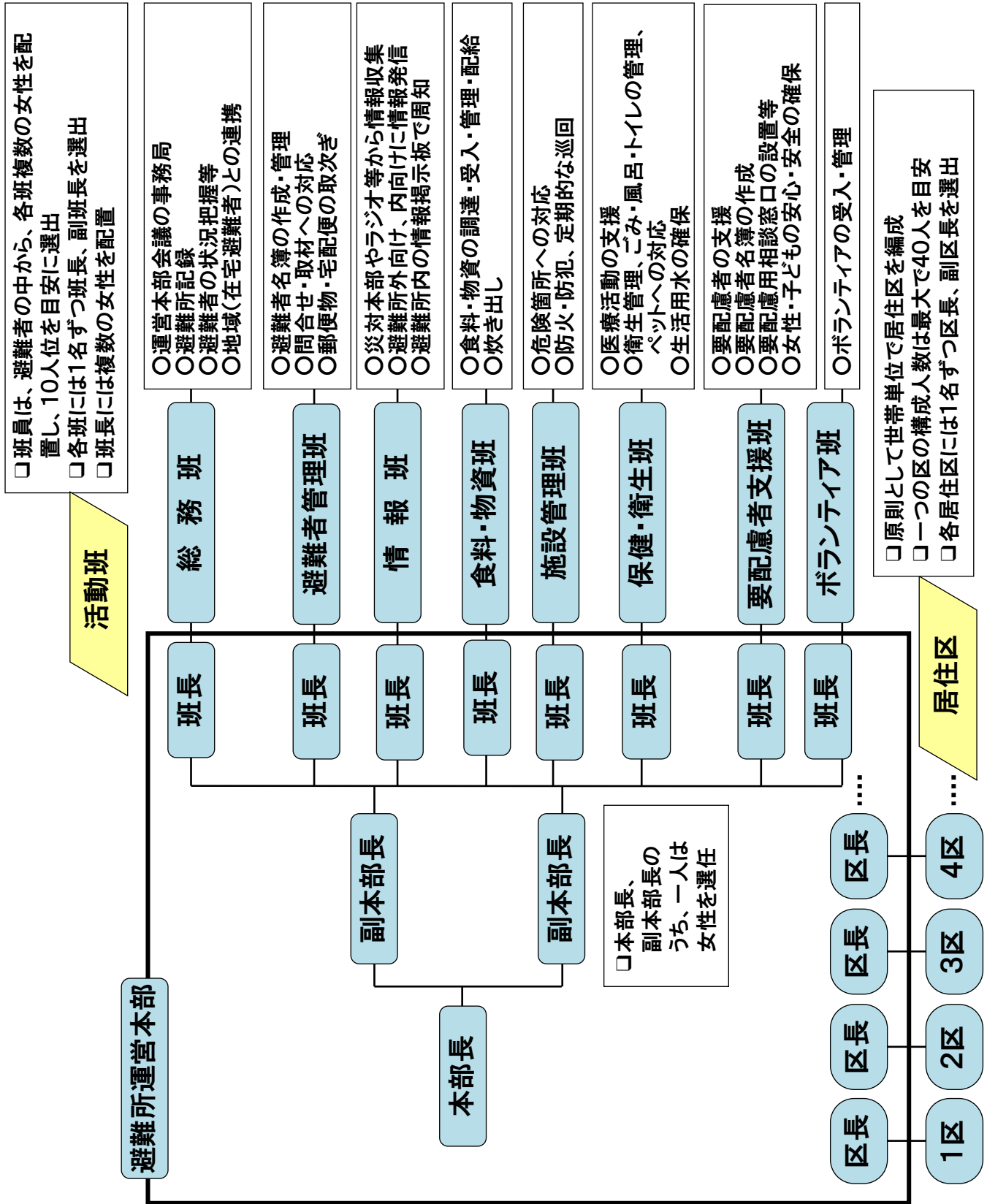
避難所運営本部は、避難所を運営する最高決定機関として、避難所運営全般に関わります。また、具体的な業務を行うための、各種の活動班を置きます。活動班については、避難所の規模や地域の特徴に応じて、いくつかの班を統合したり、分割することも可能です。この体制は、展開期から撤収期まで人員規模に変更はあっても、体制的には変更する必要はありません。

(3) 避難所運営本部の設置

避難所運営本部構成員の選出

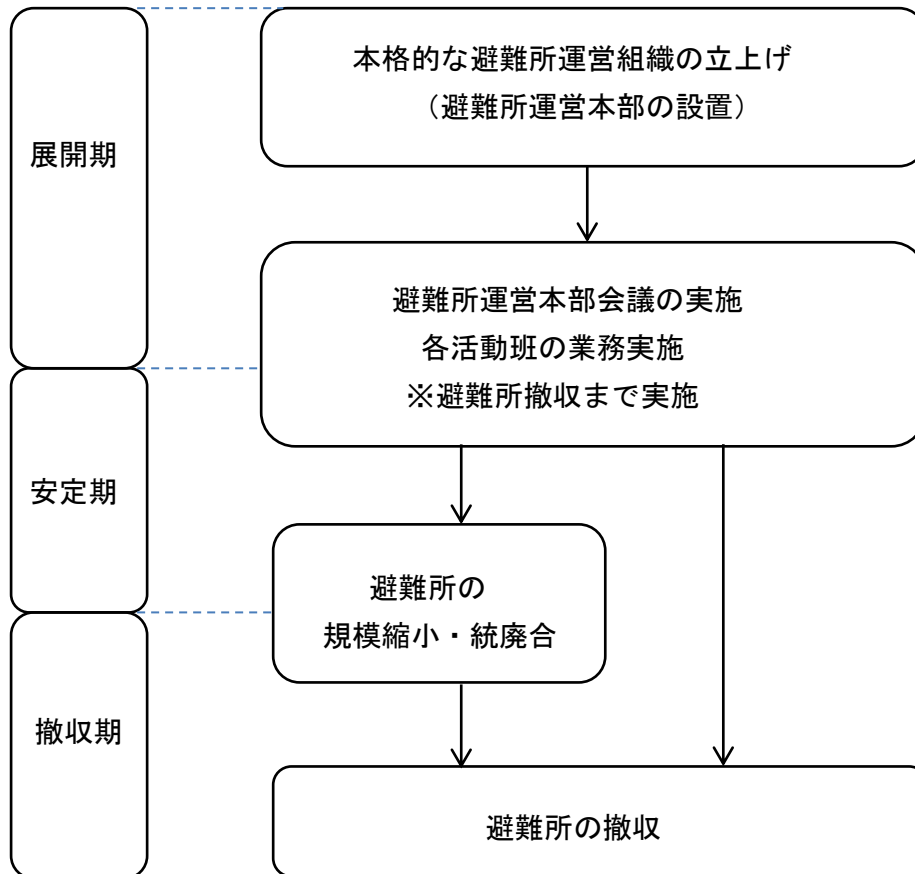
- ・避難所運営本部は、本部長、副本部長、各活動班長、各居住区の区長で構成します。
- ・応急的な避難所運営組織の関係者（避難者の代表、避難所担当職員、施設管理者）と居住区の区長（リーダー）が話し合い、本部長（1名）、副本部長（2名程度）、活動班長（各班1名）、班員（各班概ね10名程度）を選出し、避難所運営本部の構成員を決めます。
- ・円滑な避難所運営のために、避難所運営本部の構成員には、女性も配置します。
- ・選出にあたっては、一部の特定の人に負担がかかり過ぎないように留意します。
- ・避難生活が長期化すると、班長職に就いていた人が自宅や応急仮設住宅に移り、職を離れることが想定されます。その場合に備えて、班長の補助者も作っておきます。また、班長職の人が避難所を離れる場合、事務引継書を作成し、後任者に業務内容や注意点等を伝える体制も整えておきます。

避難所の組織体系



(4) 展開期～撤収期までの業務実施の全体の流れ

展開期から撤収期には、次のような業務の流れが想定されます。



(5) 避難所運営本部の業務

避難所運営本部は、具体的な業務を実施する活動班を設置した後、各活動班に業務を依頼し、避難所運営の本格的な業務を開始します。

避難所運営本部会議の開催

- ・ 避難所生活を円滑に進めるために、定期的に避難所運営本部会議を開催します。
- ・ 会議の議長は本部長がつとめ、運営本部の事務局は総務班が担当します。
- ・ 発災直後の会議の開催頻度は、1日2回、朝食前及び夕食後に開催します。朝の会議は、前夜以降の伝達事項を主にし、問題点についての協議は夕食後に行います。時間が経過し、避難所の状態が落ち着いて、特に連絡事項がない場合でも、最低1日1回は会議を開催し、各活動班で情報を共有し、連携した対応を行います。
- ・ 設備、物資、食料など必要なものを市町村災害対策本部へ要請するため、各活動班から、状況報告と要望を受けます。

- ・第1回目の会議では、各活動班の業務内容を確認し、速やかな業務実施を活動班長に依頼するとともに、避難者支援のための各種窓口の設置を依頼します。
- ・会議には、避難所担当職員、施設管理者も参加します。また、ボランティアの中でも一定の役割を担っている場合には、オブザーバーとして参加してもらいます。

避難者支援のための各種窓口の設置

- ・避難所運営本部は、各活動班に依頼し、次のような窓口を設置します。

〈設置する窓口の例〉

- ①避難者受付窓口（避難者管理班）：避難者の登録、出入りの管理
- ②食料配付窓口（食料・物資班）：食料、水の配付
- ③物資配付窓口（食料・物資班）：物資の配付
- ④問い合わせ窓口（避難者管理班）：安否確認への対応
- ⑤取材対応窓口（避難者管理班）：取材への対応
- ⑥郵便物等受付窓口（避難者管理班）：郵便物や宅配便の取り次ぎ
- ⑦保健衛生支援対応窓口（保健・衛生班）：救護班、こころのケアチーム等の受入
- ⑧要配慮者相談窓口（要配慮者支援班）：要配慮者への対応
- ⑨ボランティア受付窓口（ボランティア班）：ボランティア受付

（6）各活動班の業務

総務班の業務

- ・避難所運営本部会議の事務局（会議開催の通知、協議事項の整理、会議資料作成、会議記録の作成、各活動班の要望事項の調整、市町村災害対策本部との連絡調整）
- ・避難所運営記録簿【様式5】の作成
- ・避難所生活ルールの作成・見直し
- ・定期的な場所移動の計画作成・実施
- ・避難者の状況把握等（避難所内のアンケート調査、相談スペースの設置等）
- ・地域との連携（在宅避難者の組織との連携等）
- ・遺体への対応
- ・その他

※具体的な業務については、P32～P35を参照してください。

避難者管理班の業務

- ・避難者名簿【様式2-1】の管理（避難者名簿の作成・整理、入所者・退所者の管理、外泊者の管理、避難者名簿の公開、避難所運営本部への避難者数の報告）
- ・問い合わせへの対応（安否確認への対応、来客対応）

- ・取材への対応
- ・郵便物・宅急便の取り次ぎ

※具体的な業務については、P 35～P 39 を参照してください。

情報班の業務

- ・避難所内外の情報収集（行政からの情報収集、関係機関連絡先一覧表【様式 21】の作成、他の避難所との情報交換、マスコミからの情報収集）
- ・避難所内外への情報発信（避難所内での情報伝達、掲示板に掲載する情報の管理、行政への情報発信、地域の情報拠点としての役割）

※具体的な業務については、P 39～P 42 を参照してください。

食料・物資班の業務

- ・食料・物資の調達
- ・食料・物資の受入（食料・物資受入簿による管理、荷下ろし専用スペースの設置、受入人員の確保）
- ・食料の管理・配給（食材の種類・在庫数の把握、食料の保管・管理、食料の配給）
- ・物資の管理・配給（物資の種類・在庫数の把握、物資の配給、不用物資への対応）
- ・炊き出し（炊き出しのための道具の調達、炊き出しの人員確保、炊き出しの実施）

※円滑に業務を行うため、災害の規模、避難所の規模、避難所の設置期間等に応じて、食料班と物資班に分けて対応します。

※具体的な業務については、P 42～P 46 を参照してください。

施設管理班の業務

- ・危険箇所への対応
- ・防火・防犯（防火・防犯対策、飲酒・喫煙への対応、避難者間のトラブルへの対応）
- ・避難所の環境改善等への対応

※具体的な業務については、P 46～P 47 を参照してください。

保健・衛生班の業務

- ・医療活動の支援（救護所・医療機関の情報把握、医務室の設置・医薬品の確保、病人・けが人への対応、避難者の健康状態の把握）
- ・避難者等の健康維持（健康・こころのケア対策の実施）
- ・衛生管理（手洗いの徹底、施設内消毒の実施、食品衛生管理の徹底、感染症予防）
- ・水の確保・管理
- ・清掃・ごみ処理への対応（清掃・ごみ分別収集の周知徹底、ごみ集積所の設置）
- ・風呂の管理（利用計画作成・周知、入浴券発行・配布、仮設風呂の衛生管理の徹底）

- ・トイレの衛生管理（トイレの使用可能状況の調査・周知、トイレ用水の確保・工夫、仮設トイレの設置、トイレの衛生管理の周知徹底）
- ・ペット連れ避難者への対応（ペットの飼育ルールの説明、ペット登録台帳の管理、ペットスペースの設置、支援団体等の情報収集等）

※具体的な業務については、P48～P55を参照してください。

要配慮者支援班の業務

- ・要配慮者の支援（避難状況の把握、避難所における要配慮者名簿【様式17】の作成、ニーズの把握、要配慮者用の相談窓口の設置、福祉避難室の設置・運営、福祉避難所等への移送に関する市町村との調整）
- ・女性・子どもの安心・安全の確保（防犯ブザー等の配布、チラシ等による啓発、避難所内巡回等）

※具体的な業務については、P55～P57を参照してください。

ボランティア班の業務

- ・ボランティアの派遣要請
- ・ボランティアの受入（ボランティア受付窓口の設置、ボランティアの受入）

※具体的な業務については、P57～P58を参照してください。

3 安定期の業務の全体像

（1）安定期とは

安定期は、避難生活の長期化に伴い、避難者の要望が多様化するため、柔軟な運営が求められる期間です。一方、避難者数の減少に伴い、撤収も視野に入れつつ、避難所の自主運営体制を再構築する時期でもあります。

このマニュアル作成モデルでは、概ね災害発生から3週間目以降としています。災害の規模（被災の程度、マンパワーの確保状況等）によって変わります。

（2）避難所運営本部の業務

避難所運営本部会議の開催

- ・避難所生活を円滑に進めるために、定期的に避難所運営本部会議を開催します。
- ・発災から時間が経過し、避難所の状態が落ち着いて、特に連絡事項がない場合でも最低1日1回は会議を開催し、各活動班で情報を共有し、連携した対応を行います。

- ・設備、物資、食料など必要なものを市町村災害対策本部へ要請するため、各活動班から、状況報告と要望を受けます。

避難所運営本部体制の再構築

- ・避難者の減少に伴い、必要に応じて、避難所の運営体制を見直します。
- ・在宅の地域住民リーダーなどに、避難所運営の協力を依頼します。

(3) 各活動班の業務

総務班の業務

- ・展開期の業務を継続します（※P 32～P 35 を参照）。
- ・避難所生活の長期化に伴い、生活ルールについて、必要な見直しを行います。
- ・風紀のみだれや防犯対策への対応を図ります。

避難者管理班の業務

- ・展開期の業務を継続します（※P 35～P 39 を参照）。
- ・避難者の退所により空いたスペースを共有空間などに転用できるよう、名簿を管理し、避難所運営本部会議を通じて、各活動班に状況報告を行います。

情報班の業務

- ・展開期の業務を継続します（※P 39～P 42 を参照）。
- ・この時期は、一時的な生活支援情報から恒久的な生活再建につながる情報の重要度が增大する時期です。これまでの情報収集に加え、重点的に以下の情報の収集や広報の充実を図ります。

〈行政からの復興支援情報の例〉

- ①住宅障害物の除去の支援
- ②罹災証明の発行
- ③被災住宅の応急修理
- ④災害見舞金・弔慰金の配分
- ⑤義援物資及び義援金の配分
- ⑥災害援護応急資金の融資
- ⑦税の減免、徴収猶予
- ⑧応急仮設住宅関連情報 など

〈恒久的な生活再建に役立つ情報の例〉

- ①求人情報
- ②住宅・不動産情報 など

食料・物資班の業務

- ・展開期の業務を継続します（※P 42～P 46 を参照）。
- ・高齢者や障がい者など特別に配慮を必要とする要望など、高度な要望について、市町村災害対策本部と調整し、対応します。
- ・避難の長期化が予想される場合、季節に応じた食料、生活必需品の調達等について検討し、市町村災害対策本部と調整します。

施設管理班の業務

- ・展開期の業務を継続します（※P 46～P 47 を参照）。
- ・高度な要望（バリアフリー等）に対応します。
- ・避難所生活の長期化に伴い、必要な設備（暑さ・寒さ対策）の検討を行います。
- ・共有スペース（避難者の交流支援に役立つスペース）の確保や避難者の手荷物の増加に対応したゆとりあるスペース利用の検討を行います。
- ・施設の本来の機能の再開に向けた、避難者利用スペースの統廃合の検討、施設管理者との協議を行います。

保健・衛生班の業務

- ・展開期の業務を継続します（※P 48～P 55 を参照）。
- ・被災者の精神的なケアについて、専門家による定期的な相談の場を設けるなどの対策について、市町村災害対策本部へ要請します。

要配慮者支援班の業務

- ・展開期の業務を継続します（※P 55～P 57 を参照）。
- ・避難生活の長期化により、特に高齢者や障がいのある方はいっそうの心身への負担が募るため、必要に応じて、適切な施設への移転ができるよう支援します。
- ・精神障がいのある方や発達障がいのある方は、健常な方と変わりなく見えることが多く、必要な支援が届きにくい状況があり、また、一般の方の障がいに対する理解も十分ではないことから、こうした点も十分に配慮し、必要な支援を行います。
- ・子どもたちへの対応について、勉強室・遊び部屋の確保、子どもの世話ができる人材の確保等、必要な支援を行います。
- ・外国人などの避難者がいた場合、生活支援のための適切な手段・方法を検討し、必要に応じてボランティアの協力を得て支援します。

ボランティア班の業務

- ・展開期の業務を継続します（※P 57～P 58 を参照）。
- ・避難者からの高度で多様な要望をボランティアセンター等に連絡・仲介し、必要な

ボランティア人材の確保に努めます。

- ・避難者数の減少により、物資の仕分けなど大規模な人員によるボランティア支援が不要になった場合には、ボランティアの撤収・引き揚げ計画を協議します。

4 撤収期の業務の全体像

(1) 撤収期とは

撤収期とは、電気・ガス・水道等のライフライン回復以降の時期で、日常生活が可能となるため、避難所生活の必要性がなくなる時期です。

一方で、自力再建が困難な避難者に対し、地域全体で支援する体制を構築し、避難所施設の本来業務の再開に必要な業務を行う時期です。

(2) 避難所運営本部の業務

避難所の集約・閉鎖に向けた避難者の合意形成

- ・ライフラインの復旧状況などから、市町村災害対策本部と避難所閉鎖時期について協議します。
- ・市町村災害対策本部の指示を受けて、避難所閉鎖の準備に取りかかります。
- ・各活動班に、避難所閉鎖のため、いつまでに何をやるかの計画作成を依頼します。
- ・避難所の閉鎖時期や撤収準備などについて、避難者に説明し、避難者の合意形成を図ります。

避難所の後片付け

- ・設備や物資の返却、回収、処分などを市町村災害対策本部に協議し、行います。
- ・避難者の協力により、避難所として利用した施設内外の片付け、整理・整頓、掃除、ごみ処理を行います。
- ・避難所運営の各種記録、資料を市町村災害対策本部に引継ぎ、避難所閉鎖の日に解散します。

(3) 各活動班の業務

総務班の業務

- ・避難所運営本部会議の開催など事務局の業務を行います。
- ・集約・閉鎖が決まったら、各活動班と協議し、避難所閉鎖の計画を作成します。

避難者管理班の業務

- ・最後の退所者まで名簿の更新を行い、退所者の連絡先の把握に努めます。
- ・避難所閉鎖に向け、使用した備品や設備を片付け、作成した名簿資料などを避難所運営本部に提出します。

情報班の業務

- ・恒久的な復興支援の情報提供に努めます。
- ・避難所閉鎖に向け、使用した備品や設備を片付け、作成した広報資料などを避難所運営本部に提出します。

食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班の業務

- ・施設の本来業務の再開に向け、段階的に避難所利用スペースを縮小していきます。
- ・各活動班は、使用した備品や設備を整理し、未使用の食料・物資の在庫を把握し、作成資料とともに、避難所運営本部に提出します。
- ・閉鎖に向けた避難所全体の清掃、整理整頓、ごみ処理の計画を作成し、随時実施していきます。ある程度の規模の避難所で大量の労力が必要な場合には、避難所担当職員、施設管理者、市町村災害対策本部と協議し、ボランティア支援や地域住民への協力を得て行います。

要配慮者支援班の業務

- ・施設の本来業務の再開に向け、段階的に避難所利用スペースを縮小していきます。
- ・使用した備品や設備を整理し、作成した要配慮者名簿等の資料とともに、避難所運営本部に提出します。
- ・閉鎖に向けた避難所全体の清掃、整理整頓、ごみ処理の計画を作成し、随時実施していきます。ある程度の規模の避難所で大量の労力が必要な場合には、避難所担当職員、施設管理者、市町村災害対策本部と協議し、ボランティア支援や地域住民への協力を得て行います。

ボランティア班の業務

- ・避難所の集約・閉鎖に伴い、ボランティア支援の必要性が低くなった場合、ボランティア団体等の撤収のための調整・協議を行います。

第4章 各活動班の業務

本章では、各活動班の業務について、班ごとにまとめています。
総務班に所属している場合、総務班の部分だけを読めばよいような構成としています。

1 総務班の業務〈展開期～撤収期〉

(1) 避難所運営本部会議の事務局

事務局としての機能

- ・会議の段取りや各種調整等、避難所運営本部会議の事務局機能を果たします。
- ・各活動班に運営本部会議の開催を通知（場所、時間、出席者、協議内容等）します。
- ・運営本部会議前に、各活動班からの報告に基づき、協議事項を整理し、運営本部会議資料を作成します。
- ・運営本部会議に出席し、会議記録を作成します。
- ・各活動班の要望を整理し、重複する要望や両立しない要望があれば、調整します。

市町村災害対策本部との連絡調整

- ・市町村災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握・整理を行います。連絡調整事項については、避難所運営本部会議での決定を前提としますが、急を要する場合は、本部長や各活動班の班長と協議し、後で避難所運営本部会議に報告するなど、臨機応変な対応をします。

(2) 避難所運営の記録

避難所運営記録簿【様式5】の作成

- ・避難所担当職員が避難所内の情報を記録し、避難所での出来事を正しく残します。
- ・パソコンなどを活用し、電子データにより記録することで、記録の整理の際に有効です。ただし、データ等の管理には十分注意します。

〈記録する内容等〉

- ①日付（曜日）
- ②避難者数、新規入所者数、退所者数
- ③運営本部会議での内容
- ④行政からの伝達事項

⑤避難所内の主な出来事

※ これらの他、被害の状況や生活の様子を示す写真を残すようにします。

(3) 生活ルールの作成・見直し

避難所生活のルールの作成

・避難所では、多くの方が共同生活を送るため、避難者が互いにルールを守って、生活を送ることが必要です。そこで、避難所運営本部会議で避難所生活において必要となる基本的なルールを取りまとめ、出入口など見やすいところに掲示し、避難者にルールの周知を行います。

避難所生活のルールの見直し

・避難所生活の長期化に伴い、必要に応じて、生活ルールを見直します。

(4) 定期的な場所移動

避難所内での定期的な場所移動

・施設管理者、施設管理班と相談し、定期的な場所移動の計画を作成し、実施します。
・概ね避難所開設から7日目毎に移動を行います。
・居住区の区長（リーダー）や自治会長などの協力のもと、避難者の以前の隣近所づきあいや地縁、血縁などのつながりに最大限留意して、移動計画を作成します。
・避難者には、定期的な場所移動により、プライバシー確保につながることで、避難生活の慢性化を防ぎ早期の自立再建につながる点を理解してもらい、実施します。
・避難者に、移動の際、部屋の掃除や片付けを必ず行うことを周知します。

(5) 避難者の状況把握等

避難所内のアンケート調査

・避難者に対して、必要に応じてアンケート調査を行い、避難所の今後の見通しなどを検討するうえでの資料とします。

〈調査の主な内容〉

- ① 自宅の被災状況
- ② 今後の住宅確保の見通し
- ③ 応急仮設住宅の応募状況 など

※ 避難者の情報の取り扱いには、十分注意します。障がい者、外国人に対しては、ボランティア等の協力も得ながら、アンケート調査を行います。

相談スペースの設置

- ・プライバシー等に配慮して、避難者が安心して相談できるスペースを設けます。
- ・専門的な対応が必要な相談については、情報班を通じて、専門家等の派遣を市町村災害対策本部へ要請します。
- ・県・市町村で各種相談窓口を設置していることを避難者へ周知します。

(6) 地域との連携

避難所は地域全体の拠点

- ・発災直後の混乱の中、食料・物資は在宅避難者の分も一括して避難所へ送られてくると予想されます。その際、避難所は地域全体の供給拠点となります。避難所から市町村災害対策本部へ食料や物資の必要量を報告する際には、把握できた在宅避難者の分も合わせて報告します。

避難所外の被災者の組織化

- ・避難所運営本部で、在宅避難者についてまで、すべて把握することは困難です。
- ・在宅避難者も、受け身の体制でなく、「自分たちのことは自分たちで行う」という意識を持ち、自主防災組織（町内会等）単位で組織化して、食料・物資の配給を受けるなど、避難所運営に協力します。在宅避難者の組織のまとめ役としては、自主防災会（町内会等）の役員が適役です。

在宅避難者の組織と連携

- ・在宅避難者の組織のまとめ役と連絡をとるため、その窓口となる担当者を決めておきます。
- ・在宅避難者の組織に対して、次のような情報の取りまとめを依頼します。
 - ①食事の必要数
 - ②必要な物資の種類と数
 - ③在宅の要配慮者の情報と支援の要否
- ・必要に応じて、適宜、在宅避難者名簿【様式2-2】の記入を依頼し、集計等を行います【様式3-2・様式4-2】。
- ・市町村からのお知らせ等について、在宅避難者の組織を通じて情報伝達を行います。

運営本部会議への避難者数の報告

- ・避難者の状況（現在人数、入所者人数、退所者人数）を整理し、避難所運営本部会議へ報告します。

入所者の管理

- ・新たに入所者が現れた場合は、次のとおり管理します。
 - ①避難者名簿記入用紙【様式2-1】に記入してもらい、名簿に加えます。
 - ②「居住区」の考え方に留意しながら、居住空間の割り振りを行います。
 - ③早く避難所生活に慣れてもらうため、入所時に一通り生活ルールを説明します。
 - ④居住区の区長（リーダー）は、居住区内の役割についての説明を行います。

退所者の管理

- ・退所者については、当初退所者が記入した用紙（避難者名簿）に、退所日、退所後の連絡先（住所、電話番号）を記入してもらい、避難者名簿により管理します。退所者の情報は、削除せずに、避難所の記録として残しておきます。
- ・避難者の退所により空いたスペースを共有空間などに転用できるよう、名簿を管理し、避難所運営本部会議を通じて、各活動班に状況報告を行います。

外泊者の管理

- ・外泊者の管理は、食料や物資の配給などの関係上必要となるため、各居住区の区長（リーダー）は、「外泊届用紙【様式7】」を受理し、外泊者を把握します。

〈外泊届に記入する主な内容〉

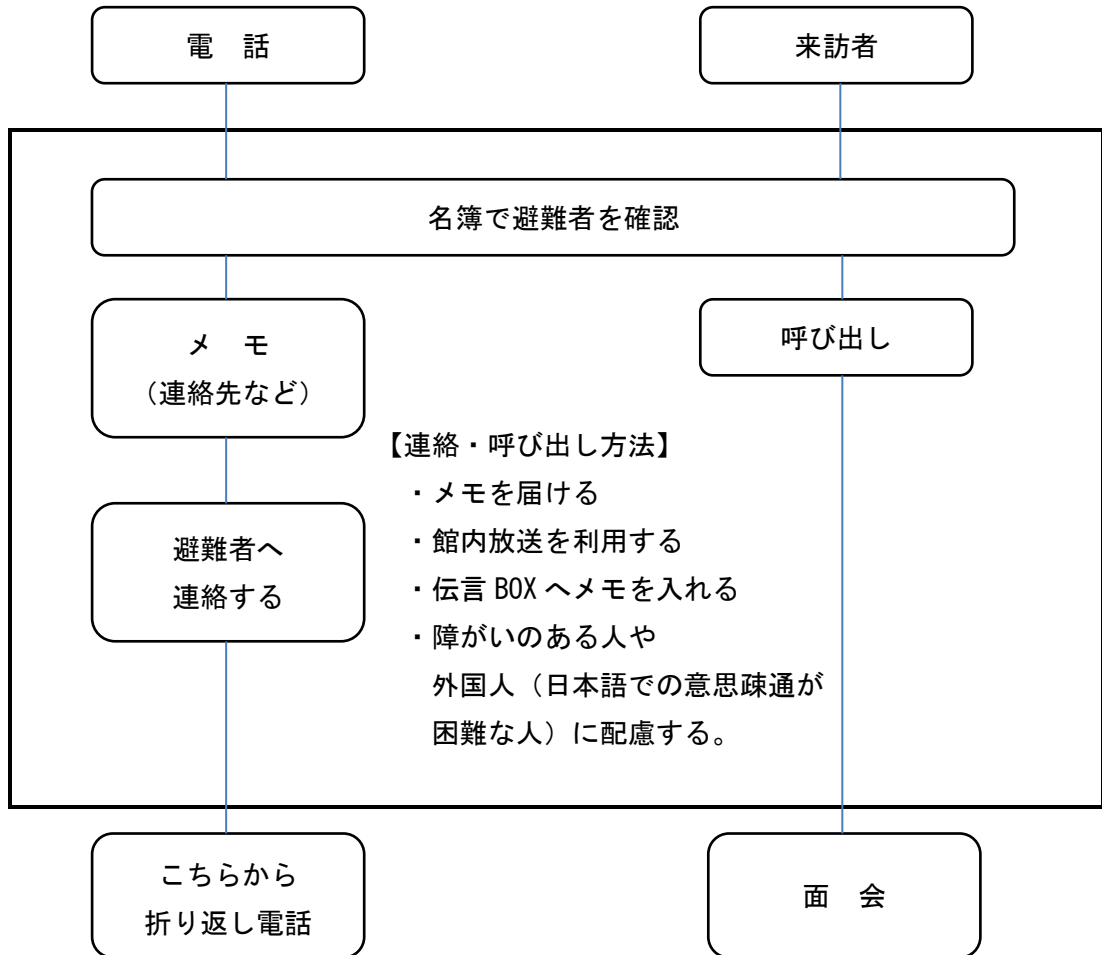
- ①氏名 ②居住区 ③外泊先、外泊期間 ④同行者 ⑤緊急連絡先

避難者名簿の公開

- ・避難者名簿は、個人情報が含まれているため、個人が特定できるような情報を掲示・閲覧するなどの取扱いは望ましくありません。
- ・安否確認に対応するために掲示・閲覧が必要な場合は、必ず避難者の同意を得て、公開する個人情報を限定します。避難者を明らかにするという目的に限り掲示・閲覧する場合でも、内容は、世帯の代表者の氏名・住所程度にとどめ、個人情報保護の観点から、注意を払います。問い合わせが減ってきた場合は、掲示をとりやめ、個別に対応します。

(2) 問い合わせへの対応

【問い合わせへの対応】



安否確認への対応

- ・安否確認についての問い合わせに対応するため、問い合わせ窓口を設置します。
- ・発災直後は、電話や来訪による安否確認についての問い合わせの殺到が予想されます。問い合わせには、作成した避難者名簿に基づいて、迅速に対応し、来訪者（部外者）には、避難者のプライバシーと安全を守るためにも、問い合わせ窓口を一本化し、部外者が避難所内にむやみに立ち入ることを規制します。
- ・避難者にNTT 災害伝言ダイヤル171等の利用を促します。
- ・電話は、直接避難者へ取り次がず、次のような方法で避難者へ伝言します。
 - ①伝令要員を置く
 - ②伝言ボックスを利用

③掲示板を利用

④館内放送を利用（時間的な配慮が必要） など

また、障がいのある人や外国人（日本語での意思疎通が困難な人）には、それぞれに対応した連絡方法で対応します。

来客の対応

- ・避難所の居住者以外は、原則、居住空間には立入禁止とします。避難所の入口近くに面会場所を確保したり、スペース的に余裕がある場合は、部屋を確保します。

(3) 取材への対応

取材等への方針決定

- ・マスコミや研究者等からの取材や調査等に対してどのような対応をするかについて運営本部会議で決定します。
- ・取材及び調査等に対しては、取材対応窓口を設置します。避難所担当職員又は避難所の代表（運営本部長等）が対応するなど、担当者を明確にしておきます。

取材者等への対応

- ・避難所で取材・調査などを行う人には、必ず取材対応窓口への立ち寄りを求め、「取材者用受付用紙【様式8】」に、氏名・所属・連絡先・取材目的などを記入してもらいます。
- ・許可を受けた取材者には、それが判別できるよう腕章等を着用してもらいます。
- ・避難者への取材には、避難者管理班員が立ち会うこととします。

(4) 郵便物・宅急便の取り次ぎ等

郵便局員・宅急便業者への対応

- ・避難者への郵便物等の取り次ぎのため、郵便物等受付窓口を設置します。
- ・郵便物等が迅速・確実に受取人に届くよう、郵便局員、宅急便業者の避難所への立入りは可能とします。防犯上、郵便物等受付窓口に声をかけてもらうようにします。
- ・避難者数が多い場合、郵便物は受付で一括して受取り、呼出し等を行い、避難者に渡します。「郵便物等受付簿【様式9】」を作成する等、紛失には十分注意します。

郵便物発送への対応

- ・避難者の郵便物の発送方法について、避難所担当職員を通じて郵便局に相談します。発送方法決定後、避難者に周知します。

(5) 避難所閉鎖に向けた準備

避難所閉鎖に向けた準備

- ・避難所の閉鎖が決まったら、閉鎖に向け、使用した備品や設備を片付け、作成した避難者名簿資料などを避難所運営本部に提出します。

3 情報班の業務〈展開期～撤収期〉

(1) 避難所内外の情報収集

行政からの情報収集

- ・行政機関から、必要な情報を収集します。災害発生当初に、通信手段が絶たれた場合には、行政機関に出向いたり、他の避難所と連絡をとるなど情報収集に努めます。
- ・災害発生時においては、情報も錯綜することから、デマなどの予防のため、当該避難所の担当となっている市町村職員からの情報を第一に取り入れます。
- ・県や市町村など行政機関のホームページ等からも情報収集します。

関係機関連絡先一覧表の作成

- ・各関係機関連絡先の一覧表【様式 21】を作成します。

〈主な関係機関〉

- ①市町村災害対策本部
- ②警察・消防
- ③病院・医院
- ④ライフライン（電気・ガス・水道など）関係機関
- ⑤郵便局
- ⑥地元マスコミ（新聞社・ラジオ局・テレビ局）
- ⑦近隣の避難所
- ⑧自治会長
- ⑨民生（委員）・児童委員
- ⑩ボランティア受付本部（社会福祉協議会など） など

他の避難所との情報交換

- ・地域内の避難所同士で情報交換をします。情報交換によって、地域の状況を把握することができます。
- ・使用可能な井戸の情報や開店している商店などの口コミ情報、余った物資の情報など

ど、近隣の避難所と情報を交換します。ただし、いつ、どこで、誰が発した情報かを的確に把握し、デマ等に十分注意します。

マスコミからの情報収集

- ・被災者にとって必要な情報を手分けして、テレビ、ラジオ、新聞などから、効率よく情報収集します。
- ・集めた情報は、日時、発信源などを明記し、種類ごとに整理します。

〈テレビ、ラジオ、地元 FM 局から集める情報の例〉

- ①被害情報
- ②電気、ガス、水道等のライフライン等の情報
- ③道路、鉄道、バスなどの公共交通施設・機関の情報
- ④国・都道府県・市町村の大まかな災害対応、復旧・復興対策の動き
- ⑤生活関連情報（近隣の営業店舗の情報等） など

(2) 避難所内外への情報発信（広報）

避難所内での情報伝達

- ・避難所内での情報伝達は、原則として文字情報（貼り紙など）を用います。施設内の出入口近くなど、避難者全員が目につきやすい位置に掲示板を設置します。
- ・情報伝達（周知）にあたっては、文字を大きくする、ふりがなを付ける等の工夫をするとともに、掲示とは別の手段による伝達が必要な避難者へは、個別の対応をするなどの配慮が必要です。

〈掲示板に掲載する情報の例〉

- ①避難所生活のルール
 - ②最新情報（今日入った情報）
 - ③県・市町村からのお知らせ（罹災証明書発行、被災者生活再建支援制度など）
 - ④生活情報（風呂、給水車、ライフライン復旧状況など）
 - ⑤復興情報（求人、復興資金、応急仮設住宅関連情報など）
 - ⑥使用施設関連情報（避難所となった施設に関する情報）
 - ⑦避難所ニュース（かわら版）
 - ⑧その他（NTT災害伝言ダイヤル171の登録方法など） など
- ・情報の伝達漏れを防ぐため、出入りの際に必ず掲示板を見るよう、避難者に伝えます。特に重要な情報については、運営本部会議で居住区の区長（リーダー）に伝達し、区長（リーダー）が居住区の各避難者に伝達します。
 - ・視覚や聴覚に障がいのある人や外国人など情報が伝わりにくい要配慮者に対しては、それぞれに対応した伝達手段をとるなど、配慮します。

- ・放送設備がある場合は、発災直後にはそれを利用することも有効です。ただし、放送は一過性のものにすぎず、居住環境の快適性を損なうこともあるので、緊急の場合以外は、使用を控えます。
- ・避難者個人あての伝言は、連絡用の伝言ボックスを活用します。伝言ボックスは、居住区ごとに設け、区長（リーダー）が受け取りに来る体制を作ります。伝言の内容は個人あての情報であるので、取扱いに注意し、トラブルを防止します。

掲示板に掲載する情報の管理

- ・掲示板への掲載は、情報班の管理のもとに実施し、無秩序な掲載を避けます。情報には、必ず掲載日時を掲載し、いつの時点の情報であるかを明確にしておきます。
- ・古い情報は削除して整理します。掲示板から外した情報は、分類し、保管します。

行政への情報発信

- ・行政との情報伝達を効率よく、信頼性を高めるため、情報担当者を設置し、窓口を一本化します。
- ・発災直後は、避難所担当職員が定期的（2～3時間おき）に、「避難所状況報告書【様式6】」で市町村災害対策本部へ報告します。その際、地域の被害状況も併せて報告すると、行政機関が被害状況を把握するうえで、非常に役に立ちます。

〈市町村災害対策本部へ報告する情報の例〉

- ①避難者数
 - ②避難所の安全状況
 - ③ライフライン
 - ④避難所運営本部の編成状況
 - ⑤各班からの要望
 - ⑥緊急を要する事項
 - ⑦対処すべき事項
- ・食料・物資の依頼については、食料・物資班が「食料・物資依頼伝票【様式10・様式11】」とりまとめたものを、情報班が市町村災害対策本部へ要請します。
 - ・各種報告は、情報の錯綜を防ぐため、できるだけ書面で行います。FAX、パソコンや携帯電話のメールなどで報告する場合は、市町村災害対策本部と発受信の確認方法についての取り決めをしておきます。

地域の情報拠点としての役割

- ・発災直後の混乱状況のなかでは、各種の情報は、避難所を中心として伝達されることが予想されます。避難所外の地域で、在宅避難者の組織がある場合は、そちらにも情報を伝達し、地域住民全体が情報を得られるようにします。

- ・在宅避難者など避難所外の被災者が、正確な情報を得ることができるように、避難所の出入口付近等に掲示板を設置します。掲示板は、情報が錯綜することを防ぐために、避難所内に掲示しているものと同じ情報を掲示します。

(3) 避難所閉鎖に向けた準備

避難所閉鎖に向けた準備

- ・避難所の閉鎖が決まったら、閉鎖に向け、使用した備品や設備を片付け、作成した広報資料などを避難所運営本部に提出します。

4 食料・物資班の業務〈展開期～撤収期〉

(1) 食料・物資の調達

食料・物資の調達

- ・食料・物資の提供を受けるため、避難者数を把握したうえで、必要な食料・物資の項目・数量を、情報班を通じて、市町村災害対策本部に報告します。
- ・発災直後は、道路の寸断等により、食料・物資が届かないことも想定されます。その際は、自宅で生活している人に協力を仰いだり、自分たちで活動できる場合は、買出しに行くなどして調達します。
- ・避難者のニーズに対応するため、食料や物資に関する要望をとりまとめ、情報班を通じて、市町村災害対策本部に要請します。
- ・食料の調達にあたっては、可能な限り適正な栄養に配慮するとともに、咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーのある人、乳幼児、文化・宗教上の食事制限者など、特別の配慮を要する者のニーズについて配慮します。
- ・避難の長期化が予想される場合、栄養士の活用等により、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等に配慮します。
- ・食品衛生、栄養、炊き出しにかかる作業の負担軽減等を考慮し、必要に応じて、仕出弁当等の活用も検討し、市町村災害対策本部と相談します。
- ・物資の調達にあたっては、衣類など様々なものに対してアレルギーを持つ者がいることに配慮します。

避難所としての対応策の検討

- ・発災直後は、必ずしも避難者全員に行き渡るだけの食料・物資が届けられるとは限りません。避難所運営本部会議で対策を協議し、配付基準や優先順位を決めるなど、

その時点での最善の方法を検討し、臨機応変に対応します。居住区単位で配付し、世帯に配分を委ねる方法も有効です。

(2) 食料・物資の受入

食料・物資受入簿による管理

- ・食料・物資の品目別の個数を記入する「食料・物資受入簿【様式 12】」を作成します。
- ・食料・物資を受け入れる際に、受入簿に日時や送付元、受入時担当者を記入します。

荷下ろし専用スペースの設置

- ・車両の乗り入れがしやすい場所で、荷下ろしが可能な専用スペースを設けます。
- ・雨天時の作業も考慮し、屋根のある場所に設定します。
- ・荷下ろし専用スペースでは、倉庫へ保管する際のおおまかな区別を行います。

受入人員の確保

- ・食料・物資の受入れの人員を確保します。食料・物資の受入れには、多くの人手を必要とし、トラックからの荷下ろし、倉庫への搬送、物資の分別は、重労働です。
- ・発災直後は、昼夜を問わず 24 時間対応することもあるため、当番制で対応します。災害ボランティアセンターなどにボランティアの派遣を要請することも有効です。

(3) 食料の管理・配給

食料の種類・在庫数の把握

- ・受入簿とは別に、食料の種類と在庫を管理するための「食料管理簿【様式 13】」を作成します。
- ・可能であれば、パソコンなどで管理します。
- ・食料置き場は、食料の種類ごとに整理整頓します。

食料の保管・管理

- ・倉庫に入れる際に、消費期限を確認し、段ボール箱の見える位置に記入します。消費期限に十分注意を払います。
- ・食料の保管は、低温かつ清潔な場所で、直射日光や暖房を避けます。
- ・消費期限が過ぎた食品は配付せず、すべて廃棄します。廃棄の際は、食料が余っているなどの誤解が生じないように適切に処分します。

食料配付窓口の設置

- ・食料、水を配付するため、食料配付窓口を設置します。

食料の配給

- ・食料を避難者、在宅避難者へ配付します。
- ・発災直後は、備蓄食料を有効に活用し、全員に配付することを心がけます。
- ・食物アレルギーの避難者が、食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料を示した包装や、食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにします。小麦、そば、卵、乳、落花生の有無については、重篤な食物アレルギーを引き起こす可能性があるため、これらが少量でも含まれている場合は、明示します。
- ・炊き出しの配給では、食器洗いの負担軽減方法として、食器にラップをかぶせて使用するなどの方法もあります。

(4) 物資の管理・配給

物資の種類・在庫数の把握

- ・受入簿とは別に、物資の種類と在庫を管理するための「物資管理簿【様式14】」を作成します。
- ・可能であれば、パソコンなどで管理します。
- ・物資置き場は、物資の種類ごとに整理整頓します。
- ・物資は、次の3つに分類することができます。

〈物資の分類例〉

- ① 全員に平等に配付するもの（衣類、毛布など）
 - ② 必要な人が取りにくるもの（おむつ・生理用品など、その他ペット用品など）
 - ③ 全員が共同で使用するもの（トイレトペーパー、ウェットティッシュなど）
- ・物資の用途に応じて、次のような分類も考えられます。

〈用途に応じた分類例〉

- ① 衛生用品（おむつ、生理用品、トイレトペーパー、石けん、シャンプーなど）
- ② 衣類（下着など）
- ③ 食事用品（お箸、皿など）

物資配付窓口の設置

- ・物資を配付するため、物資配付窓口を設置します。
- ・女性用下着や生理用品などの配付にあたっては、女性を配置する等の配慮をします。

物資の配給

- ・物資を避難者、在宅避難者へ配付します。
- ・避難者への物資の配給は、居住区ごとに行います。ただし、一部の人に必要な物資（おむつ・生理用品など、その他ペット用品など）は、各自に取りに来る方式も有効です。
- ・全員が同じように必要な物資は、原則として、平等に配付します。しかし、不足する場合には、高齢者や子どもなどを優先して配付するなど、配慮します。

不用物資への対応

- ・大量の不用物資がある場合は、その取扱いを市町村に委ねます。市町村災害対策本部の調整・指示のもとで、近隣の避難所に渡すなど有効的に活用します。

(5) 炊き出し

炊き出しのための道具の調達

- ・炊き出しを行うために必要な道具を調達します。

〈炊き出しに必要な主な道具〉

- ①薪、プロパンガス等の調理用熱源
- ②なべ、フライパン、炊飯器、コンロ等の調理器具
- ③包丁、まな板、おたま、菜箸等の調理器具
- ④皿、割り箸、スプーン等の食器(衛生が確保できない場合、使い捨てが望ましい)。

炊き出しの人員の確保

- ・炊き出しを行うため、必要な人員を確保します。避難者全員に呼びかけ、一部の人や女性のみ負担が集中することがないように配慮し、皆で分担して行います。人手が足りない場合は、災害ボランティアセンター等にボランティア派遣を要請します。

炊き出しの実施

- ・炊き出しは、必ず避難所運営本部会議で協議、検討したうえで実施します。
- ・炊き出しの実施、衛生管理に際しては、避難者の中から出来る限り調理師・栄養士などの有資格者を募り、事故のないよう気を配ります。

〈炊き出しの注意点〉

- ①調理は衛生的な場所で行う。
- ②加熱調理を原則とし、生ものは避ける。
- ③肉、魚などの鮮度管理に気を配る。
- ④適切な手洗いの励行徹底を図る。

- ⑤衛生的な前かけ、帽子、マスク、使い捨て手袋等の調理に適した衛生的な服装とする。

(6) 避難所閉鎖に向けた準備

避難所閉鎖に向けた準備

- ・避難所の閉鎖が決まったら、施設の本来業務の再開に向け、段階的に避難所利用スペースを縮小していきます。
- ・使用した備品や設備を整理し、未使用の食料・物資の在庫を把握し、作成資料とともに、避難所運営本部に提出します。
- ・閉鎖に向けた避難所全体の清掃、整理整頓、ごみ処理の計画を作成し、随時実施していきます。ある程度の規模の避難所で大量の労力が必要な場合には、避難所担当職員、施設管理者、市町村災害対策本部と協議し、ボランティア支援や地域住民への協力を得て行います。

5 施設管理班の業務〈展開期～撤収期〉

(1) 危険箇所への対応

危険箇所への対応

- ・被災建築物応急危険度判定や被災宅地応急危険度判定などにより、危険と判定（判断）された場所（箇所）は、貼り紙やロープにより、立入禁止の設定をします。
- ・危険箇所について、直ちに市町村災害対策本部や施設管理者に補修等の対応を要請します。

(2) 防火・防犯

防火対策

- ・火災防止のため、室内は火気厳禁・禁煙とし、周知を図ります。ストーブ等生活に必要な火気使用については、責任者を定め、消火器や消火バケツを備えておきます。

防犯対策

- ・災害後には被災地の治安悪化が懸念されるため、避難所内では当直体制をとるなど24時間対応します。性犯罪や窃盗等の発生も懸念されるため、警察官の立ち寄りや避難所周辺の巡回等を依頼し、避難所を含めた地域全体の防犯対策を実施します。

- ・防犯の観点から、避難者以外の者の居住空間への立ち入りを制限します。避難所出入口付近に受付を設けて担当者を配置します。

飲酒・喫煙への対応

- ・避難所内での飲酒は原則禁止とし、周知を図ります。
- ・喫煙は定められた場所のみ可能としますが、学校が避難所となっている場合は、その敷地内での喫煙は禁止とし、周知を図ります。
- ・喫煙場所には、灰皿、消火用バケツを用意し、吸い殻の処理や清掃は、喫煙者自身が責任をもって行うよう周知します。

避難者間のトラブルへの対応

- ・心身共にダメージを受けた避難者が、同一施設内で長期間生活を送ることになるため、避難者間でのトラブル等の発生が懸念されます。地域住民、行政、警察が連携し、トラブルの未然防止や解消に努めます。

(3) 避難所の環境改善等への対応

避難所の環境改善等

- ・避難所生活の長期化に伴い、健康管理上必要な設備（暑さ・寒さ対策）の検討を行い、必要な対応について、情報班を通じて、市町村災害対策本部へ要請します。
- ・避難所生活の長期化に伴い、避難者の交流支援に役立つスペースの確保や避難者の手荷物の増加に対応したゆとりあるスペース利用の検討を行います。

(4) 避難所閉鎖に向けた準備

避難所閉鎖に向けた準備

- ・施設の本来の機能再開に向けた、避難者利用スペースの統廃合の検討、施設管理者との協議を行います。
- ・避難所の閉鎖が決まったら、施設の本来業務の再開に向け、段階的に避難所利用スペースを縮小していきます。
- ・使用した備品や設備を整理し、未使用の物資の在庫を把握し、作成資料とともに、避難所運営本部に提出します。
- ・閉鎖に向けた避難所全体の清掃、整理整頓、ごみ処理の計画を作成し、随時実施していきます。ある程度の規模の避難所で大量の労力が必要な場合には、避難所担当職員、施設管理者、市町村災害対策本部と協議し、ボランティア支援や地域住民への協力を得て、行います。

6 保健・衛生班の業務〈展開期～撤収期〉

(1) 医療活動の支援

救護所・医療機関の情報把握

- ・救護所は、市町村があらかじめ設定した地域の拠点となる避難所や地域の被災状況を勘案して設置されます。当該避難所に救護所が設置されない場合には、地域内の医療機関の開設状況や、近隣の避難所での開設状況について把握します。

医務室の設置・医薬品等の確保

- ・発災直後は、地域の病院や診療所なども機能停止していることが考えられるため、避難所内に医務室を開設します。
- ・発災直後は施設にある医薬品・衛生材料や避難者が持参したもので対応し、その後は避難所で必要となる医薬品や衛生材料の種類・数量をとりまとめ、情報班を通じて、市町村災害対策本部に要望します。

病人・けが人への対応

- ・医務室で対応できない場合、近隣の救護所や医療機関へ移送します。
- ・避難者の中に医師や看護師がいる場合は、協力を要請します。

保健衛生支援対応窓口の設置

- ・避難所を巡回する医療救護班、こころのケアチーム等の受入れ窓口を設置します。

避難者の健康状態等の把握

- ・避難者のうち、持病のある人など医療を必要とする人について、プライバシーに配慮しながら、次のようなことについて、情報をまとめます。
 - ①氏名
 - ②年齢
 - ③性別
 - ④病名
 - ⑤通常使用している薬
 - ⑥通常のかかりつけの医師
- ・把握した情報は、秘匿すべき重要な個人情報が含まれるため、慎重に取り扱い、適切に管理します。
- ・感染症のまん延などに備え、居住区の区長（リーダー）を通じて、怪我や病気の避

難者について把握できる体制を整えます。

避難者の中に、腹痛や下痢・嘔吐、発熱、咳、発疹等の症状がないかを毎日把握します【様式15】。

(2) 避難者等の健康維持

健康・こころのケア対策

- ・避難者がエコノミークラス症候群にならないよう、避難所内での簡単な体操やグラウンドを歩くことなどを推奨し、その発生を予防します。
- ・必要に応じて、心身に係る相談窓口の設置、専門的な知識や技術を持つ医師・保健師等による巡回相談等の実施を市町村災害対策本部に要請します。
- ・避難所生活が長期にわたる場合は特に、不眠、心的外傷後ストレス障害（PTSD）や急性ストレス障害といった「こころのケア」対策を市町村災害対策本部に要請します。
- ・こころのケアにおいては、相談者が自分の命やプライバシーに関わる内容を話すことが多いため、可能な限りプライバシーが確保され、落ち着いて話せる場所を避難所敷地内に確保します。
- ・応急対策にあたる市町村職員や自主防災組織（町内会等）の避難所運営者においては、心身共に過酷な状況にあるため、「燃え尽き症候群」と呼ばれる症状が現れることがあります。よって、運営者のこころのケア対策にも留意することが必要です。

熱中症対策

- ・避難者が熱中症にならないよう、水分をこまめにとる、適切に換気するなど、熱中症予防に配慮した避難所の環境改善と普及啓発を行います。

(3) 衛生管理

手洗いの徹底

- ・手洗い用の消毒液を調達し、特に、炊き出しを行う者や体調不良者などについて、手洗いの徹底を励行します。手洗い用の水を確保できる場合は、感染症予防のため、必ず流水による手洗いの徹底を励行します。

施設内の消毒等の実施

- ・施設内の調理スペース、トイレなど必要箇所の消毒や殺虫剤散布を実施します。ネズミ、害虫などの発生があった場合は、市町村災害対策本部に駆除・消毒の実施を依頼し、必要に応じて保健所に相談します。

食品の衛生管理の徹底

- ・衛生管理の観点から、食器はできるだけ使い捨てを使用します。使い捨ての食器が十分に調達できない場合は、ラップをかぶせて使用したり、個人の名前を書いてその人が再利用するなど、工夫して対応します。

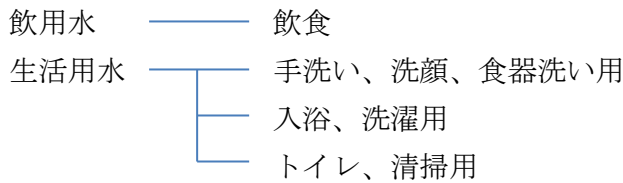
感染症の予防

- ・定期的な手洗い、うがい、換気などにより、避難者自身で十分に予防対策を講じるよう周知します。マスクやうがい薬など、予防のために必要なものについて、市町村災害対策本部に要望します。
- ・ペットからうつる動物由来感染症にも注意をし、ペットに触った後の手洗いについて、周知徹底します。

(4) 水の確保・管理

水の確保

- ・水を確保するため、避難者全員に協力を要請します。
- ・避難所で使用する水は、次のように分類します。



《用途別の生活水の使い方の例》

用途 水の種類	飲料用 ・ 調理用	手洗い・洗顔 ・歯磨き・ 食器洗い	入浴用 ・ 洗濯用	トイレ用 ・ 清掃用
飲料水 (ペットボトル)	◎	○		
給水車の水	◎	◎	△	△
ろ過水 ※1	◎	◎	○	○
井戸水・湧水	×	×	○	○
プール・河川の水	×	×	×	◎

(凡 例) ◎：最適な使用方法

○：使用可

△：やむを得ない場合のみ使用可

×：使用不可

※1：飲料水を造る浄水装置を使用した場合に限りです。

飲食用の水の確保

- ・飲食用の水は、原則として、避難者が持参したものや市町村の備蓄、給水車によるものを使用します。災害用の浄水装置等でろ過した水も使用できます。

手洗い・洗顔・食器洗い用の水の確保

- ・給水車からの水や浄水装置でろ過した水を使用することを基本とします。水の保管は、蓋付きのポリバケツなどを使用し清潔に保ちます。
- ・手洗い・洗顔・食器洗いで使用した水は、トイレ用水として再利用します。

入浴・洗濯用の水の確保

- ・ろ過水、避難所近隣で活用できる井戸や湧き水など比較的清浄な水を利用します。

トイレ・清掃用の水の確保

- ・井戸、湧き水、プール、河川などの水を用いることを原則とします。トイレの前の貯水用の大型ポリバケツなどを置き、バケツリレーなどで確保します。

(5) 清掃・ごみ処理への対応

居室部分の清掃の徹底

- ・定期的な清掃の周知徹底を図ります。各居室で、毎日1回の清掃時間を設け、換気と寝具を整えるなどの清掃を行うよう、周知徹底をはかります。曜日に応じて時間を変えるなど、一部の人が常に清掃に参加できない事態を避けるよう工夫します。

共有部分の清掃の徹底

- ・トイレ、入浴施設などの共有部分は、居住区を単位とした当番制度を作り、交替で清掃するよう、周知徹底を図ります。当番に参加できる人とできない人が生じる場合がありますが、清掃当番以外の様々な仕事と組み合わせながら、不公平が生じないようにします。

ごみ集積所の設置

- ・ごみ集積所を次のような場所に設置します。
 - ①ごみ収集車が出入り可能な場所
 - ②調理場所などの衛生に注意を払わなければならない箇所から離れた場所
 - ③居住空間からある程度離れ、臭気などが避けられる場所
 - ④直射日光が当たりにくく、屋根のある場所

ごみ分別収集の徹底

- ・ごみ袋を居住区単位に配布し、分別収集を周知徹底します。
- ・炊き出しなど共同作業で出るごみは、作業の担当者がまとめてごみ集積場に捨てるよう周知徹底します。
- ・ごみ集積場は、避難者全員で清潔に保つよう周知徹底します。

(6) 風呂の管理

避難所内に仮設風呂・シャワーの設置がない場合の対応

- ・仮設風呂・シャワーが設置されていない場合、可能であれば知人や親戚宅で入浴させてもらう「もらい湯」を奨励します。
- ・地域内の公衆浴場などの開店状況を把握し、避難者に利用を呼びかけます。
- ・市町村やボランティアなどによる入浴ツアーが開催される場合には、必要に応じて参加者を募ります。

避難所内に仮設風呂・シャワーが設置された場合の対応

- ・仮設風呂・シャワーが設置された場合、利用計画（利用時間、清掃、消毒等）を作成し、周知します。

〈入浴希望者が多い時期の対応〉

- ・男女別に利用時間を設定し、居住区単位を基本とした利用計画にします。
- ・利用時間を1人15～20分程度に制限し、風呂の規模に応じた利用可能人数分の入浴券を発行します。
- ・入浴順については、乳幼児を持つ母親からとするなど、配慮します。

〈入浴希望者がある程度落ち着いてきた時期の対応〉

- ・利用時間を区切った一覧表を作成し、希望者の自己申告を受付けます。
- ・利用時間は状況に応じて、30分程度に延長します。

※ 共同で使う入浴施設の清掃は、居住区単位など当番を決めて交代で行います。

仮設風呂の衛生管理

- ・仮設風呂の清潔な使用方法について、張り紙等で周知徹底します。
- ・入浴施設の清掃は、居住区単位など当番を決めて、毎日実施する体制とします。
- ・浴槽水の換水頻度、消毒方法について、市町村災害対策本部や保健所と協議し、実施します。

(7) トイレの衛生管理

トイレの使用可能状況の調査・周知

- ・災害直後は、トイレ状態（断水、破損の状態等）を確認し、状況等によっては、使用禁止とします。
- ・トイレの使用上の注意【資料2】について、張り紙や館内放送などにより、周知します。

トイレ用水の確保と工夫

- ・断水等がある場合は、トイレの用水確保のため、プールや河川等の水を避難者の協力を得て、確保します。
- ・トイレ用水が不足し、トイレットペーパー等が流せない場合には、ゴミ箱に捨てるなどの工夫をし、そのためのごみ箱（ごみ袋）を手配します。

仮設トイレの設置

- ・トイレが使用不可の場合や避難者数に対して不足する場合、仮設トイレの設置を市町村災害対策本部に要請します。その際、女性、高齢者、障がい者等のニーズを把握して、必要個数を要請します。
- ・仮設トイレの設置場所を施設管理者のアドバイスのもと、決定します。
- ・汲み取りの要請は、情報班を通じて、市町村災害対策本部へ早めに行います。

〈仮設トイレを設置する際の留意点〉

- ①バキュームカーの出入り可能な場所に設置します。
- ②高齢者や障がい者等の利用に配慮した場所に設置します。
- ③可能な限り、夜間照明があるところに設置します。
- ④安全な場所に男女別に設置します。
- ⑤清掃用の水を確保しやすい場所に設置します。

トイレの衛生管理

- ・トイレの清潔な使用方法について、張り紙等で周知徹底します。
- ・トイレの入り口に手洗い用の消毒液を設置し、換気を十分に行います。
- ・トイレの清掃は、居住区単位など当番を決めて、毎日実施する体制とします。
- ・定期的に消毒・殺菌について、市町村災害対策本部や保健所と協議し、実施します。

(8) ペット連れの避難者への対応

ペットスペースの設置

- ・避難所の敷地内に、ペット専用のスペースを設けます。スペースは、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた場所で、ペットを飼育していない避難者と動線が交わらない場所に設置します。
- ・例として、避難所内の一角をペット飼育用スペースとする方法や、避難所敷地内に仮設プレハブ等を設置して飼育用スペースとする方法等があります(災害時におけるペットの救護対策ガイドライン(環境省)参照)。

ペット連れの避難者への対応

- ・居住スペースへのペットの持込は、盲導犬等身体障がい者補助犬を除いて、原則禁止とし、周知徹底します。身体障がい者補助犬を居住スペースへ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。
- ・ペットの飼育は、ペットを持ち込んだ避難者自身が全責任を持って行うよう、周知徹底します。大型動物や危険なペットを連れた避難者は、同伴での入所を断らなければならない場合もあります。
- ・ペット連れの避難者に対し、「ペットの飼育ルール【資料3】」を説明し、管理の徹底を図るとともに、「ペット登録台帳【様式16】」へ記入してもらいます。

〈ペット登録台帳の内容〉

- ①飼育者の住所及び氏名
 - ②避難所への入所日及び退所日
 - ③ペットの名前
 - ④動物の特徴(性別、体格、毛色、避妊去勢の有無、ワクチン接種の有無、犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など)
 - ⑤迷子札の有無などその他飼育者を特定する情報
- ・ペット連れ避難者にペット飼育のための専用スペースを案内します。

他の支援団体等の情報収集・支援要請

- ・ペットを一時的に預かる施設や機関、ボランティア団体の情報を集め、適宜、ペット連れの避難者へ情報提供を行います。
- ・県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、情報班を通じて、市町村災害対策本部へ支援を要請します。

(9) 避難所閉鎖に向けた準備

避難所閉鎖に向けた準備

- ・避難所の閉鎖が決まったら、施設の本来業務の再開に向け、段階的に避難所利用スペースを縮小していきます。
- ・使用した備品や設備を整理し、物資の在庫を把握し、作成資料とともに、避難所運営本部に提出します。
- ・閉鎖に向けた避難所全体の清掃、整理整頓、ごみ処理の計画を作成し、随時実施していきます。ある程度の規模の避難所で大量の労力が必要な場合には、避難所担当職員、施設管理者、市町村災害対策本部と協議し、ボランティア支援や地域住民への協力を得て行います。

7 要配慮者支援班の業務〈展開期～撤収期〉

(1) 要配慮者の支援

要配慮者の避難状況の把握

- ・市町村が作成した避難行動要支援者名簿等と避難者名簿を照合し、所在が確認できない場合は、市町村災害対策本部や在宅避難者組織と連携して、所在を確認します。

避難所における要配慮者名簿の作成とニーズの把握

- ・要配慮者は、支援を要する内容が一人一人異なります。それぞれの状況やニーズを把握するために、「避難所における要配慮者名簿【様式17】」を作成します。
- ・要配慮者名簿には、氏名、性別、年齢、要配慮の内容等、個人情報が含まれるため、慎重に取り扱い、適正な情報管理を図ります。
- ・避難所で対応できないニーズについては、情報班を通じて、必要な支援を市町村災害対策本部に報告し、対応を要請します。

要配慮者用の相談窓口の設置

- ・要配慮者からの相談に対応する相談窓口を設置します。
- ・女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性も配置するなど、配慮します。
- ・聴覚に障がいのある人や外国人に対しては、手話ボランティアや通訳ボランティア等の協力を仰ぎます。なお、手話ボランティアや通訳ボランティア等専門性を有するボランティアの確保については、ボランティア班と連携・調整のうえ、ボランティアセンター等へ派遣要請を行います（P57～P58を参照）。

避難所内への福祉避難所（福祉避難室）の設置・運営

- ・要介護高齢者、在宅療養者、障がい者、乳幼児や妊産婦、感染症患者など、特別の配慮を要する避難者に対応するため、福祉避難室を設置します。
- ・福祉避難室は、避難所内の医務室の近くなどに設置します。設置に際しては、バリアフリーを考慮し、また、一般の居住エリアと区別する仕切りを設けるなど、必要な環境を整えます。
- ・精神障がい者や知的障がい者など、他者とのコミュニケーションをとることが困難で集団生活が苦手な方について、気持ちを落ち着かせて避難生活を送れるよう、配慮します。
- ・要配慮者対応の食料、介護用品や福祉用具等必要な物資について、市町村災害対策本部に要望します。

拠点的な福祉避難所等への移送

- ・避難所内に寝たきりの高齢者や難病等を患う方などの要配慮者がいる場合は、社会福祉施設や病院への移送などについて、本人や家族の希望を聞き、情報班を通じて、市町村災害対策本部に一時入所などの手配を要請します。
- ・市町村が拠点的な福祉避難所等を設置した場合は、本人や家族の希望を聞いて、要配慮者の状態などに応じて、市町村災害対策本部に受入を要請します。

災害派遣福祉チームの活用等

- ・高齢者や障がい者などに対し、福祉専門職による応急支援などが必要な場合は、市町村災害対策本部を通じて「岩手県災害派遣福祉チーム」の派遣を要請します。
- ・チーム到着後は、活動に必要な情報を提供するなど、チームに協力します。

※岩手県災害派遣福祉チームの派遣：

市町村（災害対策本部）からの要請等により、岩手県災害福祉広域支援機構（本部長：岩手県知事）が派遣

（2）女性・子どもの安心・安全の確保

女性・子どもの安心・安全の確保

- ・女性や子どもに対し、防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけを行うとともに、人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときは声を掛け合う、トイレに行くときは一人で行かないなどの注意喚起を行います。
- ・暴力や性的暴力の被害に遭わないよう、また、子どもが危険箇所に入らないよう死角となる危険な場所を定期的な巡回により、警備します。

- ・外見では判断できない身体的問題（慢性疾患、障がいなど）を抱えている子どもがいることも留意し、声をかけるなどして、その把握に努めます。
- ・避難所生活の長期化に伴って、子どもたちへの対応として、勉強室・遊び場の確保、子どもの世話ができる人材の確保など、必要な支援を検討します。

（3）避難所閉鎖に向けた準備

避難所閉鎖に向けた準備

- ・避難所の閉鎖が決まったら、施設の本来業務の再開に向け、段階的に避難所利用スペースを縮小していきます。
- ・使用した備品や設備を片付け、要配慮者名簿など作成した資料等とともに、避難所運営本部に提出します。

8 ボランティア班の業務〈展開期～撤収期〉

（1）ボランティア派遣要請

ボランティアの派遣要請

- ・避難所の運営は、避難者による自主運営が基本ですが、必要に応じてボランティアの支援を要請します。
- ・要請に当たっては、支援を受けたいボランティアの分野、必要な人員数、期間等を見積り、運営本部会議で決定したうえで、要請します。
- ・ボランティアの派遣要請は、原則、ボランティアセンターへ行います【様式 18】。

〈概ね展開期以降、必要となるボランティアの分野〉

清掃・防疫活動、炊き出し、物資輸送・仕分け、避難所内外の情報収集・広報資料作成

〈概ね安定期以降、必要となるボランティアの分野〉

介護福祉活動、手話・筆記・通訳

（2）ボランティアの受入

ボランティア受付窓口の設置

- ・ボランティア受付窓口を設置します。

ボランティアの受入

- ・不特定多数の出入りによる混乱を避け、避難所内の安全・安心を確保する観点から、原則としてボランティアはボランティアセンターを経由して派遣された人のみを受け入れます。
- ・ボランティア活動に参加される方への注意事項【資料4】を参考に、活動上の注意事項を確認します。
- ・ボランティアへの具体的な作業依頼をするため、該当する活動班へ案内します。

直接来所したボランティアへの対応

- ・避難所へ直接来所したボランティアについては、ボランティア受付窓口において、ボランティアセンターを案内します。

(3) 避難所閉鎖に向けた準備

避難所閉鎖に向けた準備

- ・避難者数の減少や避難所の集約・閉鎖に伴い、ボランティア支援の必要性が低くなった場合、ボランティア受付窓口は、ボランティアの撤収について、ボランティアセンターと協議します。

第5章 事前対策

1 安全な避難のための予備知識（地域住民による事前対策）

（1）安全で安心な避難のために日常から知っておくべきこと

- ①地域で想定されている災害とその被害想定
- ②避難所の場所、避難経路、避難にかかる時間
- ③近所の要配慮者（高齢者・障がい者など）の居場所と移動能力及び移動手段
- ④地域の潜在能力（看護師など特殊な技術・免許を持っている人、駐車場や宿泊施設などスペースを持っている人や組織、バール・ツルハシなどの工具やトラックを持っている人、町の歴史を知っている人など）
- ⑤「災害伝言ダイヤル」や「災害用伝言板」の使い方
- ⑥津波は何回も来ること（一時的に波が引いても海岸や川に出て行かないこと）
- ⑦警報が解除されるまで避難場所から動かないこと

（2）安全で安心な避難のために日常から工夫・心がけておくべきこと

- ①家具を固定しておくこと
- ②家屋の耐震性を確保しておくこと
- ③駐車違反をしないこと、通行の妨げになるようなものを道路に出さないこと
- ④地震により避難経路が塞がれてしまう可能性（ブロック塀や家屋の倒壊、崖などの崩壊）を排除しておくこと
- ⑤非常時の持ち出し用品、必需品を準備しておくこと
- ⑥避難時に適切な支援が受けられるよう、身体障がい者手帳やお薬手帳などの各種手帳の携帯や、病気や障がいなどの情報、服薬情報等を記載したメモを非常時持ち出し用品の中に入れておくこと（別表参照）。

（例） おねがいカード：

家族等の連絡先や自身に必要な支援等を記載したカード。
災害時等に備え、障がい者に「おねがいカード」への記入と携帯を呼びかけています。



〈適切かつ円滑な支援のために、避難の際に携帯を推奨する手帳・カード等〉

名称	対象者	交付目的、内容等	交付団体等	避難所での支援 (主なもの)
おねがいカード	障がい者	自分の情報や支援してもらいたい事柄を伝えるためのカード。災害時、適切な支援に繋げることを目的としている。	岩手県・岩手県社会福祉協議会	・カードに記載されている「手助けしてもらいたいこと」に対する支援
身体障がい者手帳	身体障がい者	身体障がい者が各種支援を受けやすくするために交付される手帳。氏名、住所、障害名、等級（1～6級）等が記載されている。	都道府県	・障がいの種類に応じた日常介護 ・補装具・日常生活用具の確保（白杖、T字杖つえ、ストーマ装具など）
療育手帳	知的障がい者	知的障がい者が各種支援を受けやすくするために交付される手帳。氏名、住所、等級（A・B）等が記載されている。	都道府県	・気持ちを落ち着かせるための生活環境の確保
精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者	精神障がい者が各種支援を受けやすくするために交付される手帳。氏名、住所、等級（1～3級）等が記載されている。	都道府県	・気持ちを落ち着かせるための生活環境の確保
自立支援医療受給者証（精神通院）	精神障がい者	精神障がい者の通院医療費助成のために交付されるもの。		
小児慢性特定疾患児手帳	小児慢性特定疾患児	小児慢性特定疾患児に一貫した治療や指導、症状急変時の対応、関係者が症状を正しく理解し適切に対応が図られることを目的とした手帳。健康状態の記録やかかりつけ医療機関の連絡先等が記載されている。	都道府県	・医療の確保（診察、服薬等） ・症状急変時の対応 ・緊急連絡先への連絡 ・かかりつけ医への連絡
小児慢性特定疾患医療受診券	医療費助成対象疾患の児童	小児慢性特定疾患児に対する医療費助成のために交付されるもの。		・受診手段の確保 ・衛生管理

名 称	対象者	交付目的、内容等	交付団体等	避難所での支援 (主なもの)
特定疾患 医療受給 者証	医療費助成 対象疾患の 難病患者	難病患者に対する医療費助成 のために交付されるもの。	都道府県	・症状に応じた医薬 品、医療器具、生活 環境等の確保
母子健康 手帳	妊娠の届出 をした者	健康診査や保健指導を受けた 際の記録、予防接種の摂取状況 が記録された手帳。妊娠期から 乳幼児期までの必要な情報が 記載されている。	市町村	・妊婦の健康状態、 安心・安全な出産の ための医療の確保 ・育児支援に係る生 活環境の確保 ・乳幼児の健康診 査、予防接種の確保
被爆者健 康手帳	原爆被爆者	原爆被爆者の健康状態が記録 された手帳。指定医療機関での 治療が無料で受けられる。	都道府県	・健康状態に応じた 医療の確保等
結核服薬 支援手帳	結核の治療 を受けてい る方	服薬している薬の記載と、毎日 の服薬状況をチェックするた めの手帳。	都道府県 ・保健所 設置市	・服薬している医薬 品の確保 ・服薬のチェック
お薬手帳	医療機関で 治療を受け ている者	使用している薬の名前・量・日 数・使用法、副作用歴、アレル ギーの有無、過去にかかった病 気、体調の変化などについて、 記載された手帳。	薬局	・服薬している医薬 品の確保
オストメ イトカー ド	オストメイ ト（ストー マ保有者）	使用しているストーマ装具の 種類や製造メーカー、サイズ等 が記載されている。	（公社）日 本オスト ミー協会 が作成・携 帯を推奨 している もの	・ストーマ装具の供 給支援

- ⑦初期消火や断水時の生活用水のために風呂に水をためておくこと
- ⑧「わが家の安全メモ」を作り、家族全員の行動を申し合わせておくこと
- ⑨家族の連絡方法や一時避難場所を決めておくこと
- ⑩ペットを飼っている場合、同行避難の準備を整え、ケージ等の用品や当面の餌などのペット用品を準備しておくこと

2 避難所運営のための事前対策（市町村による事前対策）

（1）避難所の指定及び周知

- ・避難所として指定する施設は、原則として、耐震、耐火、鉄筋構造を備え、想定される災害に対して、安全が確保される施設で、できる限り生活面での物理的障壁が除去（バリアフリー化）された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とします。
- ・災害時には、救護所、救援物資の集配拠点、遺体安置所、応援部隊の駐屯場所など、避難所以外にも確保すべき施設が多数必要となるので、それらについても事前指定しておき、当該施設は避難所にならないことを住民に周知する必要があります。
- ・市町村は、広報誌やホームページ、防災マップ、看板、訓練等を通じて、避難所の位置、避難方法、避難経路等を住民に周知します。

（2）避難所行政担当者の指定、避難所運営体制の整備

- ・市町村は、避難所ごとに災害時に派遣する避難所担当職員をあらかじめ決めておき災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員が決められた場所に自発的に参集できる体制を整備します。
- ・市町村の防災関係部局、福祉関係部局、保健衛生関係部局などが中心となり、関係部局等が協力して、避難所の開設、運営が円滑にできる体制をあらかじめ整備しておきます。
- ・避難者名簿の集計や避難所から市町村災害対策本部への避難者名簿等の渡し方についての仕組みをあらかじめ決めておきます。
- ・市町村は、他の地方公共団体等からの応援職員の受入調整等をする体制をあらかじめ整備し、応援職員に依頼することが可能な業務内容を決めておきます。

（3）避難所運営組織の編成及び役割分担の明確化

- ・自主防災組織等や施設管理者の協力を得て、避難所ごとに避難所運営のため、個別のマニュアルを作成するなど、災害時の円滑な避難所運営を目指した取組を進めます。

- ・各避難所で避難所運営組織を編成し、施設管理者、自主防災組織（自治会、町内会等）、周辺事業所などと、避難所運営に係る事項を事前に協議しておきます。また、避難所開設・運営に必要な班構成を決定し、それぞれの役割を確認しておきます。
- ・在宅避難者への食料の配給方法、ルール、必要な情報の提供方法等を決めておきます。

（４）避難所施設の鍵の保管等

- ・避難所施設の鍵について、誰が、どこの鍵を保管するのか、鍵の保管・管理方法など事前に決定しておきます。
- ・突発的に災害が発生し、緊急に避難所を開設する必要がある場合を想定し、避難所施設の鍵について、自主防災組織（自治会、町内会）及び避難所担当職員が保管しておきます。
- ・各避難所施設の鍵の保管場所等についての一覧表【様式 23】を作成しておきます。

（５）避難所受入れスペースの確認

- ・避難所として利用する施設の施設管理者と、避難所として利用する範囲について、あらかじめ協議し、災害時における施設利用計画を策定します。
- ・避難所を運営するために、就寝場所のほか、避難所運営、救援活動、避難生活等のために必要なスペースを避難所内外で確保します。

（６）物資の確保体制の整備（備蓄管理計画等）

- ・避難所には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料、飲料水、毛布等の生活必需品を備蓄します。指定した避難所に備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、食料、飲料水、毛布等の生活必需品の供給計画を作成しておきます。
- ・避難所等への備蓄のほか、市町村において他の自治体との災害援助協定や事業者団体等との物資供給協定の締結等を図り、物資の確保体制を整備しておきます。
- ・食料の備蓄においては、高齢者や乳幼児、食物アレルギーの人など、特別な配慮を必要とする避難者に対応した食品についても、備蓄や協定の締結等により、準備しておきます。
- ・仮設トイレ（バリアフリーに対応したトイレを含む）、マスクや手指消毒液等についても、備蓄や協定の締結等により、準備しておきます。
- ・紙おむつ、ストマ用装具等の介護用品、粉ミルク・哺乳ビンなどの乳幼児用品など、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦など特別な配慮を要する方のための用品や生理用品などの女性用品等の物資について、速やかに避難者へ届けられる仕組みを整えておくことが重要です。

- ・生活必需品等の品目については、地域、時期等により、様々なものが考えられるが、次のようなものを備蓄しておくことが望ましいです。

〈備蓄の品目例〉

- ア タオルケット、毛布、布団等の寝具
 - イ 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツなどの下着
 - ウ タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
 - エ 石鹸、歯磨用品、トイレットペーパー、生理用品等の日用品
 - オ 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具
 - カ 茶碗、皿、箸などの食器
 - キ 給水用ポリタンク
 - ク 保温シート、カイロ等の保温用品
- ・物資等の搬送体制の構築を図るとともに、物資等の集積基地の設置についても、あらかじめ検討し、決定しておきます。
 - ・発災時から灯りのある生活及び通信環境を確保するため、避難所には、自家発電装置、非常用発電機及び衛星電話を設置しておくことが望まれます。
 - ・避難所の運営管理や被災者個々の情報収集・伝達手段の確保等のため、各避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン等の通信手段を確保する方法等をあらかじめ定めておきます。
 - ・無線機や避難所の衛星電話の使用については、定期的に確認しておくとともに、避難所に備え付けのその他の物品についても使用が可能かを確認しておきます。
 - ・避難所運営用の事務用品等を保管しておきます。

〈避難所運営事務用品等の例〉

事務用品	ボールペン、カッター、カッター台、セロテープ、ガムテープ、マジック、クリップ、画びょう、コピー用紙、模造紙、電卓 等
清掃用品	ほうき、ちりとり、モップ、ごみ袋、石けん、洗剤、ゴム手袋、軍手等
その他	自転車、トランシーバー、懐中電灯、台車、テント、消火器 マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等の燃料 等

(7) 福祉避難所の整備・指定

- ・要配慮者（一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者など）が、状態に応じて安心して避難生活ができるよう、専門的な知識を有する者（生活相談職員）の配置、施設のバリアフリー化、介護等に必要な物資等の配置など、特別の配慮をした「福祉避難所」を整備・指定しておきます。
- なお、指定にあたっては、市町村施設のほか特別支援学校や民間の福祉施設等の活用を図り、当該施設等を有する事業者と協定を締結するものとし、福祉避難所の量的な確保に努めます。

(8) 避難所運営シミュレーションの実施

- ・避難所担当職員は、日頃から施設管理者と、避難所開設時の対応方法について協議し、開設訓練を行います。
- ・自主防災組織等地域住民や地域の赤十字奉仕団をはじめとするボランティア団体、避難所となる施設と連携して、地域ぐるみで避難所の開設・運営の訓練を積んでおくことが大切です。
- ・避難所とはどんなところなのか、避難所運営に当たっての行政、施設管理者、地域住民の役割をお互いに理解し、確認し合うため、避難所運営に関する研修会（ワークショップ等）を実施することも効果的です。
- ・避難所の開設・運営訓練や研修会などの機会を通じて、避難所開設時に必要となる関係機関連絡先一覧表（市町村災害対策本部、警察・消防、病院、ライフライン等）や避難所生活ルールについて、予め準備しておくことにより、災害時の円滑な避難所開設・運営につながります。

(9) 避難所運営事例（東日本大震災津波における避難者支援活動状況資料から）

○膨大な避難者の発生

- ・計画以上に、多くの場所が避難所として使用された。多くの避難所に、市職員を配置することができなかった（人員不足）。
- ・収容人数をはるかに超える避難者で、座る場所もないほどあふれ、混雑がしばらく続いたため、避難者1人1人について、調査・把握ができなかった。避難所として受け入れられるだけの体制が整っていなかった。



○多様な避難者が同一避難所に入所

- ・余震を心配して避難してきた住民やライフラインが途絶したため避難してきた住民（自宅で生活可）と、津波によって自宅が流された住民が、同じ避難場所に入ることになってしまったため、対応が困難となった。
- ・災害発生直後は、高齢者や障がい者などの特別な介護が必要な住民も、健常者と同じ避難所に収容された。
- ・発災初日から数日は市民だけでなく、出張等で足止めとなった方、ホテルから出された方、沿岸被災地に帰れず留まった方、逆に沿岸からの避難途中の方など多様な避難者が集まり、一人ひとり聞き取り・支援をするための時間を要した。
- ・家族はテントで仕切ったが、単身者は雑魚寝状態でプライバシーが守れなかった。夜間不眠を訴える人もあった。また集団生活が苦手な障がい者の方が入るとまわりの人から苦情が出たが、部屋が限られており、部屋を分けることもできず我慢してもらった。
- ・避難所設置の判断、対象者、運営等について、日頃から確認されていないことから、医療を必要とする者とそうでない者の2者が同じ避難所に入所することとなった。
- ・避難指示がある世帯ではなく、「夜、一人でいるのが不安」などを訴え、日中自宅に戻り夜間のみ避難所を利用する方もあり、個別の相談対応を行った。
- ・避難所では3食食事の提供があるが、自宅に戻ると自分で食事の準備をしなければならないので、帰るのを渋る人がいた。
- ・連絡せず外出する人がいて、食事の準備など管理に支障がでた。

○情報収集、情報共有が困難

- ・避難所への情報伝達が確立しておらず、配置職員も情報が得られない状況が続いた。
- ・電話が不通となったため、市と避難所との情報共有が困難だった。
- ・地震直後の情報把握ができず、順次入る避難所設置に見合う職員確保が困難だった。

○避難者名簿の作成、管理

- ・避難者名簿を作成した後、日々変わる避難者を把握するも集中管理する部署がなく有効活用ができなかった。
- ・避難者名簿や移動記録が作成され、安否確認に役立った。

○避難所運営方法が不明確

- ・避難所の運営は、誰が主体となっていくのか、その方針が曖昧であった。
- ・避難所運営が市職員及び他市町村からの応援職員に任せきりになっていた。
- ・食料、水などの物資を全て職員が運ぶ形をとっていたために、避難所というよりも宿泊施設のようにってしまった。

○避難者による避難所運営

- ・地震発生翌日に避難所運営委員会を立ち上げ、避難者の代表者とともに、「避難所の過ごし方」を作成し、自主的な運営を図り、避難所担当職員の役割は、助言・指導等及び緊急時の対応とした。

○地域差のあった避難者による避難所運営

- ・規模の大きい避難所では、避難所運営に対する避難者の協力を得にくいところもあった。
- ・避難所生活が長期化することにより、食事担当者の負担が増大し、食事を作る意欲が低下した。食事を作ることを拒否し、個々に食事を用意することにした避難所もあった。

○避難所の集約に対する反発

- ・避難所の集約計画に対して避難者の反発が大きかった。

○食料・物資の不足

- ・食料の備蓄がなかった。被災直後は、各避難所がそれぞれで食料の確保や寒さ対策などについて、独自に対応せざるを得なかった。
- ・被災直後は、ストーブや毛布が不足した。
- ・津波の被害があった家庭では、粉ミルクや紙おむつの買い置きも流出し、避難所へ行っても備蓄はなかった。近くの保育所や近所の乳幼児のいる家庭より粉ミルクを少しずつ分けてもらい、薄めて哺乳を行なった。紙オムツもクッキングペーパーを切って、現在使用しているオムツに当てて使用したりと工夫して支援物資が届くまで生活した。支援物資が届くまで待てない母子は、母親や父親の実家や親戚宅へ避難した。

第6章 避難所運営において配慮すべき点

避難所には、多種多様な方が訪れます。避難所運営にあたっては、特に要配慮者、女性、子どもに対し、十分に配慮した避難所運営となるよう、想定をしておく必要があります。

要配慮者は、要介護高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、外国人等の特に配慮を必要とする人々です。新しい環境への適応能力が十分でないため、避難所での生活など、災害による住環境の変化への対応に困難を来しますが、必要なときに必要な支援が適切に受けられれば、自立した生活を送ることが可能となります。

多種多様な避難者に配慮した避難所運営ができるよう、避難所運営本部には、女性や障がい者を必ず入れ、要配慮者や女性の声が届く仕組みをつくる必要があります。

以下では、避難所運営において、避難所担当職員、避難者がともに配慮すべき点について、記載します。

1 男女共同参画の視点による配慮

東日本大震災津波では、避難所運営の様々な場面で、男女共同参画の視点が不十分であったことが報告がされています。避難所のリーダーに女性が少なかったため、女性が必要とする物資の要望を出しにくく、また、女性用の物資（女性用下着、生理用品等）が届いても、男性が配布していたため、もらいにくいという状況があり、女性の要望に応じた物資の供給ができなかったという事例が報告されています。また、避難所に授乳や着替えの場所、女性専用の物干し場がなく、プライバシーが確保されなかったことや、固定的な性別役割分担意識から、当然のように女性が食事準備や清掃等を割り振られたなどの事例も報告されています。

男女共同参画の視点に配慮した避難所運営が求められます。

- ・避難所運営本部の構成員に女性を複数名入れ、女性の意見が反映されるようにします。
- ・女性特有のニーズに沿った物資やボランティアを把握します。
- ・女性用の物資を女性担当者から配布したり、女性トイレや女性専用スペースに常備するなど、配布方法を工夫します。
- ・居住スペースの間仕切り、更衣室、授乳室、男女別のトイレ・洗濯物干し場・相談窓口等を設置し、プライバシーや安全に配慮した空間配置とします。
- ・防犯ブザーの配布、就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備、暴力禁止のポスター掲示など、安全・安心の確保を徹底します。
- ・行政や各種団体と連携し、セクシュアルハラスメントや性的暴力などに関する相談が安心してできる体制を作り、その周知を徹底します。

2 介護・介助が必要な高齢者への配慮

東日本大震災津波では、被害の甚大さから、避難所は収容人数をはるかに超える避難者であふれ、認知症や身体的支援が必要な高齢者と健常者が同じ避難所に入らざるを得ない状況となりました。そのような中、避難所の環境の悪さ等により、心身の機能が低下したり、健康状態が悪化する高齢者がいたとの事例も報告されています。

高齢者に配慮した避難所運営が求められます。

- ・介助・介護者の有無を確認し、必要に応じ、専門知識を持った医師・看護師・ヘルパー等の派遣や、福祉避難所・医療機関等への移送を市町村災害対策本部へ依頼します。
- ・高齢者のニーズに沿った物資やボランティアを把握します。要介護状態の方や認知症の方、ひとり暮らし高齢者など様々な方がおり、ニーズも異なるため、それに応じた配慮が必要となります。
- ・身体及び精神の状態によっては、健常者と同じ居住スペースでなく、別の部屋等を割り当てることで、気兼ねなく介助・介護できるよう配慮します。
- ・介護を要する方のプライバシーに配慮した個室やスペース確保のための仕切り等をあらかじめ準備しておくなどの方法もあります。
- ・避難所での生活行動に支障をきたす場合は、段差を解消するための工夫や移動に支障がでないような工夫や配慮が必要です。
- ・過剰な支援とならないよう自立を基本とし、一般高齢者は要介護・要支援の状態にならないよう、定期的な運動を行うことや避難所運営で役割を持ち、要介護高齢者は介護状態が悪化しないよう、生活を送ってもらうことが必要です。
- ・周囲に対して理解を求めるとともに、また、対応方法等を周知することで、高齢者本人が精神的に安定し、介護している方の負担軽減につながることもあります。

〈支援が必要と思われる高齢者の主な特徴とニーズ〉

区分	特徴	災害時のニーズ
ひとり暮らし 高齢者等	基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認及び状況把握等が必要となる。
要介護高齢者 (寝たきり)	食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで、他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	安否確認、生活状況の確認が必要となる。避難する際は、車椅子等の補助器具が必要なことがある。
認知症高齢者	記憶が抜け落ちていたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	安否確認、状況把握、避難誘導などの援助が必要となる。

※参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

〈支援のために必要な物資等と技術（例）〉

要配慮者	必要な器具・物資等	必要な技術
支援を必要とする 高齢者	紙おむつなどの介護用品、衛生用品、毛布、ポータブルトイレ、嚥下しやすく温かい食事、車椅子、避難用のひも、ロープ、担架 等	こころのケア、日常介護（食事、用便、入浴、着替え、投薬等）、移動介助、避難介助、感染症対策

※参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

3 障がい者への配慮

東日本大震災津波では、被害の甚大さから、避難所は収容人数をはるかに超える避難者であふれ、特別な支援や配慮を要する障がい者も健常者と同じ避難所に入らざるを得ない状況となりました。避難所では、障がい者に必要な補装具（補聴器、車椅子等）や日常生活用具（ストマ用装具等）、ポータブルトイレ等がないために、生活に支障を来す方や、障がいへの理解が得られないために、肩身の狭い思いをした方がいたとの報告もなされています。

障がい者に配慮した避難所運営が求められます。

- ・介助・介護者の有無を確認し、必要に応じ、専門知識を持った医師・看護師・ホームヘルパー等の派遣や、福祉避難所・医療機関等への移送を市町村災害対策本部へ依頼します。
- ・障がい者及びその家族のニーズに沿った物資やボランティアを把握します。障がいの種類と程度によって、ニーズが異なるため、それに応じた配慮が必要となります。
- ・身体及び精神の状態によっては、健常者と同じ居住スペースでなく、別の部屋等を割り当てることで、気兼ねなく介助・介護できるよう配慮します。
- ・精神障がいの方や発達障がいの方など、集団生活が苦手な障がい者のプライバシーに配慮した個室やスペース確保のための仕切り等をあらかじめ準備しておくなどの方法もあります。
- ・バリアフリー化されていないことにより生活行動に支障が出る方に配慮し、段差を解消するための工夫や移動に支障が出にくくなるための配慮が必要です。
- ・避難者の中に「おねがいカード」を所持している方がいますので、提示を求め、支援内容等を確認します。また、「おねがいカード」を所持していない方のために、あらかじめ避難所にカードを備え置くなど、配慮します。
- ・避難所において情報提供を行う際には、視覚障がい者に対しては音声、点字・拡大文字等、聴覚障がい者に対しては広報紙などの文字情報、盲ろう者に対しては指点字、手書き文字等や盲ろう者通訳・介助員による支援、知的障がい者に対してはルビ付き広報紙、わかりやすい短い言葉や文字の利用、絵や写真の提示等によるなど、提供方法を工夫します。
- ・精神障がいのある方や発達障がいのある方は、健常な方と変わりなく見えることが多く、必要な支援が届きにくい状況があり、また、一般の方の障がいに対する理解も十分ではないことから、こうした点も十分に配慮し、必要な支援を行います。
- ・行動に支障がない方に対しては役割を持たせ、避難所運営にかかわってもらいます。
- ・周囲に対して理解を求めるとともに、共助の考えに基づき、配慮します。

〈障がいの主な特徴とニーズ〉

区分	特徴	災害時のニーズ
視覚障がい	視覚による覚知が不可能な場合や置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。	音声による情報伝達や状況把握が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
聴覚障がい	音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達及び状況把握が必要となる。
言語障がい	自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	手話、筆談等によって、状況を把握することが必要となる。
肢体不自由	体幹障がいや足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	歩行の補助や車椅子等の補助器具が必要となる。
内部障がい	ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。	避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。継続治療できなくなる傾向がある。透析治療のための集団移動措置をとる際は、へり、車、船などの移動手段の手配が必要となる。
知的障がい	緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。施設・作業所等に通所している割合が、他の障がい者より高い。	気持ちを落ち着かせながら、安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
精神障がい	多くの方は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールする必要がある。自ら薬の種類を把握しておくことが必要となる。
発達障がい	一般の人と変わりなく見えることが多いが、社会的関係の形成や学業等に支障がある。避難の必要性を理解できない場合や大きな音でパニックになる場合もある。	状況に応じて、体育館等の広い場所ではなく、教室などの場所への誘導や生活への配慮など個別の支援が必要となる。

※参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

※発達障がいについては、ガイドラインには含まれていない。

※盲ろう者など重複障がい者については、重複する障がいに応じた特徴とニーズに配慮する。

〈支援のために必要な物資等と技術（例）〉

要配慮者		必要な器具・物資等	必要な技術
共通するもの		水（お湯）	こころのケア
身体面の支援を要する人	身体に障がいのある人	杖、歩行器、車椅子、バリアフリーの避難所・トイレ、避難用のひも・ロープ、担架 等	障がいに応じた日常介護、（食事、用便、入浴、着替え等）、トイレ等への移動介助、避難介助
	病弱者、内部障がいのある人など	日頃服用している薬、使用している補装具、日常生活用具（ストマ用装具、たん吸引器等）	必要とする医療や薬剤等の判断、災害時に代替する医療機関の紹介（人工透析、薬物療法、導尿、洗腸等）、移動手段（搬送）の提供
情報面での支援等を要する人	視覚障がいのある人	白杖、点字器、ラジオ、携帯電話	音声による情報伝達、歩行介助、避難介助
	聴覚、音声、言語障がいのある人	補聴器及び補聴器用の電池（聴覚障がいの場合のみ）、筆談のためのメモ用紙、筆記用具、救助を求めるための笛・ブザー、携帯電話、ファックス	手話、筆談、広報紙等文字による情報伝達
	知的障がいのある人	携帯電話、自宅住所や連絡先の書かれた身分証	災害発生後に落ち着かせること、周囲の理解、ルビ付き広報紙等による情報伝達
	精神障がいのある人	必要とする薬剤等、症状に応じ自宅住所や連絡先の書かれた身分証	災害発生後に落ち着かせるなど適切な処置、周囲の理解
	発達障がいのある人	間仕切り、携帯電話、住所や連絡先の書かれた身分証	災害発生後に落ち着かせるなど適切な処置、周囲の理解、生活への配慮

※参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

※発達障がいについては、ガイドラインには含まれていない。

※盲ろう者など重複障がい者については、重複する障がいに応じた支援が必要となる。

4 難病、慢性疾患等を持つ方への配慮

東日本大震災津波では、被害の甚大さから、避難所は収容人数をはるかに超える避難者であふれ、医療を必要とする者も健常者も同じ避難所に入らざるを得ない状況となりました。その一方で、人工透析患者の避難所として、市の保健施設が開放されたなどの報告もなされています。

また、市町村において要支援者のリストアップはできていたものの、どのように支援すべきかの判断に苦慮したことや、在宅酸素患者や人工透析患者の対応について、住民の要望を受けてから問題の重大さを知り、対応が後手となったこと、避難所に医薬品の備蓄がなく、避難者自身もどういった治療を受けているか把握していない方が多く、対応に苦慮したなどの報告もなされています。

難病、慢性疾患等を持つ方に配慮した避難所運営が求められます。

- ・ 介助・介護者の有無を確認し、必要に応じ、専門知識を持った医師・看護師・ホームヘルパー等の派遣や、医療機関等への移送などの受診支援を市町村災害対策本部へ依頼します。
- ・ 人工呼吸器を使用しなければいけない難病患者・障がい者がいる場合、優先的に非常用発電機を使用できる環境を整備する必要があります。
- ・ 人工透析を必要とする慢性腎不全、インシュリンを必要とする糖尿病等の方は、治療の継続が必須であるため、医療機関の情報提供について、配慮する必要があります。
- ・ 高血圧、喘息、てんかん、統合失調症等の慢性疾患の方は、治療中断による病気悪化のおそれがあるので、医師、保健師、看護師等への相談が必要です。
- ・ 難病、慢性疾患の中には、治療の継続と日々の食事の栄養管理が必要な病気があります。処方薬を内服しているか、栄養管理が継続できているかを確認し、必要な治療が継続できるよう、主治医、保健師、看護師等への相談が必要です。家族と離れた場合に備え、処方薬と栄養管理の内容が書かれたメモを準備しておく等の工夫が必要です。
- ・ 難病、慢性疾患の方と家族のニーズに沿った物資やボランティアを把握します。
- ・ アトピー性皮膚炎の方に対しては、悪化を避けるために、仮設風呂・シャワーを優先的に使用させるなどの配慮をします。
- ・ 喘息など呼吸器疾患を持つ方に対しては、悪化を避けるために、避難所内でほこりの少ない場所に避難スペースを設けるなどの配慮をします。
- ・ 身体及び精神の状態によっては、健常者と同じ居住スペースでなく、別の部屋等を割り当てることで、気兼ねなく介助・介護できるよう配慮します。
- ・ 介護を要する方のプライバシーに配慮した個室やスペース確保のための仕切り等をあらかじめ準備しておくなどの方法もあります。
- ・ バリアフリー化されていないことにより生活行動に支障が出る方に配慮し、段差を解

- 消するための工夫や移動に支障が出にくくなるための配慮が必要です。
- ・行動に支障がない方に対しては、役割を持たせ、避難所運営にかかわってもらいます。
 - ・周囲に対して理解を求めるとともに、共助の考えに基づき、配慮します。

5 妊産婦・乳幼児への配慮

災害により受けたストレスや特殊な生活環境は、母子に様々な影響をもたらす可能性があります。災害時には、妊婦は流産・早産のほか、蛋白尿や体重増加、血圧上昇、むくみなどの妊婦高血圧症候群、産婦は乳腺炎や膀胱炎、乳幼児は免疫や抵抗力が弱く、感染症にかかりやすいなど、一般の人に比べて健康リスクが高くなります。

妊産婦・乳幼児に配慮した避難所運営が求められます。

- ・妊産婦や乳幼児に対しては、清潔、保温、栄養をはじめとする健康面への配慮や心身の状態の変化に対応できるよう、その状態を把握します。必要に応じ、専門知識を持った医師やボランティア等の派遣や、医療機関等への移送を市町村災害対策本部へ依頼します。
- ・栄養の確保と健康維持のため、食事や保温等の生活面での配慮が必要です。妊産婦や乳幼児は、それぞれの時期や月齢等によっても差があることから、保健師による健康相談を行ったり、医師会等の専門職団体と連携して対応することが必要です。
- ・産前産後の母親の心の変化、子どもの心や行動の変化に気を配ることが必要です。
- ・物資等の要望にあたっては、粉ミルク、哺乳瓶、消毒薬など妊産婦や乳幼児のニーズに配慮し、意見を取り入れます。
- ・妊産婦等の休養スペースや授乳スペースを設置するなど、妊産婦や乳幼児のプライバシーを確保します。
- ・周囲に対して理解を求めるとともに、共助の考えに基づき、配慮します。

〈妊産婦・乳幼児等の主な特徴とニーズ〉

区分	特徴	災害時のニーズ
妊産婦	自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。	精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子等や、車などの移動手段が必要となる。
乳幼児、児童	年齢が低いほど、養護が必要である。	緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である。被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。

※参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

〈支援のために必要な物資等と技術（例）〉

要配慮者	必要な器具・物資等	必要な技術
乳幼児のいる家庭	紙おむつ、哺乳ビン、粉ミルク、お湯、ミネラルウォーター、衛生用品など	こころのケア、乳幼児の世話、感染症対策

※参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

6 子どもへの配慮

大規模災害においては、子どもも大きな精神的ショックを受けており、ヘルスケアとともに、メンタルケアをしていく必要があります。災害により受けたストレスや特殊な生活環境は、様々な影響をもたらす可能性があり、子どもの心や行動の変化に気を配ることが必要です。

- ・小学生未満の子どもは、外遊び、読み聞かせ、昼寝、おやつなど、普段の生活リズムを保てるよう場所を確保するよう努めます。
- ・小学生以上においては、勉強する時間、遊ぶ時間等の時間割りを作り、生活リズムを整えます。
- ・中学生や高校生においては、勉強や遊びだけでなく、避難所での役割を持つことや自宅の復旧作業等の手伝いなど、できることを考えて行動できるよう支援します。
- ・子どもへの暴力や性的暴力等が発生する可能性があることも考慮し、集団での行動を基本とするよう、子どもたちへ周知徹底することが大切です。暴力や性的暴力等の被害に遭わせないよう、死角となる危険な場所を大人が定期的な巡回により防犯警備をします。
- ・子どもに対して、防犯ベル等を持ち歩くなど、防犯意識を高めるよう指導するとともに、常に集団行動するよう周知徹底します。

7 外国人への配慮

地域で生活している外国人の中には、日本語を理解できない人やその土地の地理や事情に不慣れな人がいます。外国人観光客の場合には、地域とのつながりが薄く、地震等の災害の経験がない方もいます。

災害情報等は、日本語での放送が多く、日本語を理解できない外国人にとって、必要な情報を得ることが困難となります。このため、通訳ボランティアの派遣要請等において、通訳ボランティアバンク等を持つ国際交流協会等との連携が必要不可欠となります。

また、外国人観光客に対応するため、平常時から、市町村は、県、観光協会、ホテル・旅館等の経営者、旅行業者等と、災害が発生した際の支援体制を構築しておくことが望まれます。

- ・外国人が必要とする情報を入手しやすいよう、国際交流協会等の多言語で情報提供している窓口やホームページ、各国大使館、入国管理局などの情報について、市町村災害対策本部を通じて収集し、外国人へ提供するなど、配慮します。
- ・避難者の母国語に対応できる通訳ボランティア等の派遣について、市町村災害対策本部を通じて依頼をします。
- ・「災害時多言語表示シート」や「やさしい日本語」を活用します。

※災害時多言語表示シート（サンプル版）：下記 URL を参照

<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/sheet.html>

- ・物資やボランティアの要望について、外国人の意見も収集できる仕組みを整えます。
- ・避難所の基本的なルールは、外国人にも適用しますが、食事・宗教・文化等の違いがあることに十分な配慮が必要です。
- ・場合によっては、避難所の移動等があることを伝えるとともに、避難所運営にも協力するよう要請します。
- ・周囲に対して理解を求めるとともに共助の考えに基づき、配慮します。

〈外国人の主な特徴とニーズ〉

区分	特徴	災害時のニーズ
外国人	日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。	日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。母国語による情報提供や相談が必要となる。

※参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

〈支援のために必要な物資等と技術（例）〉

要配慮者	必要な器具・物資等	必要な技術
外国人	災害や緊急時の専門用語の対訳されたカード、多言語辞書等	こころのケア、災害や緊急時の専門用語も含めた通訳・翻訳

※参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

市町村避難所運営マニュアル作成モデル

発行

平成26年3月

企画・編集

岩手県保健福祉部保健福祉企画室

印刷

岩手ワークショップ

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した
避難所運営ガイドライン

令和2年7月

岩手県保健福祉部

はじめに

本県では、これまで東日本大震災津波をはじめ、平成 28 年台風第 10 号、令和元年台風第 19 号と大きな災害に見まわれ、その避難所の運営に当たっては、インフルエンザや風邪、感染性胃腸炎等の感染対策を講じてきましたが、現在、日本国内において、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況において、災害時の避難所内での感染拡大を防止するためには、一層感染対策に万全を期することが重要となっています。

こうした状況の中、災害時の避難所における感染リスクを下げるため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、3つの密（密閉、密集、密接）を避けるとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底し、適正な避難所運営を行うこと、また、あらかじめ避難所におけるマスクや消毒液、パーティション、段ボールベッドなどの感染症対策等に必要な物資を確保しておくなど、その運営に向けた事前準備を進めることが必要となっています。

このため、県では、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心を確保するため、避難所運営における具体的な対応策等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン」を作成しました。

なお、避難所運営に際して通常必要な注意事項は、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル（平成 26 年 3 月、岩手県保健福祉部保健福祉企画室）」に列記されておりますので、併せてお読みいただくことをお勧めします。

各市町村においては、地域や避難所となる施設の実情を十分考慮し、新型コロナウイルス感染症対策としての災害時避難所運営やマニュアル等の作成の参考とするようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営を、適切かつ円滑に行うための体制を事前に整備するよう併せてお願いいたします。

令和 2 年 7 月

岩手県保健福祉部

目 次

<u>第1章 避難者受入れの基本的考え方</u>	1
<u>第2章 事前準備</u>	
1 避難所における過密状態の防止等	
(1) 可能な限り多くの避難所の開設	2
(2) 避難所スペースの利用方法等の検討	2
2 適切な避難行動に関する住民周知	
(1) 避難場所及び避難所の周知	2
(2) 親戚や知人宅等への避難の検討	3
(3) その他の避難	3
(4) 避難所への持参を求める衛生物資等	3
3 感染症対策に必要な物資・資材の備蓄	3
4 避難所運営訓練の実施	4
<u>第3章 避難所の開設</u>	
1 避難者の受付と滞在スペースの振り分け	4
2 避難所の滞在スペースのレイアウト等	
(1) 一般避難者	5
ア 養生テープ等による区画表示の場合	5
イ パーティションと段ボールベッド設置の場合	5
ウ テント設置の場合	5
(2) 要配慮者	5
(3) 発熱・咳等の体調不良者及び濃厚接触者	5
<u>第4章 避難所の運営</u>	
1 定期的な換気	6
2 共同空間における衛生環境の確保	
(1) 共同生活のルール	6
(2) 衛生環境の確保	6
(3) ゴミ処理	6
3 食事・物資の配付	7
4 健康状態の確認及び保健指導	
(1) 健康状態の確認	7
(2) 保健指導	7
5 在宅避難者や車両避難への支援	7
6 避難所閉鎖に当たっての対応	7
<u>第5章 その他</u>	8

第1章 避難者受入れの基本的考え方

新型コロナウイルス感染症の流行で、災害時の避難所における集団感染が懸念される中、被災者がためらうことなく避難していただくため、より多くの避難所の開設や衛生環境の確保など、避難所内における徹底した感染防止対策が求められている。

新型コロナウイルス感染症の場合、軽症者であっても原則として、一般の避難所に滞在することは適当でない実情を踏まえ、県の基本的な考え方は下表のとおり。

区 分	基本的な対応
自宅療養者 (軽症者)	<p>感染が認められた場合は、直ちに市町村へ情報共有するとともに、県が感染症指定医療機関等へ搬送し、入院いただくこととしている。</p> <p>また、感染者の増加に伴い、感染症指定医療機関等において新たな感染者の受入が困難となった場合、比較的症状の軽い方にあつては、県で確保する宿泊療養施設で療養いただくこととしている。</p> <p>このため、自宅療養者は発生しない見込みであるが、何らかの事情で自宅療養している軽症者が避難を要する場合は、県において対応する。</p>
濃厚接触者 (新型コロナウイルス感染症の陽性、陰性が判明しておらず、健康観察期間中の者) ※1	<p>濃厚接触者専用スペースに受入※2。</p> <p>毎日の健康観察を行っていく中で、症状が出現した場合は、速やかに最寄りの保健所へ対応について協議するものとし、必要に応じて医療機関を再受診（PCR検査）し、結果、感染が認められた場合は、県が感染症指定医療機関等へ搬送する。</p>
発熱・咳等の症状が見られる体調不良者で、感染の疑いがある者	<p>発熱・咳等の体調不良者専用スペースに受入※2。</p> <p>速やかに最寄りの保健所に対応について協議するものとし、必要に応じて医療機関を受診（PCR検査）し、結果、感染が認められた場合は、県が感染症指定医療機関等へ搬送する。</p>
要配慮者 (感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等)	<p>要配慮者専用スペースに受入。</p> <p>状況に応じて福祉避難室へ誘導するほか、本人や家族の希望を確認の上、福祉避難所や医療機関等への搬送を手配する。</p>
上記以外の一般避難者	一般避難者用スペースに受入。

※1 県では濃厚接触者に対して、原則、全員PCR等検査を実施しており、避難者については検査陰性者が想定される。

※2 濃厚接触者や発熱・咳等の症状が見られる体調不良者など、感染の疑いがある者の受入に当たっては、運営スタッフ全員が、避難者それぞれの人権に配慮し、感染者を排除するのではなく、感染対策

上の対応であること、また、それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを理解するよう、避難所運営リーダーはスタッフ全員に、人権への配慮とプライバシーの保護を徹底させる。

濃厚接触者情報は、原則として本人の同意が得られた部分について、台風接近等に伴い災害発生の恐れがある場合に限り、事前に市町村へ情報提供するものとし、保健所と市町村が避難先の確保に向けた対応を協議の上、本人と共有する。

第2章 事前準備

1 避難所における過密状態の防止等

避難所という密になりやすい空間の中で、避難者はもちろんのこと、避難所運営スタッフの感染にも注意が必要であるため、感染拡大防止策の徹底が極めて重要。

(1) 可能な限り多くの避難所の開設

避難所として開設可能な公共施設等の活用について十分検討した上で、なお不足が予測される場合は、ホテル・旅館等の活用を検討する。

なお、ホテル・旅館等の活用にあっては、優先的に避難する者（介護・介助が必要な高齢者、障がい者、基礎疾患を有する者、妊産婦・乳幼児、外国人等及びその家族等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成することが望ましい。

(2) 避難所スペースの利用方法等の検討

学校を避難所に行っている場合は、体育館以外の教室等の活用を検討し、施設管理者と調整する。

避難所における健康な避難者の感染リスクを下げるため、避難者にとって十分なスペースを確保した上で、避難所内の動線を一方通行とする分け方や、清潔な領域（一般区域）とウイルスによる汚染が懸念される（専用区域）のゾーニングを適切に行い、避難所施設利用計画図に色分けするなど、分かりやすく表示する。

2 適切な避難行動に関する住民周知

新型コロナウイルス感染症が終息しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人はマスクを着用するなどの感染防止対策を行った上で、市町村から出される避難情報（警戒レベル）を基に早期に避難することが原則であるが、避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる場合、避難所に行く必要はない（「別紙10」参照）。

また、豪雨時の屋外移動は車も含め危険であり、やむを得ず車で移動する場合は、浸水や土砂災害等、周囲の状況等を十分確認するなど、命を守るための最善の行動をとっていただくよう、事前に広報等で広く住民に周知することが重要。

(1) 避難場所及び避難所の周知

従来の災害の種類に応じた避難場所や避難所のほか、新型コロナウイルス感染症対策として、新たに開設することとした避難所について住民に周知する。

(2) 親戚や知人宅等への避難の検討

避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は、安全な場所に位置する親戚や知人宅等への避難の検討を促す。

(3) その他の避難

事情により「在宅避難」や「車両避難」を選択する場合にあっては、事前にハザードマップ等により、住居地域・駐車場所等の災害リスクを確認することや、避難生活における熱中症や深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）のリスクなどについても周知を図る。

(4) 避難所への持参を求める衛生物資等

マスク、ハンドソープ（石鹸）、消毒液、体温計、タオル、歯ブラシ等の衛生用品、常備薬、着替え、上履き（スリッパ等）、ビニール袋（ゴミ、外履き保管用）、筆記用具等の持参について周知を図る。

3 感染症対策に必要な物資・資材の備蓄（「別紙1及び5」を参照）

従来からの備蓄物資等に加え、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営に必要な物資等について、避難所の収容人数に応じて備蓄を進める。

なお、大規模災害等が発生した場合等には、国及び県が保有する物資それぞれを積極的に融通し、被災地避難所、医療機関等、社会福祉施設等に配布する。

物資の備蓄状況については、随時「物資調達輸送調整等支援システム」に最新情報を入力する。

区 分	必要な物資・衛生資材等
避難者用	マスク、消毒液、体温計、ゴミ袋、間仕切り（パーティション・簡易テント）、段ボールベッド（簡易ベッド） など
避難所運営スタッフ用	マスク、消毒液、フェイスシールド（ゴーグル）、ガウン（レインウェア）、アクリル板（ビニールシート）、使い捨て手袋 など
その他運営に係る資材	非接触型体温計、除菌用アルコールティッシュ、タオル（ペーパータオル）、ハンドソープ（石鹸）、アルコール消毒液（手指消毒用）、次亜塩素酸ナトリウム（設備・物品消毒用）、スプレー容器、養生テープ、ゴミ袋、蓋付きゴミ箱、換気設備（扇風機等）、仮設トイレ（簡易トイレ）、清掃用具・洗剤一式 など

※ 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費に対する国の支援

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について（令和2年5月27日付け、府政防第942号、消防災第88号）を参照のこと。

I 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

- i 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用が可能であること。
- ii 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。
- iii 災害救助法第4条第1項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。

II 災害救助法の適用

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合においては、同法第4条第1項に規定する救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、同法による国庫負担の対象となること。

4 避難所運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、運営手順、必要備蓄材の検討等、訓練を通して様々な課題等を抽出するために有効であり、地域住民や施設管理者等も含め、感染拡大防止に配慮の上、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて(令和2年6月8日付け、府政防第1239号、消防災第108号、健感発0608第1号)」を参考としつつ積極的に実施する。

第3章 避難所の開設

1 避難者の受付と滞在スペースの振り分け（「別紙2及び3」を参照）

受付は、スタッフの防護（ビニール等の間仕切り、ガウン、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド又はゴーグル等を着用）を行った上で、あらかじめ①**一般の避難者**、②**感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等の要配慮者**、③**発熱・咳等の体調不良者**、④**濃厚接触者**の4つに分けて設置し、検温及び問診票（健康状態チェックリスト「別紙2」）、避難者名簿（各市町村が定める様式）の提出を済ませ、②③④の避難者は個室等の専用スペース（③④の感染が疑われる者は、敷地内の別の建物、やむを得ず同一の建物の場合は、動線を分け専用階段と専用のスペース、専用のトイレ等、①一般避難者及び②要配慮者とは必ず区分する。）へ誘導する。

なお、受付時の混雑を避けるため、問診票（健康状態チェックリスト「別紙2」）及び避難者名簿（各市町村が定める様式）をホームページに掲載するなど、住民が事前に入手・記入の上、避難所に持参できるよう促すことも一案である。

2 避難所の滞在スペースのレイアウト等（「別紙4」を参照）

通路の幅は2m（最低で1m）以上とし、できる限り通路は一方通行とする。

(1) 一般避難者（健康な方）

養生テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの区画に滞在しているか容易に分かるように管理する。

なお、感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。

ア 養生テープ等による区画表示の場合

基本、一家族（世帯）が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さを調整（目安としては、スフィア基準の「一人当たり 3.5 m²」を確保）し、家族（世帯）間の距離を前後左右 2 m（最低で 1 m）以上の間隔を取る。

イ パーティションと段ボールベッド設置の場合

パーティションは、プライバシーの保護及び飛沫感染対策上、少なくとも段ボールベッドに腰かけた状態で、口元より高い位置まで覆うものが望ましい。

なお、パーティションにより隣と仕切られていることから、隣との間隔を取る必要はない。

※ 段ボールベッドは、寝起きの際に床付近に多いほこりやウイルスを避けられるほか、体を起こしやすいことから、エコノミー症候群や寝たきりの予防につながる効果が確認されている。

ウ テント設置の場合

複数のテントの設置に当たっては、構造上、隣と完全に仕切られている場合は、隣との間隔を取る必要はないが、隣同士接した面に通気口などの空気の出入り口がないか留意する必要がある。

テントは、飛沫感染対策上、屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な場合は取り外す。

(2) 要配慮者（感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等）

学校等大規模な避難所の場合、教室等の活用が考えられるが、小規模な避難所の場合、パーティション等で専用スペースを確保する。状況に応じて福祉避難室へ誘導するほか、本人や家族の希望を確認の上、福祉避難所や医療機関等への移送を手配する。

(3) 発熱・咳等の体調不良者及び濃厚接触者

敷地内の別の建物、やむを得ず同一の建物の場合は、動線を分け専用階段と専用の滞在スペース、専用のトイレ等(1)一般避難者及び(2)要配慮者とは必ず区分する。

健康観察を行っていく中で、症状が出現した場合は、速やかに最寄りの保健所に対応について協議するものし、必要に応じて医療機関を受診（PCR検査）し、結果、感染が認められた場合は、県が指定医療機関等へ搬送する。

第4章 避難所の運営

1 定期的な換気

- ・ 気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする。）、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・ 窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。
- ・ 換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。
- ・ 換気の時間はルールを決めて行うことが望ましい。

2 共同空間における衛生環境の確保

(1) 共同生活のルール

- ・ 全ての人がマスクを着用し、頻繁な手洗い消毒を徹底し、人と人との間隔は、できるだけ2m（最低で1m）空けることを意識して過ごす。
- ・ 通行者同士がすれ違わないよう、できる限り通路は一方通行とし、可能であれば入口と出口を分けることが望ましい。
- ・ トイレは、利用者を決め、決められたトイレを使うことが望ましく、便器に蓋がある場合は、蓋を閉めてから流す。
- ・ ゴミは各家庭で密閉して廃棄する。（「別紙8-2」を参照）
- ・ 洗濯をする際は、家庭ごとを徹底する。
- ・ 受付、掲示板、物資保管場所、手洗い場、トイレ、更衣室、洗濯場・物干し場、ゴミ置き場等の共有エリアにおいては、それぞれ密にならないよう、あらかじめ生活ルールを設定した上で、ルールを掲示板に張り出すなどの周知徹底に努める。

(2) 衛生環境の確保（「別紙7」を参照）

アルコール消毒液を各部屋の入り口付近に設置する。

清掃は定期的に行うほか、目に見える汚れがある場合は、家庭用洗剤や消毒液（次亜塩素酸ナトリウムなど）等を用いて随時行う。

また、頻繁に手を触れる部分（ドアノブ・手すり、蛇口等）やトイレは、こまめな清掃・消毒を徹底する。

(3) ゴミ処理（「別紙8-1」を参照）

ウイルスが付着している可能性の高いゴミ（使用済みのマスク、ティッシュ、使い捨て手袋、弁当の容器など）については、防護（ガウン、使い捨て手袋、マスク、

フェイスシールド又はゴーグル等を着用)を行った上で、①ゴミに直接触れない、②ゴミ袋をしっかりと縛って封をする、③専用区域で発生したゴミは袋を二重にして、一般廃棄物として搬出する。

3 食事・物資の配付

食事スペースについては、飛沫感染を防ぐため、食事スペースを設置するのではなく、占有スペース内での食事が望ましい。

食事や物資の配付は、避難者が受け取りに来る方法とし、混雑を避けるため配付場所を複数設けることや、避難エリアごとに時間をずらして配付するほか、受取り場所への移動が困難な要配慮者にあっては、運営スタッフが直接届けるなどの工夫が必要。

ただし、発熱・咳等の体調不良者及び濃厚接触者等の感染の疑いがある者への配付は、対面での受け渡しは行わず、滞在する専用スペース前などに置く方法とする。

4 健康状態の確認及び保健指導

(1) 健康状態の確認

保健師等は、防護（ガウン、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド又はゴーグル等を着用）を行った上で、定期的に避難者（在宅避難者及び車両避難者等を含む。）を見回り、急病人や体調不良者の把握を行うとともに、避難所内においては、毎日、避難者の体温・体調チェック（「別紙6」を参照）を行い、体調不良者等の状況に応じて福祉避難所や医療機関等へ移送の手配を行う。

また、感染が疑われる者が発生した場合は、速やかに最寄りの保健所に対応について協議するものし、必要に応じて医療機関を受診（PCR検査）し、結果、感染が認められた場合は、県が指定医療機関等へ搬送する。

(2) 保健指導

ア ソーシャル・ディスタンス維持のため、通常よりも被災者は孤独に陥りがちになることが想定されることから、避難者の相談窓口を開設し心のケアを実施する。

イ 避難者の深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）予防のため、施設管理者と相談の上、定期的な軽い運動を行うスペースや、敷地内のスペースにおいて散歩する場所を確保する。（「別紙9」を参照）

5 在宅避難者や車両避難への支援

食料や物資等を必要としている場合は、避難所を拠点とした食料や物資等の配付を行うとともに、健康状態の確認・保健指導などの支援を行う。

6 避難所閉鎖に当たっての対応

施設管理者や保健所と相談の上、避難所全体の清掃、整理整頓、ゴミ処理、消毒及び換気を実施するなど、原状回復を行った上で閉鎖する。

第5章 その他

大規模災害が発生した場合、地域防災計画に基づき、感染対策の専門資格を有する医師・看護師等で構成する「いわて感染制御支援チーム（ICAT）」を派遣し、避難所の巡回、感染症発生予防の指導、発生動向調査を実施することとしている。

また、被災地の医療支援体制を確保するため、同計画に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を派遣し、避難所の医療ニーズに応じて適切な支援を行っていくほか、必要に応じて精神医療チーム（DPAT）を派遣し、精神科医療及び被災者の心のケアをはじめとする精神保健活動の支援を行っていく。

避難所における衛生環境対策
として必要と考えられるもの

物 資
マスク
アルコール手指消毒液
体温計
非接触型体温計
除菌用アルコールティッシュ
タオル（ただし1回使用ごとに廃棄）
ペーパータオル
新聞紙（吐物処理用）
ハンドソープ
清掃用の家庭用洗剤
次亜塩素酸ナトリウム
フェイスシールド
カップ
使い捨て手袋（ビニール手袋も可）
ラップ
ポリ袋
レジ袋
ジップロック袋
ゴミ袋
バケツ
スプレー容器
蓋つきゴミ箱（足踏み式）
簡易トイレ（凝固剤式）
段ボールベッド（簡易ベッド）
パーティション

滞在スペースと区画の振り分けについて(例)

- ① 総合受付にて、避難者に「受付時 健康状態チェックリスト」を記入してもらい、避難者の検温を行う。
- ② 受付担当者は、避難者の検温を行い、滞在スペースと区画(パーティション〇〇番区画など)を決定する。

滞在スペース	状態	目安となる基準
集合スペース	一般の避難者	チェックリストでチェックが入らなかった人
	避難者スペース	要配慮者のうち、集合スペースの避難者スペースでの避難に差し支えない人
	障がい者高齢者スペース	要配慮者のうち、集合スペースでの避難に差し支えない人
専用スペース	濃厚接触者ゾーン	健康観察中の濃厚接触者
	発熱者等ゾーン	発熱、咳等の症状がある人
	要配慮者ゾーン	要配慮者のうち、集合スペースでの避難が困難で、特に支援が必要な人
	妊産婦ゾーン	乳幼児と一緒に避難した者または妊娠中の人
		健康に関する項目1にチェックした人

- ③ 避難者は、決められた滞在スペースに移動する。
- ④ 運営体制が整えば、それぞれのスペースにて受付を行う。

出典：避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第2版）について（令和2年7月6日付け、府政防第1327号、消防第130号、健康発0706第1号、観産第331号）

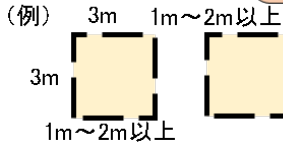
避難所滞在スペースのレイアウト (例)

● 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。

感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。

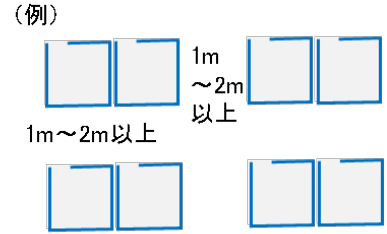
● 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在这种情况下には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
 - 家族間の距離を1m以上あける
- ※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

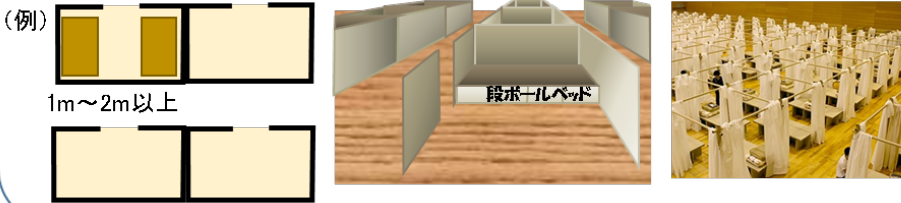
テントを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。

パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

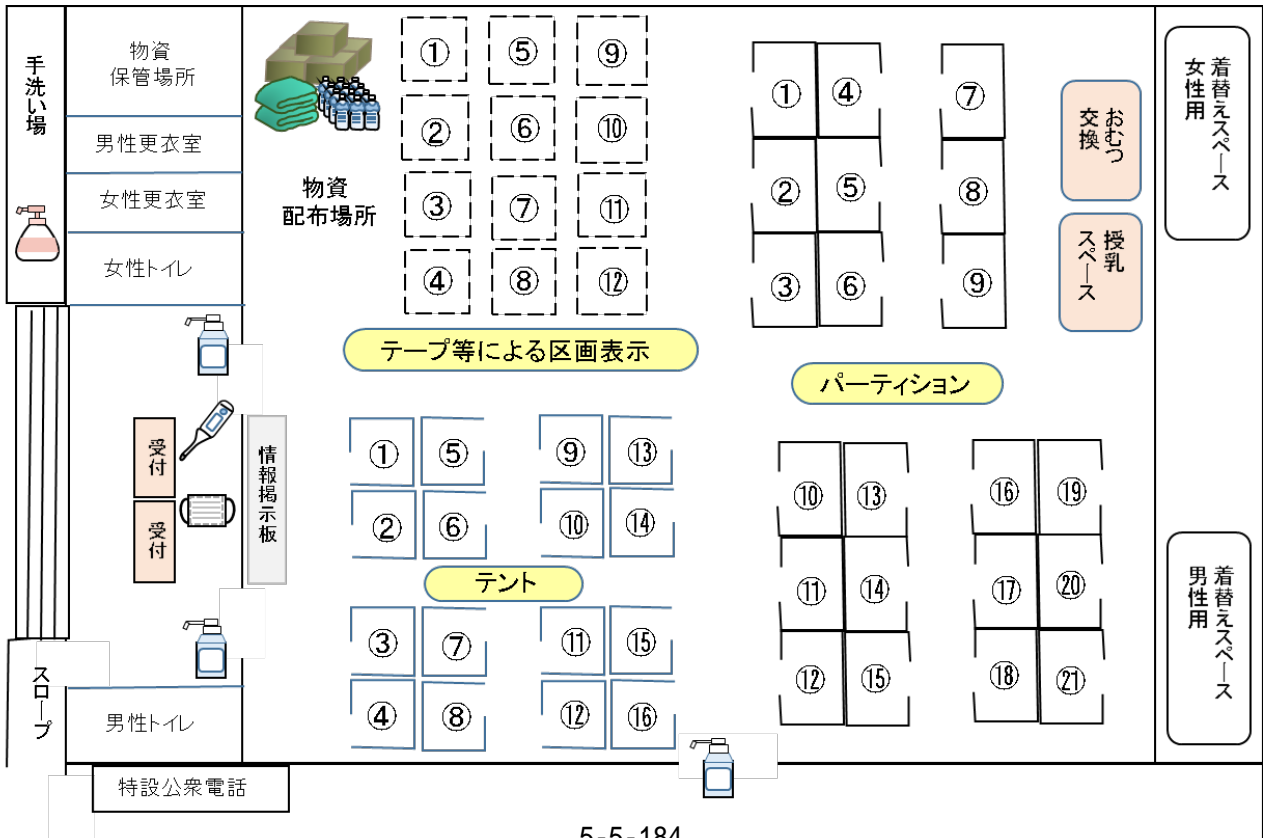


※ 人と人の間隔は、できるだけ 2m(最低 1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が 1m となる区域に入る人はマスクを着用する。

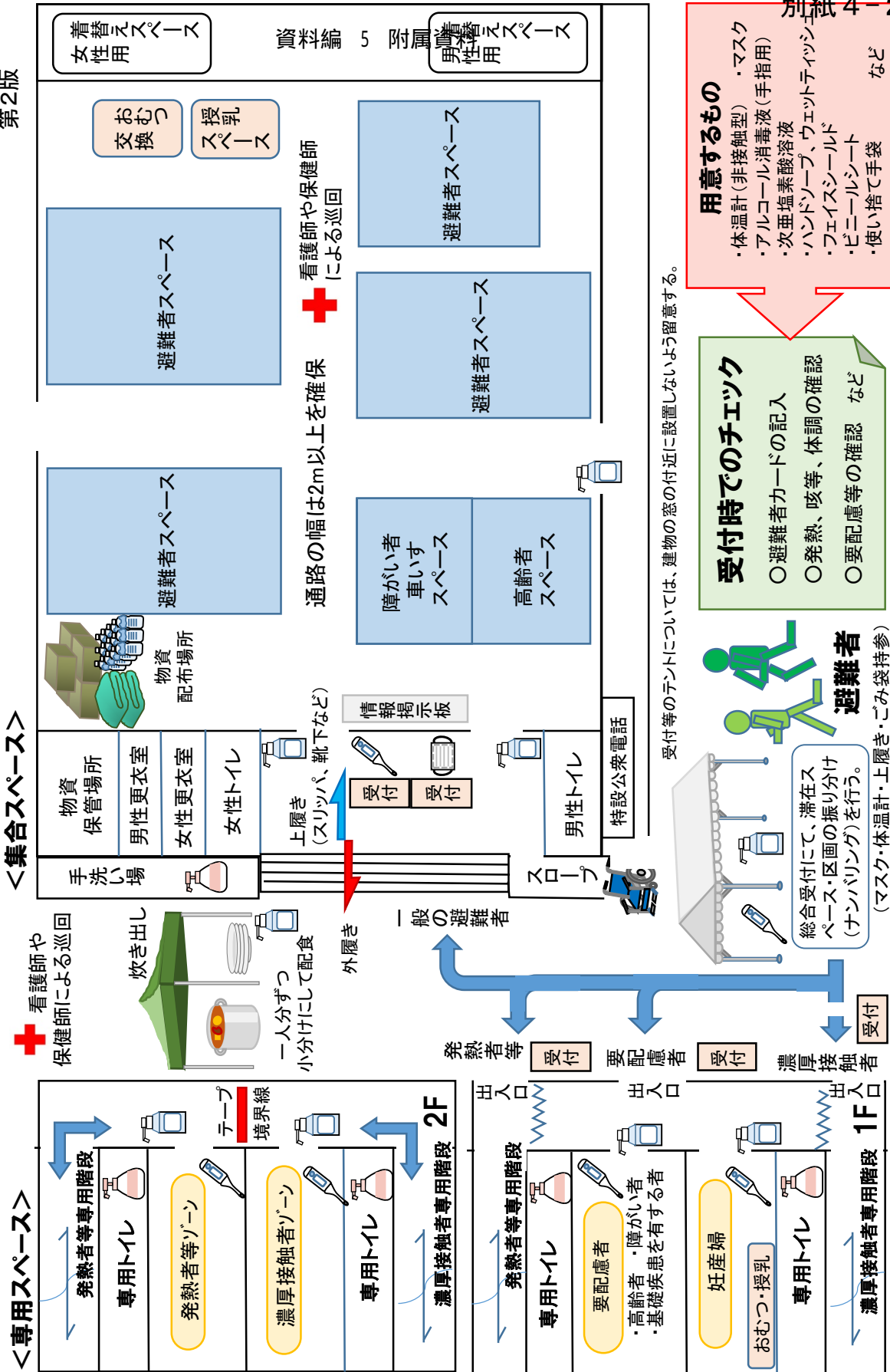
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

● テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在中か分かるように管理する。



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

出典：「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について（令和2年6月10日付け、府政防第1262号、消防防第114号、健康発0610第1号）
R2.6.10
第2版



〈専用スペース〉

〈集合スペース〉

専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段については、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。)

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等（一時的）

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法を決め、本人に伝えておくことが重要。

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発生したと疑われる人の対応については、防犯担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一般地内の別の建物とする。

・同一建物の場合には、動線を分け、専用階段とスペース、専用トイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

留意するもの

- ・体温計（非接触型）・マスク
- ・アルコール消毒液（手指用）
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスマスク
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など

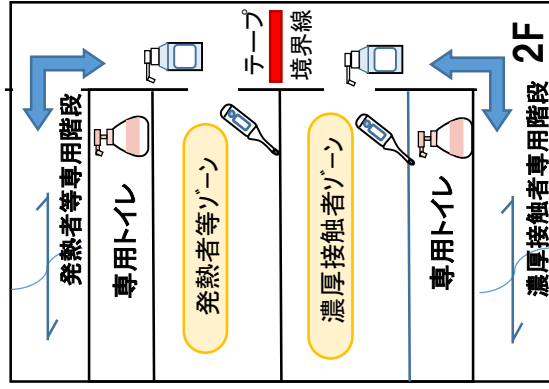
受付等のテントについては、建物の窓の付近に設置しないよう留意する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時にあっては、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

出典：「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について（令和2年6月10日付け、府政防第1262号、消防災第114号、健感発0610第1号） R2.6.10 第2版

＜専用スペース＞



専用階段、専用トイレの確保する。
（専用階段については、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。）
（健康な人との兼用は不可）

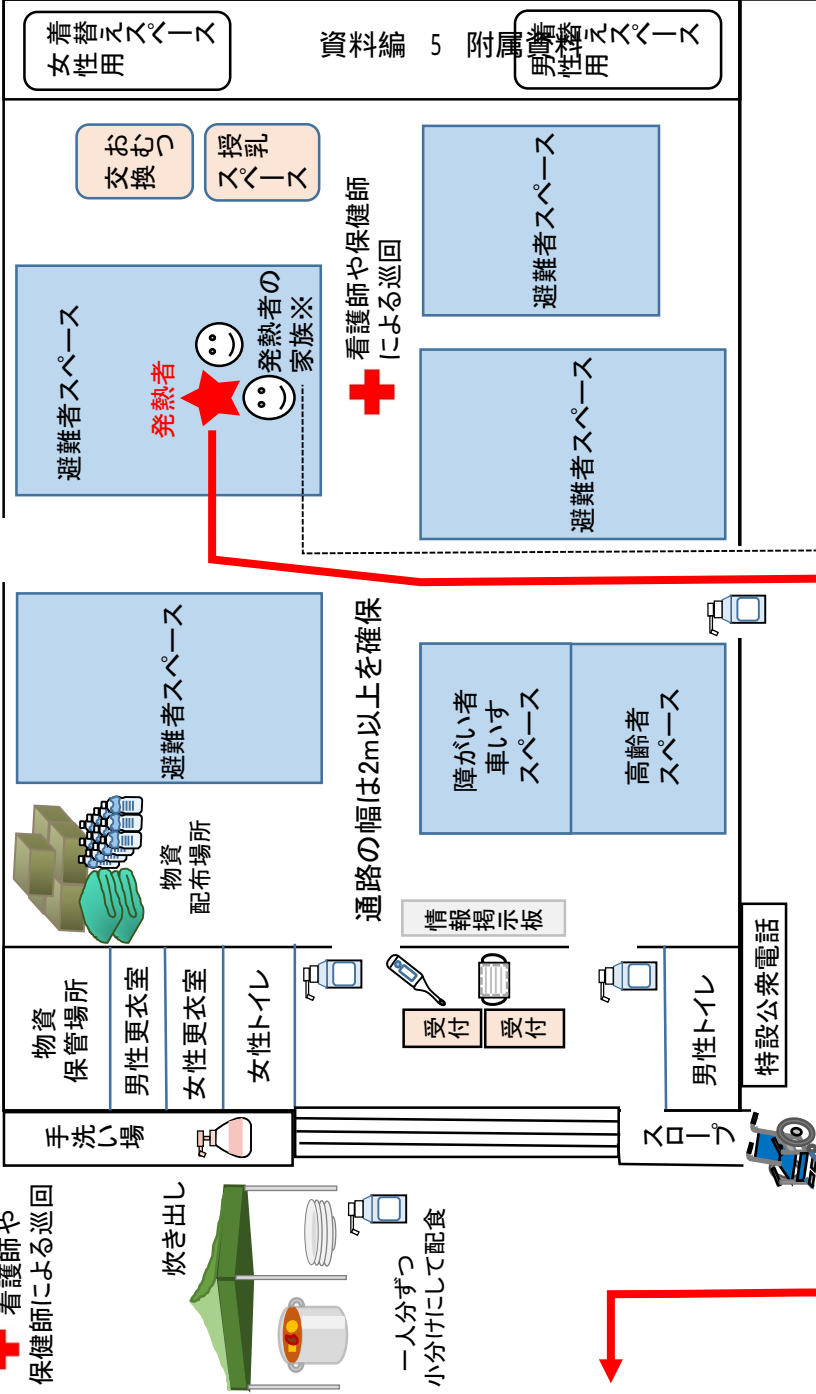
ひび症者等 ひ（一時的）

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発生したと疑われる人の対応については、防犯当局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、敷地内の別の建物とする。
一同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないことに留意する。

＜集合スペース＞



看護師や保健師による巡回

炊き出し
一人分ずつ
小分けにして配食

通路的幅は2m以上を確保

発熱者経路

※必要に応じて発熱者の家族及び同居者の専用スペースを確保することを検討

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時に限らず、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

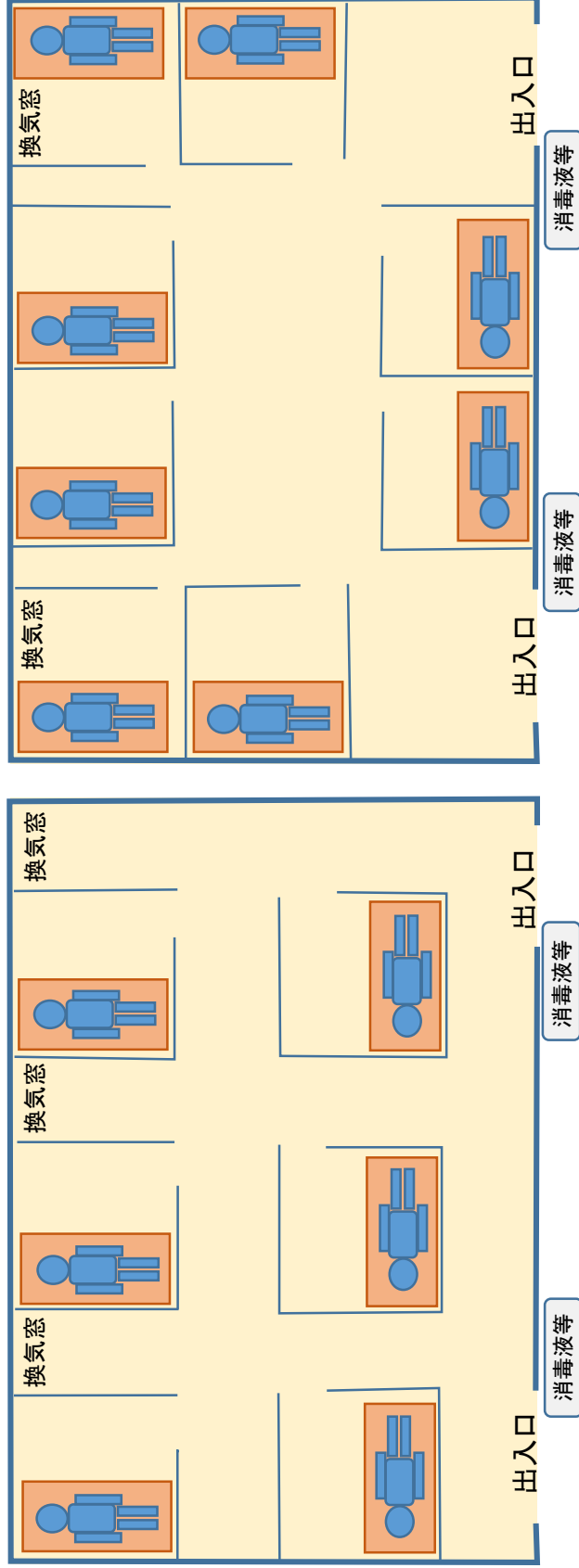
発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

出典：「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について（令和2年6月10日付け、府政防第1262号、消防災第114号、健感発0610第1号）

- 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切ること。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用スペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。

（例）



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する可能性がある。

・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。

（例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用）

※ 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備（参考）

以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行ってください。

	マスク	眼の防護具 ※1	使い捨て手袋 ※3	掃除用手袋 ※3、4	長袖ガウン ※5
避難所受付時の応対	○	△ ※2	○		
清掃、消毒	○	○		○	
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンでの応対 ※6	○	○	○		
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンの清掃、消毒	○	○	○	○	
軽症者等ゾーンでの応対 ※6	○	○	○		
軽症者等ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	○
ゴミ処理	○	○		○	○
リネン、衣服の洗濯 ※7	○	○		○	
シャワー・風呂の清掃	○	○		○	※8

資料誌 5 附属資料

5-5-188

- ※1 フェイスシールド又はゴーグル。（目を覆うことができる物で代替可（シュノーケリングマスク等））
 - ※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用する。
 - ※3 （例：受付で連続して同じ人が複数の避難者に応対する際は着用する。単発的に、短時間（一人15分以内）で接する際は着用不要。）
 - ※4 手袋を外した際には、手洗いをを行う。使い捨てビニール手袋も可。
 - ※5 手首を覆えるもの。使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。（複数人での共用は不可）
 - ※6 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カップパでの代用も可。
 - ※7 保健・医療活動は、保健師、看護師、医師が行う。
 - ※8 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備。
- ※ 撥水性のあるガウンが望ましい。

出典：避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第2版）について
（令和2年7月6日付け、府政防第1327号、消防防第130号、健感発0706第1号、観産第331号）

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
https://www.nite.go.jp/information/koronat_aisaku20200522.html

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

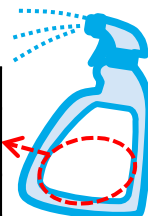
- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

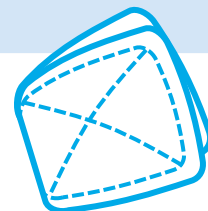
※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

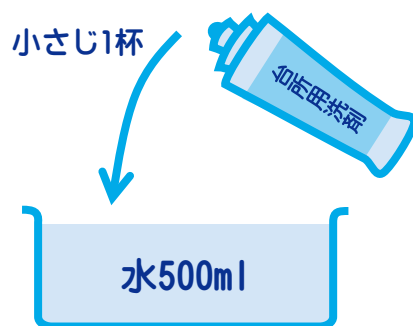
台所用洗剤を使って
代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

(*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。)



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。

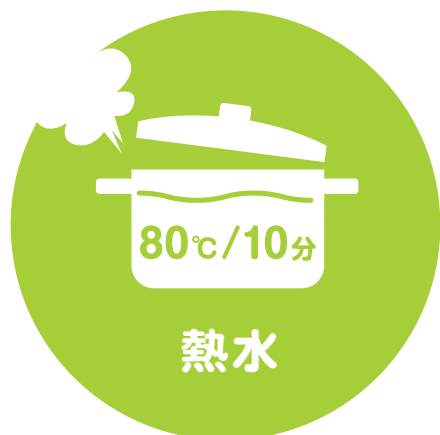


手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、
熱水や塩素系漂白剤、及び一部の洗剤が有効です。



食器や箸などは、80°Cの熱水に10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。



有効な界面活性剤が含まれる「家庭用洗剤」を使って消毒ができます。
NITE ウェブサイトで製品リストを公開しています。

[NITE 洗剤リスト](#) 検索

[こちらをクリック](#)



参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10ml (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶

[こちらをクリック](#)



保存版

生活アクティズ体操

この体操は、身体活動量が減ることによって起こる様々な健康問題(エコノミークラス症候群、生活不活発病など…)に対し、これを予防あるいは、改善することを目的に考えた体操です。自宅の中でできる簡単な体操ですので、暮らしに取り入れ、動きやすい体を作り、日々のリフレッシュにつなげましょう!

指導 健康運動指導士 藤野 恵美 (一関市千厩町)

運動の仕方

1. ストレッチは気持ちよく伸びが感じられる心地よい強さを10秒2回行います。
2. ほぐしや強化運動は、ゆっくり5回~10回を目安に行います。

※動いたときに、胸や腰や膝に痛みがある場合は体操を控えてください。

台所で体操

ふらつき・つまずき、夜間に足がつかたりする人のために、足腰の強化とカラダほぐしをしましょう!



かかと上げ



ハーフスクワット



腕立て伏せ



ふくらはぎ伸ばし



肩と太もも裏のばし



股関節のほぐし(膝を伸ばして・膝を曲げて・内回し外回し)

テレビを見ながら体操

じっとしていると足腰の血行が悪くなり、疲労や腰痛、むくみや冷えにつながります。意識して脚の血流改善を積極的に行いましょう!



足首の曲げ伸ばし



股関節のほぐし



お尻伸ばし



腰ひねり



内もも伸ばし



両膝左右倒し



腰や膝のばし



おしり歩き

外で体操

玄関や外ベンチで体伸ばし!ウォーキングに出かけて代謝アップ!!



背伸び・体側伸ばし



腰ひねり



内ももと背中伸ばし



太ももの強化



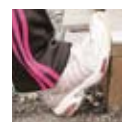
玄関の手すりを使って肩のストレッチ



股関節とふくらはぎ



踏み台昇降



アキレス腱伸ばし



肩まわし



胸そらし



足踏み



ウォーキング

♪♪♪
ウォーキングに出かけよう!!!

背中を伸ばし、いつもより歩幅を広げ、かかとから着地、つま先を蹴って前進!

トイレに立ったついでに体操

立ったついでに姿勢改善、背中・腰をほぐしてリフレッシュ! ほぐれたついでに散歩に出かけましょう!



腰回し



上体ひねり(左右・斜め上)



トイレから出る前に立ち座り(スクワット)



出入り口を利用して背伸び・胸そらし・胸伸ばし・背中伸ばし・片手で脇伸ばし

体側伸ばし

壁押し

参考文献

石井千恵「ウエルネス運動プログラム解説書」特定非営利活動法人 健康医科学協会
梅田陽子「たった1分カラダほぐし」5-197 岩手医科大心のケアチーム・野田村2011

エコミークラス症候群の予防のために

出典：厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000170800.pdf)

○ エコミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり(血栓)が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
 - ② 十分にこまめに水分を取る
 - ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
 - ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
 - ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
 - ⑥ 眠るときは足をあげる
- などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動



台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクととるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか
確認し、印をつけてみましょう。

*ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い
区域を着色した地図です。着色されていないところ
でも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土
地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村
からの避難情報を参考に必要に応じて避難して
ください。

はい

災害の危険があるので、原則として*、
自宅の外に避難が必要です。

例外

*浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまう
おそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧
などの備えが十分にある場合は自宅に留まり
安全確保をすることも可能です。
*土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマン
ション等の上層階に住んでいる場合は自宅に
留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間
がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知
人宅に避難**しまし
ょう(日頃から相談し
ておきましょう)

いいえ

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定
している**指定緊急避
難場所に避難**しま
しょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知
人宅に避難**しまし
ょう(日頃から相談し
ておきましょう)

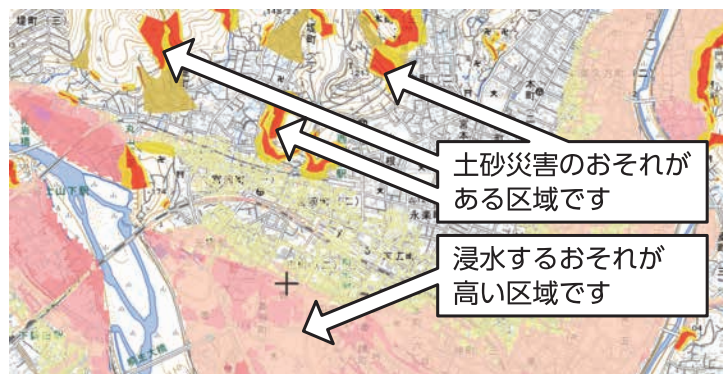
いいえ

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定
している**指定緊急避
難場所に避難**しま
しょう

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

凡例

水害

洪水浸水想定区域
(浸水深)

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

土砂災害

土砂災害警戒区域：■
土砂災害のおそれがある区域土砂災害特別警戒区域：■
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

ハザードマップポータルサイト

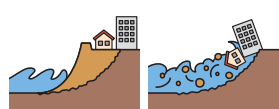
検索

ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか

流速が早いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高いか

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢できるか、
水・食糧などの備えは十分か

※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載がありません。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。



警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう

「避難」とは「難」を「避」けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません避難先は小中学校・公民館だけではありません
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。
普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住いの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」

<http://www.bousai.go.jp/fusugroup/phoonworking/index.html>

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

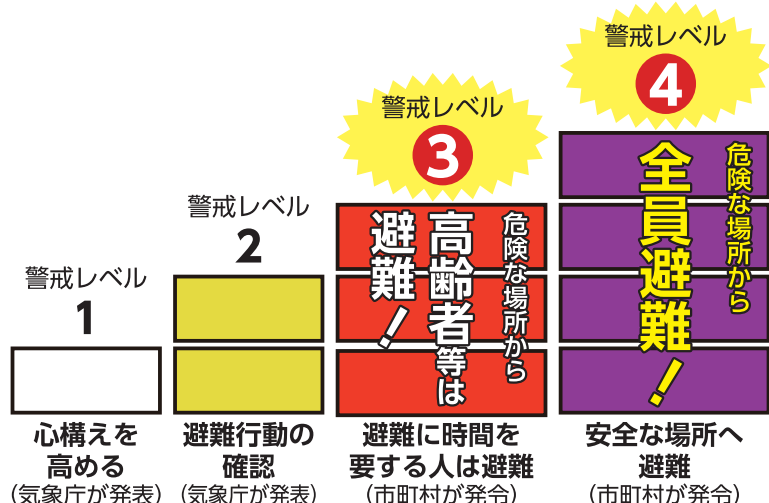
！……必ず確認してください……！

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

！ 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

！ 危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

！ 警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

！ 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

！ 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

- 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

避難情報のポイント解説 もっと詳しく知りたい人向け

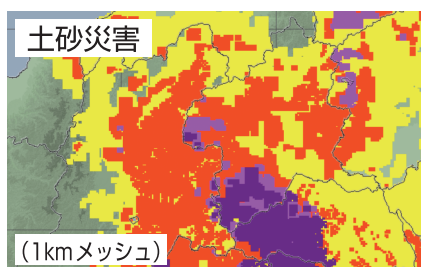
国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

■危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

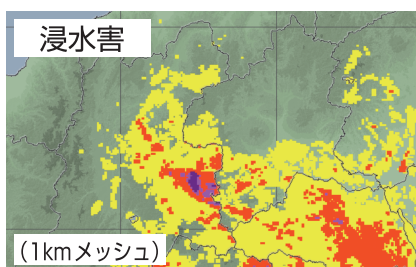
気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。**紫色は危険度が高いことを示しています。**

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

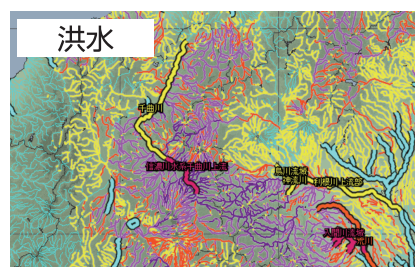
危険度分布 検索



紫：崖・溪流の近くは危険



紫：低地は危険



紫：河川沿いは危険

*市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

■市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

名称：警戒レベル
発信者：市区町村等
内容：避難情報

名称：警戒レベル相当情報
発信者：気象庁や都道府県等
内容：河川水位や雨の情報

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
			浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	命を守る最善の行動	災害発生情報	5相当 氾濫発生情報	大雨特別警報(土砂災害)
4	危険な場所から全員避難	避難勧告(避難指示(緊急))	4相当 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始	3相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報	2相当 氾濫注意情報	—
1	最新情報に注意	早期注意情報	1相当 —	—

*「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusugai/typhoonworking/index.html>

岩手県災害備蓄指針

[本編]

平成26年3月 策定
(令和3年3月 改訂)

岩 手 県

目次

岩手県災害備蓄指針〔本編〕

1	本指針の目的	1
2	本指針で使用する用語の定義	1
3	県内における備蓄の状況	1
	（1） 県の備蓄状況	1
	（2） 市町村の備蓄状況	2
	（3） 県民の備蓄状況	2
4	県等の備蓄の考え方	3
	（1） 過去の経緯	3
	（2） 考え方	3
5	備蓄物資の調達	4
	（1） 備蓄に当たっての想定人数	4
	（2） 種類及び具体的な品目	4
	（3） 備蓄量	5
	（4） 保管場所	8
6	備蓄物資の取扱い	8
7	備蓄物資の維持管理及び更新	9
	（1） 備蓄物資の維持管理	9
	（2） 備蓄物資の更新	9
	（3） 経費負担	9
8	県の職員用備蓄の取扱い	9
9	義援物資の取扱い	9
10	流通在庫備蓄の活用	10
11	国のプッシュ型支援の活用	10

岩手県災害備蓄指針〔資料編〕

資料1	類型Ⅱ物資に係る県の備蓄量（令和3年3月末時点）	12
資料2	関連用語	13
資料3	譲渡に係る様式	17

1 本指針の目的

本指針は、岩手県地域防災計画（本編・第2章災害予防計画・第6節の2食料・生活必需品等の備蓄計画。以下「県地域防災計画」という。）に基づき、被災者の生活を支えるために必要な物資の備蓄に係る目安を定め、計画的に備蓄を行うことにより、県の円滑な災害応急活動に資することを目的とする。

2 本指針で使用する用語の定義

本指針において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

ア 備蓄物資

災害に備え、県、市町村、事業所、県民が主体となり備蓄する食料、飲料水等の物資のことをいう。

県は、上記物資に加えて、市町村、事業者、県民が行う備蓄では不足する場合に備えた備蓄を行う（補完備蓄）。

イ 類型Ⅰ物資

避難生活に最低限必要な物資

ウ 類型Ⅱ物資

避難所における感染症対策等、災害発生時に生じる多様な課題に対応するために不可欠な物資

エ 義援物資

災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資をいい、調達費用等の対価が生じないものをいう。

オ 流通在庫備蓄

県又は市町村が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要な物資を必要量調達することをいう。原則、調達費用等の対価が生じるものをいう。

3 県内における備蓄の現状

(1) 県の備蓄状況

県では、県内における広域的な災害を想定し、市町村等における食料等の供給体制が整うまでの間、緊急的に支援するとの考え方に基づき、被災者向けの食料、毛布等の備蓄物資を岩手県消防学校資機材保管庫等の広域防災拠点5箇所に備蓄している。

なお、現在のところ、職員用の備蓄物資については、下記8のとおり取扱うこととしている。

ア 食料の備蓄状況

東日本大震災津波時の最大避難者数、市町村の備蓄数及び県民の備蓄想定を踏まえ、広域防災拠点5箇所に食料 28,800 食及び飲料水 109,800 リットルの備蓄を行っている。

イ 毛布の備蓄状況

上記アの東日本大震災津波時の最大避難者数等を踏まえた必要数を市町村の備蓄で確保できているものの、冬季に災害が発生した場合を考慮し、岩手県消防学校資機材保管庫に1,500枚を備蓄している。

ウ トイレの備蓄状況

上記アの東日本大震災津波時の最大避難者数等を踏まえ、携帯トイレ171,000回分の備蓄を行っている。

また、組立式トイレ95基の備蓄を進めている。

(2) 市町村の備蓄状況

県が実施した「市町村の備蓄状況に関する調査について」（令和2年8月31日時点）の結果によると、県内全市町村（33市町村）において被災者用の備蓄を行っている。

(3) 県民の備蓄状況

平成30年（2018年）県民生活基本調査によると、「普段から災害に備え何らかの準備を行っている」と回答した人の割合は46.8%となっている。

また、災害に備え準備している内容は、「家族分の食料や水、懐中電灯などの非常持出品を常に確保している」と答えた人の割合は76.6%という結果になっている。

4 県等の備蓄の考え方

(1) 過去の経緯

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃に発生したマグニチュード 9.0 の大地震とこれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震（以下「東日本大震災津波」という。）は、これまで本県が準備した対策をはるかに上回る大きな災害となった。

主に津波により広範囲にわたって甚大な被害を受け、多い時期には 5 万人を超える避難者がいたことから、発災当初においては、通信が途絶し、避難者のニーズはもちろんのこと、避難者がどこに避難しているのかさえ把握が困難であったことや、道路の寸断、市町村職員の被災等により、被災地側の受入が整わなかったこと、高速道路の通行止め等による全国的な物流の停止、燃料の不足、被害が広範囲にわたり、避難者が指定避難所以外の施設に分散したこと等の理由によって、食料や毛布等を速やかに避難者に提供することが困難であった。

このため、平成 23 年度に実施した県の「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」（平成 24 年 2 月）において、発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足したことやアレルギー体質者等への食事等、様々な事情を抱えた被災者への対応ができなかったことなどの備蓄の在り方に係る課題が明らかとなった。

これまで県では、上記の課題を踏まえ、備蓄の取組を進めてきたところであるが、近年、頻発する災害における教訓等から、多様なニーズに応じた物資の備蓄が求められている。

加えて、令和 2 年には、新型コロナウイルス感染症への対応としての感染症対策物資など、複合災害に備えた備蓄の必要性が明らかとなったところである。

(2) 考え方

上記の課題を踏まえ、県、市町村、事業者及び県民は、県地域防災計画に基づき、それぞれが必要な備蓄に取り組んでいくものとする。

参考 県地域防災計画（備蓄関係）における各主体の役割に関する規定（抜粋）

【県の役割】

- 市町村が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。

【市町村の役割】

- 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定めるにあつては、高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮する。
- 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。

【県民の役割】

- 各家庭において、家族の 3 日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油、ストーブ等

【事業所の役割】

- 事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

※ 県地域防災計画（本編）第2章第6節の2から抜粋

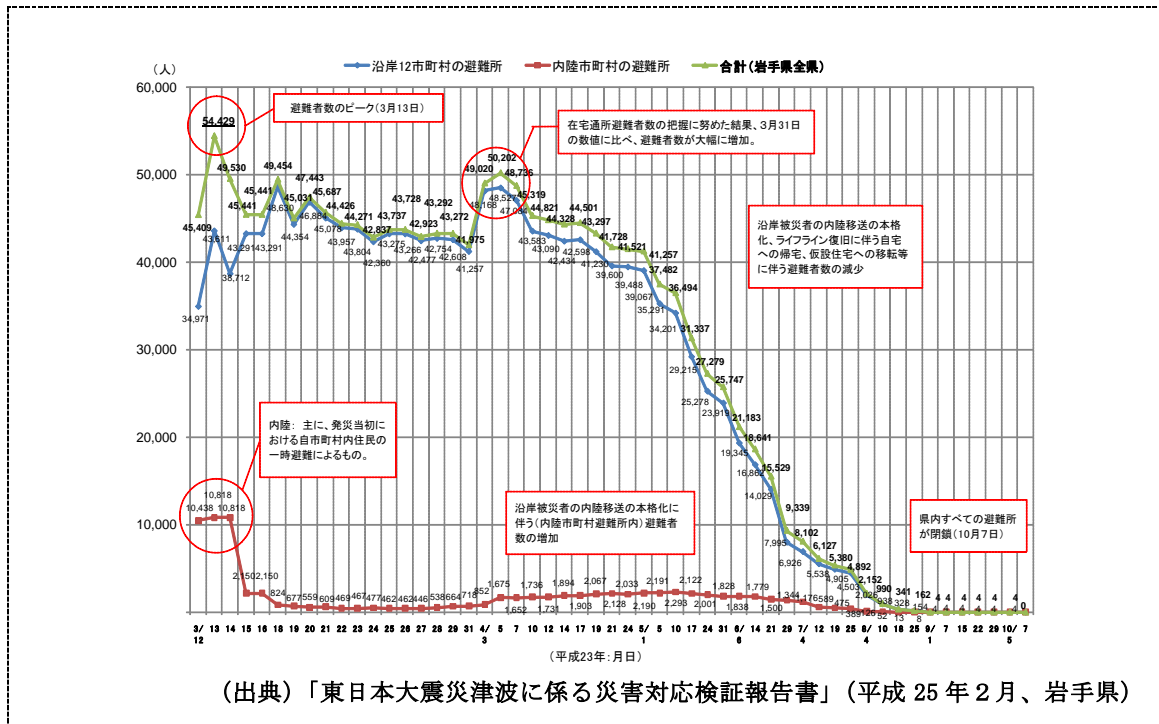
5 備蓄物資の調達

(1) 備蓄に当たっての想定人数

東日本大震災津波における県内の避難者数のピークは、平成 23 年 3 月 13 日の 54,429 人であった（図 2 のとおり）ことから、類型 I 物資の必要数の算定に当たっての想定人数を 55,000 人とする。

類型 II 物資については、対象者が限られる物資もあることから、個別に検討することとする。

図 2 東日本大震災津波における県内避難者数の推移



(2) 種類及び具体的な品目

ア 類型 I 物資

この物資の具体的な品目は、次のとおりとする。

区分	具体的な品目
食料	乾燥米（主食としてアルファ米等、アレルギー27品目不使用）、栄養補助食品（カロリーメイト等） ※ 両方合せて、1日当たり1,600キロカロリー程度の摂取が目

資料編 5 附属資料

	安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の栄養所要量に基づくもの）。
飲料水	保存水（ペットボトル） ※ 一人当たり3ℓ/日が目安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の生存に必要な水の摂取量に基づくもの）。
毛布	真空パック毛布（難燃性、抗菌・防臭加工が施されたもの） ※ クリーニングで再使用可能なものとする。こと。
トイレ	携帯トイレ（蓄便袋・凝固剤・便収納袋） ※ あらゆる便器に取り付けられ、薬剤を振りかけるだけでし尿処理ができるタイプのもの。 組立式トイレ（洋式） ※ 100人当たり1個室が目安（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が示す緊急事態における数量の目安）

イ 類型Ⅱ物資

この物資の具体的な品目は、次のとおりとする。

区分	具体的な品目（想定）
感染症対策物資	マスク、消毒液、体温計、間仕切り（パーテーション）、段ボールベッド、テント 等
高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護用品、育児用品、女性用品等の物資	介護用品（大人用おむつ ほか）、育児用品（液体ミルク、粉ミルク、哺乳瓶、乳児用おむつ ほか）、女性用品（生理用品 ほか）、アレルギー対応食品、オストミー対応トイレ等 【留意事項】 ・ 高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護用品、育児用品、女性用品等の物資については、流通在庫備蓄を活用することを基本とし、災害時に必要量を調達できるように、民間団体等との協定の締結等を進めていく。 ・ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月・内閣府男女共同参画局)の趣旨を踏まえ、一定程度の備蓄について考慮する。 ・ 外国人等の要配慮者が備蓄物資の使用方法や含有成分などについて正しい情報を得ることができるよう、多言語ややさしい日本語を活用した情報提供に努める。
その他特に備蓄する必要があると総合防	ブルーシート 等

災害長が認める物資	
-----------	--

(3) 備蓄量

県は、県地域防災計画の規定により、類型Ⅰ物資については、大規模災害の発生に備え、市町村や県民等の補完備蓄を行う観点から、市町村の備蓄状況及び県民の備蓄想定を踏まえ、上記(1)の想定人数(55,000人)から食料、飲料水、毛布、トイレなどの備蓄種類ごとに備蓄対象人数を算定し、それに応じた備蓄量を定めるものとする。

なお、県の備蓄量を定めるに当たっては、広域的な大規模災害時には、市町村の備蓄物資を県内で融通し合うことを前提とする。

類型Ⅱ物資については、上記(1)のとおり、対象者が限られる物資もあることから、個別に検討することとする。

ア 県の備蓄対象人数

① 県の備蓄状況

県は、岩手県消防学校資機材保管庫等の広域防災拠点5箇所において、食料、飲料水、毛布、携帯トイレ、組立式トイレの備蓄物資5種類について、次の人数分を備蓄している(令和3年3月末時点)。

備蓄物資	備蓄量	人数	人数算定の考え方
食料	28,800食	1,600人	備蓄量／(3食×3日×2種類) ※ 発災後3日分の食料が目安。
飲料水	109,800ℓ	18,300人	備蓄量／(3ℓ×2日) ※ 東日本大震災津波の際の給水活動は発災後3日目から展開できており、2日分の飲料水が目安。
毛布	1,500枚	1,500人	一人当たり一枚で算定。
携帯トイレ	171,000個	9,500人	備蓄量／(6回×3日) ※ 一日当たりの個数は、備蓄品仕様書から、大便1回、小便5回で算定。
組立式トイレ	59基	9,500人	9,500人／100人 ※ 百人当たり1基が目安。令和5年度までに95基整備予定。

② 市町村の備蓄状況

上記3(2)の「市町村の備蓄状況に関する調査について」(令和2年8月31日時点)の結果から、市町村では食料、飲料水、毛布、トイレの備蓄物資4種類について、次の人数分を備蓄している。

備蓄物資	備蓄量	人数	人数算定の考え方
食料	337,332食	37,481人	備蓄量／(3食×3日)

			※ 発災後 3 日分の食料が目安。
飲料水	197,286 ㍓	32,881 人	備蓄量 / (3㍓ × 2 日) ※ 東日本大震災津波の際の給水活動は 発災後 3 日目から展開できており、2 日分の飲料水が目安。
毛布	120,469 枚	88,071 人	市町村によって一人当たりの配布枚数が異なるので、必要人数を積上。
トイレ	218,289 個 225 台	12,127 人 22,500 人	携帯トイレ：備蓄量 / (6 回 × 3 日) 組立トイレ等 (※)：備蓄量 × 100

※ 組立トイレ及びマンホールトイレの総計

③ 県民の備蓄想定

上記 3 (3) の平成 30 年 (2018 年) 県民生活基本調査において、「普段から災害に備え、何らかの備蓄を行っている」と回答した人 (割合 46.8%) のうち、「家族分の食料や水、懐中電灯などの非常持出品を常に確保している」と回答した人の割合が 76.6% である。

このことを踏まえ、これらの県民は、県地域防災計画に定めるように、家族の 3 日分程度の食料、飲料水、携帯トイレ等を備蓄していると想定されることから、備蓄を行っている県民の人数 (想定) を、次のとおり、19,717 人とする。

[備蓄を行っている県民の人数 (想定)]

$$55,000 \text{ 人 (想定人数)} \times 0.468 \times 0.766 = 19,717 \text{ 人}$$

④ 県の備蓄対象人数

県の備蓄対象人数は、備蓄物資の種類 (食料、飲料水、毛布、トイレ) ごとに、想定人数 (55,000 人) から上記②及び③で得られた人数を差し引いた人数とする。

なお、備蓄物資のうち毛布については、上記②の人数 (88,071 人) が想定人数 (55,000 人) を上回っており、必要な備蓄量を確保できているが、これまでの県の備蓄の考え方 (上記 3 (1) イのとおり) を踏襲し、冬季に災害が発生した場合を考慮した備蓄対象人数とする。

備蓄物資	備蓄対象人数	備蓄対象人数の算定根拠
食料	0 人	55,000 人 - (37,481 人 + 19,717 人) = △2,198 人
飲料水	2,402 人	55,000 人 - (32,881 人 + 19,717 人) = 2,402 人
毛布	1,500 人	1,500 人
トイレ	656 人	55,000 人 - (34,627 人 + 19,717 人) = 656 人

イ 県の備蓄量

上記のとおり、岩手県災害備蓄指針制定時の算定方法に準じて現状値で置換すると、県の現状の備蓄量は十分に想定数量を満たしている。

一方で、県民の備蓄想定数量を見込んでいることはあくまで想定であり、当面、現在の県の備蓄数量を確保していく。

備蓄物資	備蓄量	備蓄量の算定根拠
食料	28,800 食	1,600 人×3 食×3 日×2 (主食、栄養補助食品) ※ 発災後 3 日分の食料が目安。
飲料水	109,800ℓ	18,300 人×3ℓ×2 日 ※ 給水活動が行われるまでの間が目安。
毛布	1,500 枚	1,500 枚/人 ※ 一人当たり一枚が目安。
携帯トイレ	171,000 個	9,500 人×6 回×3 日 ※ 一人当たり 3 日分が目安。
組立式トイレ	95 基	9,500 人/100 人 ※ 百人当たり 1 基が目安。

(4) 保管場所

備蓄物資は、大規模災害時に被災者へ迅速かつ効率的に供給できるよう、岩手県広域防災拠点（広域支援拠点、後方支援拠点）の「平常時の物資・資機材の備蓄機能」を付与する施設や広域防災拠点の運営に参画する県地方支部及び市町村の庁舎等に、分散して保管するものとする。

なお、保管施設については、以下に掲げる施設のほか、適宜追加できるものとする（ただし、非常時の連絡体制が確保されているなど、保管場所として適当と総合防災室長が認める施設に限る）。

[保管施設一覧（令和 3 年 3 月末時点）]

岩手県消防学校、二戸市防災倉庫、葛巻町社会体育館（機械室）、県遠野地区合同庁舎、県北上地区合同庁舎

【岩手県広域防災拠点の概要】

○ 本県の広域防災拠点は、次の二つのタイプの広域防災拠点から構成され、災害時に相互に連携し、一体として防災拠点機能を有するものであり、配置地域は、タイプ毎に次のとおり想定。

【タイプ A：広域支援拠点＝県内 1 カ所に設置】

⇒ 効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する「人・物・情報」に関する機能を有する防災拠点。県央部を中心とした地域に配置。

【タイプ B：後方支援拠点＝県内複数箇所に設置】

⇒ 被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する「人・物・情報」に関する機能を有する防災拠点。県南部、県北部にそれぞれ 2 箇所配置。

○ 広域防災拠点の整備に当たっては、早期に防災体制を確立する必要性や必要最小限の

コストで実現可能であることを踏まえ、県内にある既存施設を活用した「分散連携型」の機能配置を前提としており、当該施設の有するスペースに「平常時の物資・資機材の備蓄機能」等の機能を付与することを基本とするが、それがいない場合は、広域防災拠点の運営に参画する県や市町村の内や庁舎内や備蓄倉庫の設置などを検討する。

- 平成 25 年度に策定した「岩手県広域防災拠点配置計画」に基づき、平成 26 年度から備蓄を進めている。

6 備蓄物資の取扱い

備蓄物資については、各市町村からの要請に応じ、市町村に対し無償譲渡することを原則とする。

加えて、消費期限等到来前に、関係団体等は無償譲渡（同時に譲渡数量と同数を調達）等を行うことで、「ローリングストック」（資料編参照）の実現に努める。

また、他の都道府県からの支援要請に応じ物資を譲渡した場合、原則、求償するものとする。

運搬については、個別に検討することとする。

7 備蓄物資の維持管理及び更新

備蓄物資については、災害時に被災者に供給することができるよう、以下に定めるとおり、定期的に維持管理（保管及び点検並びに在庫管理）及び更新を行うこととする。

また、維持管理及び更新にあたっては、「物資調達・輸送調整等支援システム」（資料編参照）を活用することとする。

(1) 備蓄物資の維持管理

備蓄物資の維持管理（備蓄物資の保管及び点検並びに在庫管理）については、以下のとおり備蓄物資の保管場所の管理者が行うものとする。

保管場所	維持管理主体
広域防災拠点施設	当該施設の管理者（県、市町村等）
県合同庁舎	県（地方支部総務班の担当部署）
市町村役場庁舎	市町村（消防防災主管課）

(2) 備蓄物資の更新

県は、備蓄物資が上記 5 (3) イの類型 I 物資及び個別に決定した類型 II 物資の備蓄量を維持できるよう、保存期間を考慮の上、計画的に買い替えを行うものとする。

なお、災害時に供給しないまま保存期間を経過する備蓄物資については、期間満了前に総合防災訓練を始めとする各種訓練において配布する等の方法により処分を行うものとする。

(3) 経費負担

備蓄物資の維持管理及び更新に係る経費については、県が負担するものとする。

8 県の職員用備蓄の取扱い

災害対応に当たる県職員は、別に定める「岩手県業務継続計画」の規定に従い、平常時から自宅での食料及び飲料水の備蓄に努めるほか、職場にも3日分程度の食料、飲料水、着替え等の保管に努めるものとする。

また、県職員の円滑な災害応急対策の実施に資するよう、災害時における職員に対する炊出しの実施や民間団体等と協定を締結し、職員用の食料等の調達などを推進することとする（ただし、職員用の炊出しや食料等の調達は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の救助費用（国庫負担）の対象となるものを基本とする）。

9 義援物資の取扱い

災害時に県内外から寄せられる義援物資については、広域防災拠点のうち「支援物資の受入・分配機能」を付与する施設（県地域防災計画に定める物資集積拠点と同じ）に全て集積した上で、「災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定」（社団法人岩手県トラック協会との間で平成9年1月16日締結）に基づき、市町村の二次集積所等へ輸送することとする。

10 流通在庫備蓄の活用

上記5(3)イの備蓄物資以外の被災者支援のために必要な物資については、現在、関係団体等と締結している協定に加えて、災害時における民間団体等の協力を得られる態勢を一層強化するため、今後、所管事務に関係する団体等との応援協定の締結を進めるものとする。

11 国の「プッシュ型支援」の活用

災害発生時には、国において取り組んでいる「プッシュ型支援」（資料編参照）も活用し、必要な物資の調達に努める。

岩手県災害備蓄指針 [資料編]

岩 手 県

資料 1 : 類型Ⅱ物資に係る県の備蓄量 (令和3年3月末時点)

区 分	具体的な品目	備蓄量
感染症対策物資	マスク	7,500 枚
	消毒液	675 本
	段ボールベッド	2,500 台
	間仕切り (パーティション)	1,000 個
	非接触型体温計	225 個
高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護用品、育児用品、女性用品等の物資	液体ミルク	504 本
	哺乳瓶	400 本
その他特に備蓄する必要があると総合防災室長が認める物資	ブルーシート ※参考 規格：10m×10m	25 枚

※ 上記数量は備蓄開始時に緊急的に算定した数量であるため、今後継続して備蓄していく数量の精査を行っていくもの。

資料2：関連用語（内閣府ホームページ等を参考に整理したもの）

➤ ローリングストック

普段から少し多めに物資を購入しておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の物資を備蓄しておく方法

➤ 物資調達・輸送調整等支援システム

国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現することを目的としたシステム

➤ プッシュ型支援

国が、被災地方自治体からの具体的な要請を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み

[参考①]

内閣府防災情報のページ

http://www.bousai.go.jp/jishin/kumamoto/kumamoto_shien.html

[参考②]

14～16 頁：国におけるプッシュ型支援実績（令和2年7月豪雨（熊本県）における事例）

※ 内閣府ホームページにおいて公表されている資料を引用

令和2年7月豪雨ブッシュ型支援の状況（速報値）

令和2年9月16日15時00分時点
内閣府防災担当

熊本県に以下のとおりブッシュ型支援を実施。

品目	数量	自治体到着状況	避難所到着状況
食品関係			
バックごはん	約25,000 点	7/6、7/7 県到着済、市町村配布済	7/6 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スボーツパレス、人吉東小学校、中原小学校）、球磨村（人吉第一中学校、球磨村福祉センター「せせらぎ」、田舎の体験交流館「さんがうら」、旧多良木高校）芦北町（田浦選果場（拠点施設）、きずなの里、多目的研修センター、地域活性化センター、地域資源活用総合交流促進施設、あしきた青少年の家、女島活力推進センター「ゆめもやい」、八代市（八代トヨオカ地建アリーナ、千丁コミュニティセンター）、その他市町村の避難所に到着
缶詰、レトルト食品等	約69,000 点	7/6、7/9、7/22、7/30 など県到着済、市町村配布済	
粉ミルク、液体ミルク	約2,300 点	7/8、7/13、7/14 県到着済、市町村配布済	
ベビーフード、幼児食	約8,000 点	7/27 県到着済、市町村配布済	
介護食、おかゆ	約12,000 点	7/28 県到着済、市町村配布済	
栄養補助食品	2,000 点	7/24 県到着済、市町村配布済	
飲料関係			
水（500ml）、お茶（500ml）	約105,000 本	7/5、7/7、7/17、7/22 など県到着済、市町村配布済	
経口補水液、野菜ジュースなど	約94,000 本	7/6、7/10、7/15、7/22 など県到着済、市町村配布済	
育児・介護用品			
おむつ（大人用・子供用）など	5,100 点	7/7、7/8、7/11、7/14 県到着済、市町村配布済	
その他育児用品（哺乳瓶、ベビー服、産後服、哺乳瓶消毒液、ベビー用毛布、搾乳機）	350 点	7/11、7/13、7/14、7/15 市到着済	7/8 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スボーツパレスなど）、球磨村（人吉第一中学校など）、芦北町（きずなの里など）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に到着
車いす	10 台	7/8 町到着済	7/8 芦北町（地域資源活用総合交流促進施設）に到着
衣類関係			
衣類（Tシャツ、ズボン、スウェット）	約6,000 着	7/7、7/14 県到着済、市町村配布済	
下着、靴下、弾性ストッキング	19,000 点	7/7、7/10、7/12、7/14 県到着済、市町村配布済	7/8 以降随時、人吉市（人吉スポーツパレス）、芦北町（きずなの里）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナ）、その他市町村の避難所に到着
スリッパ、サンダル	約10,000 足	7/11、7/13、7/14、7/16 県到着済、市町村配布済	
トイレ関係			
組立型・仮設トイレ	80 点	7/8、7/14 県到着済、市町村配布済	
トイレットペーパー	53,000 ロール	7/6、7/11 県到着済、市町村配布済	7/7 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スボーツパレスなど）、球磨村（人吉第一中学校、旧多良木高校など）、芦北町（きずなの里など）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に到着
掃除洗濯用品			
雑巾、ゴミ袋	約2,000 枚	7/9、7/12 県到着済、市町村配布済	7/10 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉東小学校、人吉スボーツパレス、中原小学校、西瀬小学校、人吉市保健センターなど）、球磨村（人吉第一中学校、旧多良木高校など）、芦北町（きずなの里など）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に到着
掃除用洗剤、風呂用消毒剤	約3,240 点	7/9、7/18、7/21、7/22 県到着済、市到着済	
フロア用掃除道具、ブラシなど	約8,800 点	7/22、7/23、7/24、7/25 県到着済、市町村配布済	
物干台、ハンガー、洗濯ばさみ等	38,150 点	7/11、7/13、7/22 県到着済、市町村配布済	

品目	数量	自治体到着状況	避難所到着状況
寝具・タオル関係			
段ボールベッド	1,500 個	7/6、7/9 県到着済、市町村配布済	7/7 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレスなど）、球磨村（人吉第一中学校、旧多良木高校など）、芦北町（きずなの里など）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に到着
毛布、枕、シーツ	10,200 点	7/8、7/10、7/11 県到着済、市町村配布済	
マットレス、畳マット	5,000 点	7/10、7/12、7/16 など県到着済、市町村配布済	
タオル、タオルケットなど	13,630 枚	7/11、7/14、7/24 県到着済、市町村配布済	
応急資材関係			
ブルーシート	4,010 枚	7/7、8/3、8/7 など県到着済、市町村配布済	7/14 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレス、人吉東小学校、中原小学校）、球磨村（人吉第一中学校、球磨村福祉センター「せせらぎ」、田舎の体験交流館「さんがうら」、旧多良木高校）芦北町（田浦選果場（拠点施設）、きずなの里、多目的研修センター、地域活性化センター、地域資源活用総合交流促進施設、あしきた青少年の家、女島活力推進センター「ゆめもやい」）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナ、千丁コミュニティセンター）、その他市町村の避難所に到着
土嚢袋	731,000 枚	7/8、7/11、7/27、7/31 など県到着済、市町村配布済	
防塵マスク・ゴーグル	7,000 点	7/18、7/24 県到着済、市町村配布済	
カラーコーン、折り畳みコンテナ	2,200 点	7/23、7/24、7/27、7/28 県到着済、市町村配布済	
高圧洗浄機、バケツ	120 点	7/22、7/24 県到着済、市町村配布済	
高圧洗浄機、パケツ	120 点	7/22、7/24 県到着済、市町村配布済	
一輪車、バール、拡声器	350 点	7/24、7/27、7/29、8/1 県到着済、市町村配布済	
ドライワイパー、シャベル	2,000 本	7/28、7/29、7/30、7/31 県到着済、市町村配布済	
長靴	1,100 足	7/17、7/24、7/27、7/28 県到着済、市町村配布済	
刈払機	10 台	7/31、8/3 県到着済、市町村配布済	
電化製品関係			
電池式充電器、乾電池	1,050 点	7/6 県到着済、市町村配布済	7/6 人吉市（人吉スポーツパレス）に到着
電子レンジ、電気ポット	490 台	7/11、7/14 県到着済、市町村配布済	7/11 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉東小学校、人吉スポーツパレス、中原小学校、西瀬小学校、人吉市保健センターなど）、球磨村（人吉第一中学校、旧多良木高校、球磨村中学校など）、芦北町（きずなの里、地域資源活用総合交流促進施設、地域活性化センター、多目的研修センター、あしきた青少年の家、大野地区構造改善センター、女島活力推進センター「ゆめもやい」など）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に到着
冷蔵庫、冷凍機、製氷機	96 台	7/10、7/18、8/2、8/3 県到着済、市町村配布済	
掃除機、洗濯機、ドライヤー	320 台	7/10、7/16、7/20 県到着済、市町村配布済	
加温空気清浄機、テレビ	258 台	7/10、7/13、7/17 県到着済、市町村配布済	
電池式LEDランタン	100 点	7/30 県到着済、市町村配布済	
防犯カメラ	4 台	9/4、9/15 市到着済	
台所用品関係			
カセットコンロ、ボンベ	2,800 点	7/9 市町村到着済	7/9 球磨村（さくらドーム）に到着
使い捨てスプーン・フォーク	18,000 本	7/22、7/24 県到着済、市町村配布済	
生活用品関係			
ポティーンシート	約28,000 点	7/8、7/11、7/13 県到着済、市町村配布済	7/7 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレス、人吉東小学校、中原小学校）、球磨村（人吉第一中学校、球磨村福祉センター「せせらぎ」、田舎の体験交流館「さんがうら」、旧多良木高校）芦北町（田浦選果場（拠点施設）、きずなの里、多目的研修センター、地域活性化センター、地域資源活用総合交流促進施設、あしきた青少年の家、女島活力推進センター「ゆめもやい」）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナ、千丁コミュニティセンター）、その他市町村の避難所に到着
ウェットティッシュ（アルコール入り）	800 点	7/20、7/22 県到着済、市町村配布済	
生理用品	100 点	7/8 県到着済、市町村配布済	
ハンドソープ、ボディソープ	3,500 点	7/10、7/16 県到着済、市町村配布済	
シャンプー、リンス、保湿剤	約8,600 点	7/14、7/15、7/16 県到着済、市町村配布済	
消臭剤	200 点	7/22 県到着済、市町村配布済	
うがい薬、爪切り	7,000 点	7/11、7/13、7/15 県到着済、市町村配布済	

品目	数量	自治体到着状況	避難所到着状況
防虫剤、殺虫剤	約 7,100 点	7/11、7/23 県到着済、市町村配布済	所に到着
噴霧器	50 点	8/3 県到着済、市町村配布済	
網戸、マジックテープ <small>(簡易網戸用)</small>	900 点	8/8、8/13 県到着済、市町村配布済	
防犯ブザー	1,000 点	7/24 県到着済、市町村配布済	
クーラーボックス、保冷剤	約 740 点	7/24、7/26、7/27 県到着済、市町村配布済	
ホワイトボード、ガムテープ	2,360 点	7/22 県到着済、市町村配布済	
台車、カゴ台車、ポリタンク	約 140 点	7/25、7/28 県到着済、市町村配布済	
血圧計、体重計	約 100 点	7/24、7/25 県到着済、市町村配布済	
簡易設置式手すり	20 台	7/22 県到着済、市町村配布済	
熱中症対策関係			
クーラー(業務用・エアコン)	169 台	7/7、7/8、7/12、7/13、7/14 県到着済、市町村配布済	7/7 以降随時、人吉市(人吉スポーツパレス、中原コミュニティセンター、大畑コミュニティセンター、東間コミュニティセンター、第二中学校、東小学校、西小学校、西瀬小学校、中原小学校、大畑小学校、第三中学校、東間小学校)、球磨村(人吉第一中学校、旧多良木高校)に到着
スポットクーラー	147 台	7/6、7/7 県到着済、市町村配布済	7/7 以降随時、人吉市(第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレスなど)、球磨村(人吉第一中学校、旧多良木高校など)、芦北町(きずなの里など)、八代市(八代トヨオカ地建アリーナなど)、その他市町村の避難所に到着
扇風機	650 台	7/8、7/13 県到着済、市町村配布済	
瞬間冷却材	16,460 個	7/7、7/20、7/21、7/23 県到着済、市町村配布済	
塩飴	4,000 袋	7/25 県到着済、市町村配布済	
感染症対策関係			
非接触型体温計	200 本	7/6、7/16、7/25 県到着済、市町村配布済	7/6 以降随時、人吉市(第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレス、人吉東小学校、中原小学校)、球磨村(人吉第一中学校、球磨村福祉センター「せせらぎ」、田舎の体験交流館「さんがうら」、旧多良木高校)芦北町(田浦選果場(拠点施設)、きずなの里、多目的研修センター、地域活性化センター、地域資源活用総合交流促進施設、あしきた青少年の家、女島活力推進センター「ゆめもやい」、八代市(八代トヨオカ地建アリーナ、千丁コミュニティセンター)、その他市町村の避難所に到着
非接触型体温測定器	8 台	7/24、8/7 県到着済、市町村配布済	
布製パーティション	約 1,940 個	7/5、7/7、7/12、7/18 など県到着済、市町村配布済	
テント式パーティション	120 個	7/22 県到着済、市町村配布済	
マスク(大人用・子供用)	10,840 枚	7/10、7/11 県到着済、市町村配布済	
フェイスシールド	3,000 枚	7/24 県到着済、市町村配布済	
ビニール手袋	2,000 枚	7/6 県到着済、市町村配布済	
消毒剤	520 点	7/15、7/16、7/22 県到着済、市町村配布済	
手指消毒液	1,000 点	7/10 県到着済、市町村配布済	
液体用ボトル	500 点	7/26 県到着済、市町村配布済	

資料3：譲渡に係る様式

[様式]

令和 年 月 日

備蓄終了物品の譲渡申請及び誓約書

岩手県総務部総合防災室長 様

(申請者)

〒

住 所

所属名称

職・氏名

連絡担当

電 話

次の物品を譲り受けることを申請します。

物品の名称	
数量	
保管場所	
目的	

なお、譲渡後は下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 譲り受けた物品について、不用となった場合を除き、上記表中の目的以外には使用しません。
- 2 譲り受けた物品にかくれた瑕疵のあることを発見しても、県に損害賠償の請求をしません。
- 3 譲り受けた物品は速やかに県の保管場所から搬出し、適切に管理します。
- 4 搬出及び運搬等に関する費用は、県に請求しません。
- 5 譲り受けた物品が不用となった場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び関係法令に基づき適正に処分します。

以上

※ この譲渡申請及び誓約書の個人情報については、目的以外には使用いたしません。

総 防 号 外
令 和 元 年 月 日

様

岩手県総務部総合防災室長（公印省略）

備蓄終了物品の譲渡について

令和 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり承認いたします。

記

1 承認する内容

次の物品を譲渡すること。

物品の名称	
数量	
保管場所	
目的	

2 条件

- (1) 目的を変更しないこと。ただし、軽微なものを除く。
- (2) やむを得ず目的を変更する場合は、再度申請を行うこと。

3 承認の取り消し

次のいずれかに該当するときは、承認を取り消します。

- (1) 申請者が譲渡した物品を速やかに搬出しない場合又は搬出する見込みがないと認められる場合
- (2) 申請者から承認の取り消しの申し出があった場合
- (3) 申請者が譲渡した物品の取扱について不正の行為をした場合
- (4) その他、県が必要があると認めた場合